

職務質問の研究——アメリカ社会と警察 (二)

渡

辺

修

序章 問題の所在

第一章 警察と市民(一)一九五〇年代まで

第二章 被害の実務と停止・捜査

第三章 警察と市民(二)一九六〇年代 (以上、一三卷三号)

第四章 テリー事件以前の判例法

第一節 研究の動向

(一) ウィルソン、フットの論争

(二) シュウォーツの研究

(三) その他の研究

(四) 捜査についての研究

第二節 停止・捜査と判例法

(一) 連邦下級裁判所の動向

(二) ニューケ州裁判所の動向

職務質問の研究——アメリカ社会と警察 (一)

渡邊

(五六一)

三九

第三節 停止・捜査と立法

第五章 テリー、ヴィリアムズ事件

(一) テリー事件に至る道程

(二) テリー、ヴィリアムズ事件

(三)まとめ

第六章 テリー事件以後の判例法(一)一下級裁判所判例の展開

第一節 連邦下級裁判所の判例

(一)停止の要件について

(二)捜査の要件について

(三)まとめ

第二節 ニューヨーク州裁判所の判例

第七章 テリー事件以後の判例法(二)連邦最高裁判所判例の展開

(一)氏名開示条例と停止・捜査—ブラウン、ドウフィリップ事件

(二)降車命令とミムス事件

(三)任意同行とダナウェイ事件

(四)令状執行現場における停止・捜査—ヤバーラ、サマーズ事件

(五)空港における薬物取締—メンデンホール、リード事件

(六)小括
(以上、本号)

第八章 アメリカ社会と警察—停止・捜査法の背景

終章 職務質問・所持品検査の適法性の限界

あとがき

第四章 テリー事件以前の判例法

第一節 研究の動向

(+) ウィルソン、フットの論争

一六〇年代の初頭、連邦地方裁判所が、合理的嫌疑を根拠とする停止・身柄拘束を適法とする判断を示し⁽¹⁾、注目を浴びるとともに、学界に於てもようやく停止・職質・捜査の法的規制を正面からとり上げてその当否を論じるようになってしまった。その理由のひとつは、前述のように、犯罪の増加、黒人によるテイラーに於る警察官との軋轢等の社会的現実に直面して、ストップ・アンド・フリクスが現場でどのようにながれていいるのかについて研究が進んだことである。ティファニー、ラフ・ヨーブ等の研究、大統領委員会の報告は、それらの集約であったといつてよい。こうして現場実務の実態に対する共通の認識に立って、どのような規制を行うのか議論する土台ができ上がったのである。また、一九六一年のマップ事件⁽²⁾で、違法収集証拠排除法則が州へも適用されることになり、更に、六三三年のウォン・サン事件⁽³⁾では、供述が任意でも身柄拘束そのものが不法などにはこれを証拠から排除するとされた。これらの判決も、身柄拘束や捜査による証拠保全が如何なる場合に違法となるのかの限界を明らかにする必要を生んだといえる。

六〇年代の学界に於る議論のきづかけを与えたのは、六〇年にノースウェスタン大学が主催して開催した『刑法の運用に関する国際会議 (International Conference on Criminal Law Administration)』であった。この時わ

れる⁽¹⁾。同会議では、メイントークのルルージュ・ペーパー・トラン・フリスクの問題が選ばれ、アメリカの他七国の法曹関係者が各国の状況について発表を提出した。アメリカのトーマス・ジョンソン教授が総括的な問題を提起し⁽²⁾、ウーリンソン・シカゴ市警察本部長が、先に紹介した統一逮捕法典のラインに沿う身柄拘束権の拡大を主張し、これに対し、ハッシュ教授が批判論を展開している。ウーリンソン、ハッシュの論争の概要をみてみよう。

(一) United States v. Bonanno, 180 F. Supp. 71 (S. D. N. Y. 1960).

(2) Mapp v. Ohio, 367 U. S. 643 (1961).

(3) Wong Sun v. United States, 371 U. S. 471 (1963).

(4) Barrett, Police Practice and the Law—From Arrest to Release or Charge, 50 CALIF. L. REV. 11, at 12-16 (1962).

(5) See, Police Detention and Arrest Privileges: An International Symposium, 51 J. CRIM. L. C. & P. S. 385 (1960).

(6) Remington, The Law Relating to "On the Street" Detention, Questioning and Frisking of Suspected Persons and Police Arrest Privileges in General, 51 J. CRIM. L. C. & P. S. 386 (1960). 本論文の紹介ページ：[\[リンク\]](#)。

警察研究[[1]] 部四章（略）[[2]]

II ウーリンソンは、米国當時の犯罪情勢の悪化を指摘している⁽¹⁾。一九五七年から五八年にかけて殺人、強盗、重傷撲滅等の所謂重大犯罪は人口増加率の五倍の増加率を記録しており、他方、有罪率は五一一年から五六年の平均と比較して五七年や一〇・一一%減、五八年や一〇・九%減となる。例えば、強盗の有罪率をみると、五一年から五

六年の平均七六・七%，五七年六一・三%，五八年六〇・八%となり (at 396, 397)。犯罪が増加しているにも拘らず有罪率が減少していく原因は、司法の運用がバランスを失い、裁判所によつて警察に対する厳しい制約が課せられてゐる点にあるとする (at 397)。「自由社会」の刑事手続システムは「有罪の者は有罪と判断されるべきであるという原則」に基づいてゐる。つまり「裁判では、無辜の者の無罪を確認すべきなのと同じく、有罪の者の有罪を確認する倫理的義務を負つてゐる」(at 395)。他方、警察の果たす基本的目的は、物理的、精神的な諸手段を用いて犯罪の機会を減ずることにある。従つて、犯罪発生後に犯人発見、証拠収集に時間を費すことと同時に、犯罪の抑止がより重視されなければならぬ (at 398)。しかし、右の司法と警察の機能を実現する際、逮捕権に対する制約が厳しく、さらに、裁判に於ては違法収集証拠排除法則の適用があるため、結局、充分な犯罪予防効果をあげられず、また、有罪の者を逮捕してもその「真実の排除」を招いている (at 395-396, 398)。

ウイルソンは、かかる事態が生じたのは、「自由社会に於る犯罪との闘争 (war against crime in a free society)」と從事する警察官の役割が正しく評価されていないからであると指摘する (at 399)。「民衆が警察に実行を期待してゐる」と、警察が公共の平和と安全を守るために実行する権限を与えてゐると、とに矛盾が存在してゐる。これは主として、警察目的といれを実現するために実行しなければならないとしていて理解が欠けてゐる。いわば由来してゐる (at 398)。そこで、この矛盾を解消し、「生命と財産の安全」「自由社会の安全」を守る一方策として、警察官の身柄拘束権に関して、次のような「調整」を提案してゐる。これは、犯人逮捕を容易にするといひ、警察官への物理的危険の除去をねらつたものである。

「當時存在していふ状況に照らして、容疑者が犯罪実行の機会を求めてゐるから合理的な嫌疑 (reasonable suspicion) がでてくるよつた行動をしていふ場合、警察官は相手を質問する権限を与へられるべきである。警察官は、相手が危険な武器を所持しており身体に危険が及ぶと信ずべきも合理的理由 (reasonable grounds) があるとき、その容疑者に対し武器の搜索を行う権限が与えられるべきである。容疑者が、その場に「理由」そこで何をしていふのかについて充分に説明することが可能か、または、説明しようとした場合、警察官は容疑者を警察署へ連行し取調べを継続する間拘束しておく権限が与えられるべきである。但し、その期間は二時間とし逮捕に至る」とはやきないものとする」(at 399)。

以上の他、目撃者に対する氏名・身分を聞く権限や、「警察官は、既に前科のある麻薬関係の犯罪者について、當時の事情と相手方の行為から判断して禁制品を所持してゐるとの合理的な嫌疑を抱いた場合、令状なしに禁制品につき捜索する権限」も認めるものとしている (at 400)。また、従来から被逮捕者をマジストレイト面前へ引致する事なく釈放する実務が行なわれていただが、この点について、「取調べの結果無実であると判明し、または、醜聞者が素面になつたときには、マジストレイトに引致する事なく被逮捕者を釈放する権限を与えるべきであれ」と述べられてゐる (at 399-400)。

(一) Wilson, Police Arrest Privileges in a Free Society: A Plea for Modernization, 51 J. CRIM. L. C. & P. S. 395 (1960).

II フット教授は、以上のウイルソンの主張に対して、次のよつた反論をしてゐる。

まず、犯罪解明率や有罪率の低下、警察の非効率性の点については、それだけを理由に逮捕法を改革することはできないとする。この改革が必ず効率性の上昇を生むものではなく、また法執行の改善には他にも有効な手段がありうるとする。警察官の質の向上もそのひとつである。現に、もともと法的制約が厳しい連邦警察は、かかる制約を守り人権を尊重している点だけでなく、効率性の点でも高く評価されているとする(at 405)。これとあわせて、ある程度の人数の増員をし、パトロール体制の量的強化を行うことも法執行の改善策となる。五四年にN・Y市警は、人口約一二万人の住むある管区の外勤警察官を一八八名から四四〇名へ、巡査部長クラスを一五名から三三名へと増員してパトロールにあたったところ、約四ヶ月間に前年同期比較で重罪五五・六%低下、犯罪解明率は一〇・一%から六五・六%に増加したという結果も報告されている(at 405)。以上に対して、統一逮捕法典の提案、
　　¹ ウィルソンの主張のような逮捕法改正論は、右の警察の質的・量的改善に伴う財政上、政治上、警察部内の困難を回避し、然もあたかも改正によって何事かをなしうるかのような幻想を与えるものである。これは、「政治的効率性」には当然のアピール力を有しているが、結局、「警察権限強化の立法とは、財政と人員の面にわたる合理的なポリシーの不充分極まりなき代替物ではないかと考える」とする(at 405-406)。

次に、統一逮捕法典について具体的な批判を展開している。まず、用語にまつわる問題点として、右法典は一つの「砂糖のころも」にくるまれているとする。ひとつは、「合理的」嫌疑という用語である。この言葉は、従来は令状によらない逮捕、搜索の根拠とされた「相当の理由」を説明するためには用いられ、両者は同義と考えられていた。法典は、このように慣用されてきた「合理的」という言葉を使いつつ、「相当の理由」とは認められない事由

をも取り込もうとするのである (at 402-403)。今ひとつは、ストップと「逮捕」との区別である。前者は單なる身柄拘束にすぎないと説明している。これは、「『逮捕』が鋭い言葉であり、ステイグラを意味し、市民の自由が完全に国家権力に服する時点を劇的に示すものである」ため、両者を區別し法典の厳しいイメージをもける」とねらっているとする (at 403)。しかし、用語がどうあれ、正に「相当の理由」によらない身柄拘束を一時間も許す事実に変わりはなく、これは、修正四条そのものの改正に等しい。しかし、前述のように、憲法改正にも等しい立法を是非必要とする国家的利害—犯罪予防・捜査の効率性にとって逮捕権拡大が不可欠である」と一は実証されていないとする (at 404, 407-408)。また、警察官の「合理的」嫌疑と「直感」とを限界づけられるのかも疑問とする (at 407)。

他面で市民の側はプライバシーの権利の侵害を受けることになる。ただ、現に身柄拘束をされたが、正式に逮捕として処理されることがなく釈放された者の人数について信頼できる統計を欠くため、個人の自由と公共の必要性との正しいバランスをはかり難いという問題が残っている。実例としては、一九六〇年にバルティモア市で行なわれた、夜間の未成年者運転車両を停止しチェックする計画では、年間で約一五七、〇〇〇台の車両が停止させられ、一、〇〇〇人以上が交通違反以外の被疑犯罪で逮捕されている。つまり、各車両に乗員一名と推定すると、一名逮捕のため三四人に停止を求めている計算になる (at 406)。こうした交通検問の他に、重大犯罪が発生すると容疑者の大量の「一せい検挙 (rounds-ups)」がなされたり、不審人物、浮浪者、前科・前歴のある者その他好ましからぬ者に対する日常業務として停止・職質または取調べがなされている。

フット教授は、じゅうした実務の結果、乱暴に逮捕され、数分、数時間、数日の中取調べを受けついで逮捕の正式記録の作成もなく釈放される人は、相当数に及ぶのではないかとし、こうした大量の身柄拘束、特に無辜の者の大量拘束の結果、市民と警察との関係、対警協力の態度に一定の影響を与えていたのではないかと疑問を投じていね。

(一) Foote, *The Fourth Amendment: Obstacle or Necessity in the Law of Arrest?* 61 J. CRIM. L. C. & P. S. 402 (1960).

III 以上のべた、モリーベ・ペロフ・ショーナンナリバムを軸の担ひでいたワイルソンが、効率的犯罪予防・捜査を実現するため、合理的嫌疑に基くストップ・アンド・フレイスクの権限、並びに回答拒否に対する逮捕権、署への連行権等を積極的に認めようとしたのに対し、コートは、ストップ・アンド・フレイスクがもたらす効果に疑問があるといふ、「合理的」嫌疑による限界設定が事実上困難などと、市民一般に対する大量的プライバシー侵害を生じること等を論拠に否定的な態度をとった。六〇年代以後、概ねこれらの論点を軸として、賛否両論が展開されてくるのである。しかし、ワイルソンの主張や統一逮捕法典に従う説も多くみられた⁽¹⁾、原則としては合理的嫌疑によるストップ・アンド・フレイスクを認めつつ、その範囲が広がりやあんじょう様々な絞りをかけようとやる説もまた有力であつたようと思われる。以て、後者の諸説をみてみよう。

(一) See, Comment, *The Law of Arrest: Constitutionality of Detention and Frisk Acts*, 59 N. W. U. L. REV. 641 (1964); Siegel, *The New York "Frisk" and "Knock-Not" Statutes: Are They Constitutional?* 30 BROOKLYN L. REV. 274 (1964); Kuh, *In-Field Interrogation: Stop, Question, Detention and Frisk*, 3 CRIM. L. BULL. 597 (1967); Younger, *Stop and Frisk: "Stay it like it is"*, 58 J. CRIM. L. C. & P. S. 293 (1967); Stern, *Stop and Frisk:*

An Historical Answer to A Modern Problem, 58 J. CRIM. L. C. & P. S. 532 (1967).

(1) ショウウォーツの研究

— フット教授と並んで、ニューヨーク大学のショウウォーツ教授も、ストップ・アンド・フリスクの犯罪抑止効果に対する根本的な疑問を示した。⁽¹⁾ 従来からも指摘されて いるように、かかる実務が黒人地区に於る摩擦を生じさせ る原因となり、むしろ逆効果である」と、この結果、警察と市民との協力関係ができるにくい環境を生み出している」と、ストップ・アンド・フリスクに際し過剰な実力行使が行なわれることが多い」と等の問題点の他 (at 452), 次の点をも指摘している。

ショウウォーツは、不審者一般に対して、その犯罪を予防するために、本当に強制的停止権限まで必要か疑問とする。警察官が不審者に接近し、質問した時に相手が回答を拒否しても、少くとも相手の特徴を把握することができるし、相手にとつても警察官に呼び止められ顔を見られたというプレッシャーが残る。ショウウォーツは、このように、「警察のプレゼンスという単純な事実」こそ「もっとも重要な犯罪抑止」となるとし、それ以上に強制的に停止を継続しても得るところは少ないと断言している (at 456)。統いて、相手が逃走しようとした時どう対処すべきかについては、次のように主張している。警察官が事前に強盗等の犯罪発生の情報を得ているものとくには、相手が盗品らしき物を持って いる事情と併せて逮捕の「相当の理由」を認めうるとす (at 456)。更に、警察官が通常のペトロール勤務に就いている場合で特に既発犯罪に関する情報を持つていない時、職質の相手が逃走した

らかにやさしくあるべきか。ショウウォーツは、大胆にも次のように主張している。「容疑者の逃走が、既に警察の知っている犯罪及び犯人に関するその他の事情と相俟つて容疑者が犯人であると確信する相当の理由を構成しない場合には、強制的な停止権を認めるべきではない。そうした場合には、強制的な身柄拘束により適法に得られる知識はわざかであって、非難の集中している不透明な現場実務に内在する利益侵害や危険を上回るものとはいえない」(at 457)。

かかる認識は、六六年四月にノースウェスタン大学で開催されたシンポジウム『最高裁判所と警察』に於て、ストップ・アンド・フリスクのテーマにて報告したミシガン州最高裁判所のスージス判事も既に認めていたといひであった⁽²⁾。

- (1) Schwartz, Stop and Frisk, 58 J. CRIM. L. C. & P. S. 433 (1967).
- (2) Souris, Stop and Frisk or Arrest and Search—The Use and Misuse of Euphemisms, 57 J. CRIM. L. C. & P. S. 251, at 255-256 (1966).

III その他の研究

以上した根本的な批判と別に、ストップの範囲を限定するため、幾つかの提案がみられた。従来から、「逮捕」と「ストップ」とよぶ身柄拘束との区別は、かなり困難であった。それで、相当の理由によるない身柄拘束を正当化するためには、侵害程度がわずかであるといふ、短時間であるいふと併せて、あくまで任意的処分であるといふが

強調されていたのも両者の区別を明確にしておく必要があつたためである。⁽¹⁾しかし、一方で強制的な停止権を肯定しつゝ、「逮捕」と区別するために、市民の側にはこれを拒む自由があるとすることは、どうしても矛盾が残つてしまふ。ウィルソンの主張は、この矛盾を解決するため、文字通り強制処分としての停止権を主張したのである。しかし、いじまで踏み切ることは、正面から修正四条と抵触するおそれを感じる。「」⁽²⁾三の学説は、いの「任意」と「強制」との狭間に立つて、調整の工夫をしている。

六五年九月、コロンビア大学とオックスフォード大学の両法学部が共催してイギリスのディッヂリー・パークで『刑法とその運用に関する英米法曹人会議』が開かれた。⁽³⁾この会議では、ハーバート大学のベイター教授、先述の大統領委員会の事務局長を務めるフォーレンバーグが、逮捕、取調べ等に関して報告をしている。この報告でも、法律によりストップ・アンド・フリスクの権限を認めることが妥当であることは認めている。しかし、同時に、次のような制約をも課している。①停止の期間については110分以内程度とすること、②警察署その他の場所への連行は一切禁止する」と、③一定の事情の下では黙秘権の告知を行ふべきこと、④停止に伴う搜検は、武器の発見の目的に限り、また、武器を発見する「蓋然性のあるとき (likely to disclose a hidden weapon)」に限定する」と、⑤武器以外の証拠物が発見されても証拠使用を禁止する」と (at 66-67)。

この他、ある論者は、警察官は、相手を停止させたとき、①「自己の身分を明らかにし停止した理由を詳細に説明すること」、②「警察官は、対等な市民間の通常のビジネス的関係でみられる適切な態度をとらなければならぬ」とし、職質が強制的豪邁気でなされないよう担保しようとしている。また、「合理的」嫌疑の認定上、

「犯罪の重大性」を考慮事由に含めるべく、犯罪が重大であればなんら嫌疑がなくとも構わないという方向へ流れがある。あるので、かかるスライディング・スケールを用いぬことに反対する者もいる。⁽⁶⁾

停止を「強制」する」とを認めると、次に、職質に先立ち、黙秘権、弁護人依頼権等の権利の告知を要するのかと、いう重要な問題がでてくる。この点で、連邦最高裁はエスカビート、ミランダ⁽⁸⁾両事件により、捜査官による「身柄拘束 (in custody)」後の尋問に先立ち、上記の権利告知を行うことが憲法上の要請であると判示していた。⁽⁹⁾かかる判例の動向を背景として、トップによる身柄拘束後の職質に際しても場合により黙秘権の告知を要するとする主張もみられる。⁽¹⁰⁾ハイブラムズ助教授は、この問題に関して、次のように指摘し、路上での強制的な停止の際の質問も、署の取調べ室内での被疑者取調べも本質的には同じであるとしている。

「路上での身柄拘束は、警察署での尋問と幾つかの共通する特徴を有している。後者の身柄拘束は、個人を他人との連絡の断たれた、警察が支配する雰囲気の中に置く。路上で拘束された個人も、弁護士、友人から隔離されている。相手方個人にとっては、すぐに使える電話がない点は、署に於る場合よりも大きな不利益になりかねない。一人の警察官が路上で一人の市民を囮むことは、警察署に於る二人の警察官と同様に、優越的立場に立つことになり、また相手に恐怖を与えることとなる。更に、被疑者が身柄を拘束されており、警察のコントロールにあると知ったときには、質問に答へざるをえない感じるのが自然である」。⁽¹¹⁾

(一) Cf., *Poulas v. United States*, 95 F. 2d 412 (9th Cir 1938); *Green v. United States*, 259 F. 2d 180 (D. C. Cir. 1958).

- (△) Tiffany, op. cit., 43 DENVER L. J. at 414 pp.
- (△) W. C. WARREN, et. al. CRIMINAL LAW AND ITS ADMINISTRATION: The Ditchley Paper (1966).
- (△) Bator / Vorenberg, Arrest, Detention, Interrogation and the Right to Counsel: Basic Problems and Possible Legislative Solutions, in: W. C. WARREN, et. al. op. cit. at 32.
- (△) Reich, Police Questioning of Law Abiding Citizens, 75 YALE. L. J. 1161, at 1170 (1966).
- (△) Leagre, op. cit. 54 J. CRIM. L. C. & P. S. at 414.
- (△) Escobedo v. Illinois, 378 U. S. 478 (1964).
- (△) Miranda v. Arizona, 384 U. S. 436 (1966).
- (△) YALE KAMISAR, POLICE INTERROGATION AND CONFESSIONS, at 41 pp. (1980).
- (△) Comment, Police Power to Stop, Frisk, and Question Suspicious Persons, 65 COLUM. L. REV. 848, at 865 (1965); cf., Schwartz, op. cit. 58 J. CRIM. L. C. & P. S. at 459.
- (△) Abrams, Constitutional Limitations on Detention for Investigation, 52 IOWA L. REV. 1093, at 1113 (1967).

四 捜査の立場の研究

所謂フリベク（武器の検査）の立場も、相手方が武器を所有してある危険が及ぼすと判断するに足る「合理的理由」があれば認められる立場に對して、幾つかの批判がある。すなはち、停止した時には当然に検査をするべき「正常な検査」^(一)の立場から、檢査の危険を避ける具体的な必要のない場合は限らなければならぬだとして立場がみのね。^(一) また、検査は自己防衛のためにのみ許されたものであるから、その結果発見された証拠物

は公判では一切使用しないとするものもある。⁽²⁾更に、ストップについては合理的嫌疑で足りるとしても、武器の捜査も「搜索」である以上、相手の武器所有を確信する相当の理由なしには認められないとする主張もある。⁽³⁾

この点でも、よりドライイックな批判をしているのは、ショウワーツ教授である。教授は、まず一九五五年の屋外労働を主とする各種職業別の死亡者数と警察官の殉職数とを比較している。これによると、就労一〇万人あたりの職務中の死者は、鉱山で九四人、建築で七六人、農業で五五人、運輸で四四人であり、他方、警察官一〇万あたたりの殉職者は三三人にすぎず、このことから、一般的にいって警察官が特に危険だとはいはず、従つて常に捜査を必要としているとの一般的評価はできないとする。⁽⁴⁾かかる認識をバックとして、次のように提言している。

「捜査は、濫用と差別的執行の危険性があまりにも高いので、一般的には認められるべきではなく、他の手段を求めるべきであろう。……例えば、その一つとして、被疑者に対し、手をみえるところにおいてたりその他一定の位置に保つておくよう命ずることや、既に普通にみられているように、警察官が二人以上で行動することなどがある。……また、被疑者に降車を求める方法もある。ただ、こうした手段が捜査と同様に効果的であるか判断することは困難である。捜査自体がどの程度有用かについても知識がほとんどなく、従つてこうした代替手段がどの程度有効となりうるのかについての知識が欠けているからである。しかし、こうした代替手段は、侵害の程度はより少ないし、現に捜査のなされる実際の情況の多くに照らして考えても、特に警察官の安全を減じることになるとは思われない」。⁽⁵⁾

以上のように学説は、停止・^{ストップ}職質・^{アンド}捜査にいずれについても、これを制限的にしようとする姿勢をみていた。こ

れは次に、裁判所のせいかんの実施についていたのややか。次にさるの叶ふべくみよ。

- (一) Leagre, op. cit. 54 J. CRIM. L. C. & P. S. at 419.
 - (二) Note, Selective Detention and Exclusionary Rule, 34 U. CHI. L. REV. 158, at 166-167 (1966).
 - (三) Comment, Probable Cause Held Not Requisite For Stop and Frisk, 39 N. Y. U. L. REV. 1093, at 1097 (1964).
 - (四) Schwartz, op. cit. 58 J. CRIM. L. C. & P. S. at 461.
 - (五) Schwartz, op. cit. 58 J. CRIM. L. C. & P. S. at 462.
- ノウの歴史的他の文献によれば、Wolbrette, Detention for Questioning in Louisiana, 39 TULANE L. REV. 69 (1964); Pilcher, The Law and Practice of Field Interrogation, 58 J. CRIM. L. C. & P. S. 465 (1967); Note, Stop and Frisk in California, 18 HASTINGS L. J. 623 (1967).

第一節 停止・捜査と判例法

（一）連邦下級裁判所の動向

一ノイの時期に入ると、逮捕に先行する手続として停止・職質を位置づけ、特にこの点の特別の要件を吟味するゝべく事実上停止・職質の適法性を前提にしたと思われる判例^(一)並びに、緊急配備中の自動車の停止について「理由」による逮捕、捜索であるとして処理する判例もみられたが、他はむしろ今一歩進めて、停止・職質の許され根拠と要件を積極的に模索するものが主流を占めるようになつてゐた。ゆゑに、ノイの時期の判例は、主に停止・職質の要件の議論に集中しており捜査についてはあまり觸れてゐなかつた。

停止・職質そのものを適法とし証拠排除による救済を否定した最初の判例は、一九六〇年の「ボナンノ事件」⁽³⁾である。被告人は酒の密造・販布の嫌疑で内偵を受けていたが、事件当日その住居の納屋付近に二〇～二五台ほどの車が駐車してあるのを確認し、近くに検問所を設け、被告人宅から出でてくる全車両のチェックを行なった。やがて車が滞留し、警察官の人員も不足していたのでまだ残っていた者全員を署へ連行し、氏名・住所・職業・前科・この地へ来た目的につき質問に及んだ。各自に対する質問は三〇分以上になることはなかつた。被告人等は、後に、酒の密造等の共謀で起訴され、その際右の尋問に對する被告人等の供述が証拠として提出されたのである。

判決は、右の自動車の停止、署への同行、職質の適法性を考えるにあたり、まず、かかる態様の「身柄拘束(detention)」は修正四条で相当の理由を必要とされてゐる。「seizure」ではないと解してゐる。修正四条の適用を除外する実質的理由は、「警察の捜査活動が不能となるような打撃」を回避するのである(at 79)。何故なら、修正四条の適用があるとする、「警察は血まみれの死体の側に立つてゐる者を停止させて質問する」ともできないことになる。……しかし、かかる場面で警察官がその者の身分、そこにある理由を明らかにする目的で身柄を拘束し質問をすることが正当であるとは誰もが認めよう。……警察官が犯罪が行なわれたのではないかと合理的に確信しているとき、時間、場所から考えて犯行と密接に關係がありそうな人は、警察によるある程度の質問をする格好の対象となることは明白である。そうした人は捜査上価値ある情報を有している可能性が高いからである」とする(at 79)。こうした停止・質問の要件として、判決は、「実力行使、高圧的態度」のないことの他、「(1)關係警察官が、犯罪がなされたとの確信を有していること、(2)そうした確信に合理的な理由があること、及び(3)迅速な捜査活

動を行う高度の必要性」を要求している (at 79-80)。このようにして相当の理由によらない停止・職質の権限を認めることにより、次のような利益があるとする。一つは、自動車に対しても、本件の場合のように迅速な措置をとる事ができる点である (at 79)。今一つは、被疑者の利益擁護になるとする点である。つまり、正式逮捕を行いアレインメントを行なわない限り、取調べを許さないとして、「犯罪行為の嫌疑をはらす機会を相手に与えるかわりに」ともがくまざ逮捕しその後質問するといふことになる。しかし、逮捕には様々な社会的ステイグマが伴う。そして、「被疑者が取調べ警察官に自己の『アリバイ』を示す機会を与えられた上、警察官が裏付調査をする間待っているほうがはるかに妥当である。無辜の者が逮捕され、『逮捕記録が作成され』、指紋を採取されたときには大きな屈辱感を抱くのであるが、上記の方法でこれを避けることができるであろう」 (at 82-83)。

右のボナンノ事件に続き、相当の理由がない場合、停止・職質を適法とする判例が次々と表われてゐる。ビスピィー事件も不審車両に対する停止・質問という「日常的ななされる検査は、逮捕、捜索を構成するものでは決してない」とし、周囲の事情に照らして「適切」であればよいとした。更に、ヴィタ事件は、その法的根拠を各州法律、判例法による他、コモン・ロー上の権限⁽⁷⁾に求めて正当化している。ポーター事件⁽⁸⁾でも、早朝著しい低速で走っていた被告人車両を停止させ、降車命令に従つて同乗者が降りようとした際、車内をライトで照らすと銃把がみえたので直ちにこれを押収し被告人と同乗者を逮捕した事例で、当初の停止行為は合理的根拠、則ち、「理由ある嫌疑 (founded suspicion)」に基づくものとして適法である。

- (→) United States v. Rios, 192 F. Supp. 888 (S. D. Cal. 1961).
- (2) United States v. Kuntz, 265 F. Supp. 543 (N. D. N. Y. 1967).
- (3) United States v. Bonanno, 180 F. Supp. 71 (S. D. N. Y. 1960).
- (4) Busby v. United States, 296 F. 2d 328 (9th Cir 1961).
- (5) United States v. Vita, 294 F. 2d 523 (2d Cir 1961), *cert. denied*, 369 U. S. 823 (1962).
- (6) ~~だ~~後述の「・」に○をもつて標記する。 United States v. Lewis, 362 F. 2d 759 (2d Cir. 1966).
- (7) ~~だ~~ Davis v. People of State of California, 341 F. 2d 982 (9th Cir. 1965).
- (8) Wilson v. Porter, 361 F. 2d 412 (9th Cir. 1966).

】 もともと、停止・職質の理論構成の点で、日本を修正四条の *seizure* と命名する所との差異が見られる。米国人へ事件等では、修正四条の適用を除外し憲法的制約の枠外に位置づけ、むしろコトバ・ローを法的根拠とした。その上で、実質的妥当性を担保するため、合理性の基準によりコトバ・ローを立場をとっている。これに対し、ギルバート事件^(一)では、「重大な濫用を生じる潜在的な危険」を意識し、全ての身柄拘束は1度修正四条の *seizure* にあたる。合理性条項の柔軟な適用により処理する方法を探している。この両アプローチは、この段階での具体的事件の解決上は差をもたらすものではなかった。しかし、七〇年代に入ると修正四条の適用除外の範囲を拡大して要件の緩和をはかる判例が出ていく。前者のアプローチはその理論的基盤を用意したと言える。されば、下級裁判所は停止・身柄拘束の適法性の要件を「合理的嫌疑」乃至「理由のある嫌疑」で足りるとした。

問題は、この「合理性」の具体的な判断方法である。六七年に、連邦第九巡回区控訴裁判所は、アーノルド事件に於てこの点につきやや詳細な判断を行なつたが、当時連邦最高裁にはテリー事件が係属中であったことも手伝い、この判決がその後の判例に一定の指標を与えることになったと思われる。事件の概要是次の通りである。銀行強盗の犯人が犯行直後銀行付近の路上で逮捕されたが、本件被告人はその周りにいたものである。警察官は共犯がいると判断して付近を捜査中、銀行の副頭取が事件当時銀行内で被告人を見たと告げたので、職質をしペット・ダウンの結果、銃を発見したので逮捕したものである。判決は、本件のような「ある程度の取調べのため質問をする目的で、現場で短期間身柄を拘束すること」が正当化されるためには、次のような「合理性テスト」の充足を要するとする。則ち、

「この現場での身柄拘束の合理性は、当該の事情全てによって判断する。つまり、犯罪の重大性、拘束された者が犯罪を目撃したかこれに関与していた可能性の程度、犯罪現場からの時間的、場所的な近接の程度、事態の緊急性、拘束の態様と程度、当該警察官の用いた手段、手続、ハラスメントではないかと思わせる事情の存在乃至令状取得の必要性を回避する巧妙な工夫を行つたと思わせる事情の存在などである。以上の要因やその他他の要因は、現場でのある程度の拘束と職務質問との必要性、並びに拘束された個人にとつての不便、屈辱感とのバランスをはかる上で重要なものである」(at 7)。

右の要因を考慮に入れたとき、本件については、次のような具体的判断がでてくる。
「本件では、犯罪は重大なものであった。また、正に行なわれたばかりであった。本件警察官は、同僚警察官

から被疑者はおそらく付近にいるとの連絡を受けていた。……また、被害銀行役員が被告人の一人と覺しき者として確認した。……この被告人は群衆の中におり誰であるのか解つておらず自由に立ち去ることもできる状態にあつた。それ故、警察官が彼に近付き質問をする以外に方法はなかつたのである。警察官が被告人にポケットから手を出すこと、群衆から出ることを求めたのは、当該犯罪が通常武器使用を伴うものであることを考えると、最低限の慎重を期する上で必要な手段であつた。また、とられた措置は、被告人の蒙る迷惑、不名誉を最小のものにするものであつた。実力の行使は一切なされていない。なされた質問も、犯罪現場に被告人がいることを納得させるに足る説明を求める限りに限られていた」(at 7)。

- (一) Gilbert v. United States, 366 F. 2d 923 (9th Cir. 1966).
(二) Arnold v. United States, 382 F. 2d 4 (9th Cir. 1967).

III ハーフド、合理的の嫌疑があれば、「逮捕」に至らない程度の軽微で短時間の身柄拘束を強制的に行えるところ立場が固まつてゐる。しかし、学説に於ると同様、停止は全くの「強制」処分なのか、任意的なものかについては不明確なままである。少くとも、「逮捕」ほど強制的ではないが、全くの任意でもない処分というのが、判例理論の帰結であろうか。この点を考える場合、停止後の職質に先立ち、黙秘権、弁護人依頼権の告知を要するか否かにつき、判例がどのように答えているのかをみておく必要がある。

この点では、エバンス事件⁽¹⁾、メシーナ事件⁽²⁾などの判決は、停止・職質はミランダ判決が対象とした「in-custody」にはあたらなし」とし、一般論としては、権利の告知は法的に要求されていないとしている。もとより、じゅずれの事

件でも実際にはミランダ警告が行なわれていた（メシーナ事件では国選弁護人依頼権の告知を欠く）。その後、アレン事件⁽³⁾では、次のように論じている。

「ミランダ事件では、特に、身柄の拘束を受けていない市民に対し路上で尋問することは一般に許しているのである。……但し、この種の捜査に於ても、市民がなにがしか身柄拘束を受けることは明らかである。……例え、市民が免許証、自動車登録証を忘れてくることは珍しくないことである。こうした誤ちがあると、その車が盗まれたものでないかチェックする間、身柄の拘束、抑制が相伴うことになる。しかし、これはごく短期間のものであり、実際上関係当事者が問題として感じることもないほどであろう。従って、以上のような経過の場合にはミランダ法理が対象としていた身柄拘束状態はでてこないのである」(at 479)。

その後の判例も、停止・質問にはミランダ警告は不要であるとするものが多く、一部学説の主張する必要説はほとんど顧みられなかつた。もつとも、ミランダ警告を必要とする程の「身柄拘束」中の取調べか否かは、各事件で具体的、実質的判断を要するものである。現に、ミドルトン事件⁽⁵⁾では、任意同行の形式による取調べにつき、実質「逮捕」にあたり、相当の理由を欠く不法なものとし、その間の自白を証拠排除している。然も、前記のエバンス、メシーナ事件と同様、右事件でも実際には特定の犯罪の嫌疑がかなり濃厚になつてきた段階で默秘権の告知をし、その上で取調べを続行していたのである。かかる情況を考えると、事案によつては、路上での停止であつてもミランダ警告を必要とするほどの身柄拘束があると認められる余地は残されているといえよう。

とまれ、以上のように、連邦下級裁は停止・職質の要件については一応の解決を得たといつてよい。もつとも、

停止・身柄拘束の態様、実力行使の趣旨、任意同行の許否选择の問題の他、捜査の取扱いによる問題は残されたままだ。かかる状況の下で、後述の最高裁のトリー事件を迎えるのである。

- (一) Evans v. United States, 377 F. 2d 535 (5th Cir. 1967).
- (2) United States v. Messina, 388 F. 2d 393 (2d Cir.), *cert. denied.* 88 S. Ct. 1413 (1968).
- (3) Allen v. United States, 390 F. 2d 476 (D. C. Cir. 1968).
- (4) See, United States v. Gibson, 392 F. 2d 373 (4th Cir. 1968).
- (5) United States v. Middleton, 344 F. 2d 78 (2d Cir. 1965).
- (6) ハセガワ cf., Cotton v. United States, 371 F. 2d 385 (9th Cir. 1967); Gray v. United States, 349 F. 2d 96 (9th Cir.), *cert. denied.* 393 U. S. 985 (1968).

① ハーロー州裁判所の動向

一九〇年代に入ると、N・Y州裁判所も、それ以前の時期の混乱を脱して、停止・職質・捜査の権限を承認するようになり始めた。ハーリー問題は、要件がわかった「合理性」テストを具体的な事件でどう適用していいのかに移ったところである。その大きな理由は、一九六四年に所謂「停止・捜査法」（刑事訴訟法一八〇条aの新設）が施行され、立法により権限の所在が承認されたからである。⁽¹⁾

停止・捜査の要件一般については、六年のペータース事件⁽²⁾が、従来の判例と後述の一八〇条aをも検討して、ほぼ次のように定式化してある。「粗手の行動、並びに、信用しうる情報に基づいて得た合理的な事実、諸事情に

照らして、合理的で注意深い警察官であれば、相手が犯罪を行つており、または行なおうとしていると疑うことが許されるとき、その人の身体を拘束し氏名・住所を聞き、その行為の釈明を求めることができる。更に、その人を拘束している間、警察官が生命・身体の危険があると合理的に考えるに足りる事実、諸事情が存するとき、可能な限り侵害度の少い方法で危険な武器の搜索を行うことができる」(at 600)。これは、リベラ事件が指摘した、「警察の業務は、可能な限り犯罪を抑止することである。路上で見られる不審な行為や異常な行為については迅速に質問をすることは、大都市の社会を秩序よく統制していく上で不可欠の警察の権限である」との認識⁽³⁾を前提としたものであろう。

具体的には、リベラ事件の事案のように、パトロール中、ある店の前をうろうろし窓をのぞいたりしている二人連れがパトカーの方を見た後足早に立去ろうとしたので呼び止め、捜査をし銃を発見したというのが典型的な事例であるが、その態様は事案により様々である。ホフマン事件⁽⁴⁾では、署への任意同行がなされている。道交法に基づく自動車登録証等チェックのための検問中、車内にナンバーブレートが二枚あったので、被告人を警察署まで連行し、プレートが盜品かどうか照会する間身柄を拘束した事案に於て、かかる署への連行は「質問のための身柄拘束にすぎず、逮捕に至るものではない」と判断していた。右事件は、停止権の文脈に、付近の署への同行をも含めうることを初めて認めた点で、上述の一般的要件の射程を考える上で重要な事件であった。

他方、^{フリック}捜査の態様についても、疑問を残すものがみられる。バガチ事件⁽⁵⁾では、任意同行に応じた被告人を二人の警察官がはさんでパトカー後部に乗せ、今一人が運転して署へ向かっている間、身体の捜査に続き、被告人が膝の

上に乗せていたブリーフ・ケースをとりあげ中を開披して銃を発見している。判決は、ブリーフ・ケース内の銃も、身体に隠匿しているのと同一といえるとしてこれを適法としている。

このように、上述の一般的要件が判例に定着するとともに、その具体的適用範囲を広げていこうとする傾向も生まれてきたのである。署への同行・身柄拘束を停止権に含める判例はそのよい例である。捜査に関するパガチ事件も、危害の及ぶおそれの認定を緩め、捜査の対象を広げている。このため、一部判例中には、この点の歯止めに留意する必要を強調するものもみられる。サイブロン事件⁽⁶⁾でも、捜査に関して、「相当の理由なく、人の一般的捜索を行いう口実」となる虞れがあるので「被疑者の身体に隠匿されている危険な武器を発見し、警察官の安全を保護する」という「唯一の目的に限定するとともに、その目的の範囲内で捜査を奨励する」ものとしている。⁽⁷⁾タガート事件⁽⁸⁾では、捜査⁽⁹⁾を行うことのできる被疑事実は重大な傷害、重大で回復不能な財産犯に限るとし、「賭博罪等の風俗犯取締、薬物事件、売春、通常の窃盗」では許されないものと述べている。かかる捜査の限定を具体的な事実に則して主張したのは、先のパガチ事件で反対意見を執筆したファルド⁽⁹⁾判事である。判事は、ブリーフ・ケースの開披につき、次のように論じている。

「ブリーフ・ケースに武器が入っていると感じたは疑つたとしても、ケース内の捜索に頼ることはなかつた。

ケースを車の前部座席に置き、被告人の手の届かないところにやることで武器が使われる可能性を容易に防ぎ、自己⁽¹⁰⁾を守りえたのである。そのように明瞭な代替手段のあるとき、警察官によるブリーフ・ケースの開披と中味の捜索は、『基本的な安全と予防手段』であることを根拠に正当化することはできず、むしろ、捜索令状ま

たは適法な逮捕に伴つ検察による報復を除いては憲法上の個人の憲法上の権利に対する許し難い壓抑であるとの結論を異ならぬだ。

- (一) N. Y. CODE, PROC. § 180a (McKinney Supp. 1967).
- (∞) People v. Peters, 18 N. Y. 2d 238, 219 N. E. 2d 595 (1966).
- (∞) People v. Rivera, 14 N. Y. 2d 441, 201 N. E. 2d 32, at 34 (1964).
- (4) People v. Hoffman, 24 A. D. 2d 497, 261 N. Y. S. 2d 651 (1965).
- (∞) People v. Pagach, 15 N. Y. 2d 65, 255 N. Y. S. 2d 833, 204 N. E. 2d 176 (1964), *cert. denied.* 380 U. S. 936 (1965).
- (∞) People v. Sibron, 18 N. Y. 2d 603, 219 N. E. 2d 196 (1966).
- (∞) 219 N. E. 2d at 197-198.
- (∞) People v. Taggart, 20 N. Y. 2d 335, 283 N. Y. S. 2d 1, 229 N. E. 2d 581 (1967).
- (∞) People v. Pagach, 204 N. E. 2d, at 179 (Fuld, J., dissenting).
- 〔ニ・ヤードル、塵出・職質に先立つて「^(一)」^(二)の如きが、事件が、誰組な分折をこじらね。事実関係が、次の通りである。事件当日、自動車窃盗容疑で逮捕した者が、被告人（1名）と共犯であつて逃亡したため、被告人宅に警察官が赴き、玄関先で質問したといひ、共犯関係を認めめたのを聞く連行し、やがて右供述が調書に作成されたものである。無闇、右質問に先立つて、「^(三)」^(四)警告はなれていなかつ。

判決は、ミランダ判決に照らすと、「相手が現に物理的に拘束をうけていや、または正式の逮捕をなされるに至っていないときであっても、警察に必要な警告を与えるよう求めなければならないほど、自由が重大な制約をうけているか否かの判断については、尋問の行なわれた周囲の事情と雰囲気が不可欠である」とし(at 229)，具体的には「合理的な人を仮定したとき、身柄拘束の状態にいると信ずるに至ると認められる」場合か否かで判断する」とを認めていふ(at 233)。

右ルールを本件に適用すると、(1)警察官が被告人自身の住居へ赴いたものであること、(2)友人一人とともに玄閥にいた被告人に、いわざか面倒なことで個人的に話をしたいと静かに述べたこと、(3)質問に答えたとき、逮捕する旨の告知はなされておらず、その他物理的に拘束するようないともなかつたこと、また、「逃走しようとしたならば、拘束されたであろう」という事情はあつたが、それだけでは、相手に拘束力を示すようなものではなかつたこと」、(4)銃は手にしていなかつたこと、(5)逮捕された共犯が被告人を教えたことも告げていないと等を考慮し、右にいう身柄拘束ではないとした(at 233)。

右事実関係からも解るように、本件の質問は、ペトロール中の外勤警察官が偶然発見した不審者に対し、一般的、抽象的な犯罪の予防、探知を目的として職質に及ぶ場合とはやや異なる。つまり、既発の窃盗事件につき事前の捜査を経て、特定人にある程度の嫌疑を集中させた上で、質問がなされている。もつとも、判決は、「この種の質問は、住居、職場、路上等で行なわれる、犯罪や不審な行動についての日常的な捜査活動とそら異なるものではない」と説明していふ(at 233)。ただ、にも拘わらず、路上の職質であるとのみを理由にミランダ警告を不要と

アーニヒなべ、質問の前後の事情を詳しく述べし、実質的な身柄拘束の有無の吟味に重きを置いたのは、やはり上記の差異を意識していたためと思われる。アーニヒ、本件の質問は、むしろ所謂被疑者取調べにかなり近い性質のものであつたからである。従つて、ルンド、連邦判例と同様、マーランダ警告なき供述の証拠能力は認められたものの、停止→職質→取調べの態様如何により異なる結論が得出される含みが残されたと評価であらう。

(一) People v. Rodney, 21 N. Y. 2d 1, 286 N. Y. S. 2d 225 (1967).

三 なお、この時期にも、「逮捕」の有無という文脈で問題を処理する判例も散見される。ルンド、『相当の理由』の認定に関連して、判決の姿勢に微妙な違いがみられる。バレンタイン事件⁽¹⁾では、警察官が、110分ほどの間に六名ほどの人が被告人に近付き一十会話をして金員を手交し被告人は三度ほどメモをしていたのを観察した場合に、競馬賭博の嫌疑を抱く「相当の理由」あつとし、逮捕を適法としている。その際、「警察官は、賭博事件の専門家として経験を積んでおり賭博の実行方法に精通して居た」と重視し、その眼からみると被告人の所作は正に「賭博を業とする者に典型的な行為」であつたと判断している(at 114)。ロード事件⁽²⁾は、秘密捜査官の情報によりマリファナ取引の予定場所に赴いた捜査官が、ティーン・エージャー三人の乗っている車から降りた一人が付近に駐車中の別の車のところへ行き封筒のやり取りをするのを確認し、逮捕したものである。判決は、バレンタイン事件と逆に、右程度の事実では「相当の理由」を欠くとしている。検察側は、右行為は逮捕にあつたた麻薬局捜査官の経験上マリファナ取引によくみられるものであると主張したが、判決は、「そらした態度が『麻薬取引』に特徴的な行動様式であるとの議論を認めたとしても、本件被告人等の行為は、三人が禁制品を取りしていたとい

の事実によへて説明するに當らぬ、トーマス・ヘンチャードよりがやな行為の説明すらがはるかに納得し易い。被告人の行為は、せんせん『多義的でもあり、不審でもある (equivocal and suspicious)』とすれども」としてこれをばけてくる。その他、被告人が盜品を所持してゐるの匿名の電話情報では、「相手の理由」にならないことあるものもある。⁽³⁾ 被告の相当の理由が緩やかに解されるし、その外延にある停止・身柄拘束の「合理的嫌疑」がそれに伴つて事実上より緩やかな事実で足るといわれる危険がある。もちろん、既に從来から指摘されてゐるよつて、「逮捕」権が身柄拘束・捜査を簡単に行へ口撃されると云ふ問題点を孕む。その意味で、右のベンノタイン、ローレン事件の判断の差は、停止・捜査關係判決の動向にも間接的な影響を与えてくるのである。

- (→) People v. Valentine, 17 N. Y. 2d 128, 269 N. Y. S. 2d 111, 216 N. E. 2d 321 (1966).
(↖) People v. Corrado, 22 N. Y. 2d 308, 292 N. Y. 2d 648 (1968).
(↖) People v. Horowitz, 21 N. Y. 2d 55, 286 N. Y. S. 2d 473 (1967).

第三節 停止・捜査と立法

一 被捕に至らない短期間の身柄拘束、並びに、正式逮捕に要する迅速な予備出頭手続等を省略した簡便な処理方法については、この時期までにも各州議会等やその必要性が痛感われて来たものと思われる。しかし、修正四条の相当の理由による逮捕という大原則が存在する手前、これから逸脱する新たな停止・身柄拘束・職質・捜査の権限を正面から承認するには憚られたもののがである。ゆゑに、事実上乃至實質上かかる権限を与えたのと等しい

い諸立法が準備されていたことも事実である。そこで、この時期まで、右の意味から、機能的に停止・職質・捜査を認めたと思われる法律を若干類型化し整理してみよう。⁽¹⁾

第一の類型は、不審な行為の外觀が存在していれば、それだけで直ちにこれを犯罪とし、現行犯逮捕を許すものである。既に条文を紹介したN・Y州刑法七二二条がこれに属する。⁽²⁾ 第二の類型は、不審な情況にいる被疑者が、その点について充分な証明をしない場合にこの点を犯罪として構成するものである。既述のN・Y州刑法一九九〇条a第二項の規定は、正にかかる趣旨のものであつたと思われる。⁽³⁾ この二つは、実体法上の「犯罪」を規定することにより、その検査上行う逮捕並びに逮捕に伴う捜索の範囲を実質的に拡大し、これによつて、停止・捜査の代替機能を果たさせようとしたものといえる。

第三の類型は、警察官が不審な人に対してもその場からの退去を命ずる権限を与えるものである。先のN・Y州刑法一九九〇条a第二項三号は、「他人と公共の道路で群集し、警察官が解散を命じてもこれに応じなかつた場合」を処罰するとしているが、解散・退去命令の権限が与えられていることを前提としている。

次に、「逮捕」と異なる身柄拘束を認めていこうとする立法例がある。これにも、二つの類型がある。一つは、不審な行為または外觀が存在し、相手がこの点につき証明をしなかつた場合には、一端身柄を拘束し取調べることを認めるもので、その後嫌疑がないことが判明したときには、裁判官の面前に引致する等の正式逮捕に伴う手続を省略して釈放することを認めるものである。既述のマサチューセッツ州法の他、統一逮捕法典がその典型である。⁽⁴⁾ ここでは、署への連行、取調べ室での取調べも予定されている。今一つは、次に述べるN・Y州の立法、アメリカ

法律協会 (A. L. I.) の『トノマハメント前手続模範法典 (MODEL CODE OF PRE-ARRAIGNMENT PROCEDURE)』である。いわゆる、逮捕を行ふに足る相当の理由が発見されなくとも、不審な行為または外観の存在があれば、現場の路上またはその付近での職務質問を行う根拠となるべきものである。

(1) Tiffany, op. cit., 43 DENVER L. J. at 428 pp. (1966).

(2) その他、ペンシルベニア州法の浮浪罪、秩序違反行為の規定として、PA. STAT. tit. 18, § 2032, § 4406 (Purdon 1945), D. C. 特別区の浮浪罪規定として、D. C. CODE ANN. § 22-3302 (Supp. VIII 1960). ただし、A. L. I. が発表した六二一年の模範刑法典でも、次のよふに広範囲に及ぶ「徘徊罪」处罚規定を置いてある。See, MODEL PENAL CODE, § 250. 6 (Proposed Official Draft, 1962).

「近隣に於る人身と財産の安全上警戒を要する情況のもとで、法遵守的な個人としては異常と思われる場所、時間、態様で徘徊し、うろついた者は犯罪を構成する。右の警戒を要するかどうか判断する場合に考慮される諸事情としては、行為者が警察官の姿を見て逃走したこと、身元を明らかにすることを拒んだこと、あたは明らかに自己自身若しくは所持品を隠そうとしていることなどの事実が属する。警察官は、本条のもとでは逮捕を行うに先立ち、行為者に身元を明らかにして、その場にいる理由とその行動について説明するよう質問を行い、相手に対して抱かれている警戒を払拭する機会を与えるければならない。但し、行為者が逃走し、その他の事情でこれが実行不能となつた場合を除く。本条のもとでは、警察官が上記前文に従わなかった場合、並びに、公判で行為者の行った釈明が眞実であると思われ、事件當時警察官が眞実と判断したとすれば右の警戒が払拭されたと思料される場合、何人も处罚されない」。

(3) 第二章第一節参照。

(4) 第一章小括参照。

一 停止・捜査の問題に、大きな波紋を投げかけたのは、一九六四年から施行されたN・Y州の所謂「停止・捜査法(Stop and Frisk Act)」(刑事訴訟法一八〇条a)⁽¹⁾であったと思われる。⁽¹⁾本法は、その後、七〇年に改正され⁽²⁾て、現在では、左のように規定している。

「第一四〇・五〇条 公共の場所に於る短時間の職務質問並びに武器の捜索

第一項 本章に規定する令状によらない逮捕を行う権限の他、自己の雇用されている地域内の公共の場所に於て、刑法に規定する(a)重罪または(b)A級輕罪のいずれかを行つており、行い終え若しくは行おうとしていると合理的に疑う場合、その相手を停止させ、氏名、住所、その行為についての証明を求めることができる。

第二項 前項規定の事情の下で、警察官が停止を求めたとき、身体に危害の及ぶ虞れがあると合理的に疑う場合には、致命傷を与えることのできる武器または即座に重大な身体の危害を惹起でき、法遵守的市民であれば公共の場所で通常所持することはないと思われる道具、器具その他の物品の捜索をすることができる。警察官は、武器、道具その他の財物を発見した後、それを所持することが犯罪を構成すると合理的に思料するとき、職務質問の終了までこれを預り保管することができる。職務質問終了後、相手を逮捕する場合を除き、所持が適法であればこれを返還しなければならない」。

この立法を巡り、学界に於ても、激しい論議がなされた。主要な論点は、既に学界の研究動向で触れたものと同一である。ここでも、シーゲル教授⁽³⁾、クー教授⁽⁴⁾等は、一時的な停止・質問の権限の実務上の必要性を強調して、立法に賛成する一方、シェーンフェルド教授⁽⁵⁾、シュウォーツ教授⁽⁶⁾等は批判論を展開している。

確かに、条文を読む限り、「街頭」でその場にとどまつておこなう職質のみを求めるものであり、この点から、統一逮捕法典が署への運行も含む「時間」もの拘束を認めていることに比し、より制限的であるとの解釈ができないではない。⁽⁸⁾しかし、相手が黙秘しまたは充分な回答を与えたかったときにどう扱うかという、もっとも重要なポイントについては、統一逮捕法典と異なり、明文では触れていない。従って、この点では、時間も含めて、現場警察官の裁量に委ねざるを得なくなり、結局、立法化にも拘わらず、一義的規制ができるないということにもなる。⁽⁹⁾ A・L・Iが、六六年の模範法典で二〇分以内に限ると規定したのは、かかる方法によって無制限の裁量権の拡張を防止しようと企図したからに他ならない。⁽¹⁰⁾

捜査についても、「実際には、捜査は、一般に警察官の保護だけを目的としたものではなく、ほとんどが、ある程度は、逮捕に先行する搜索乃至証拠探索的な搜索としての機能を有している」と指摘されている。⁽¹¹⁾ 従って、生命・身体への危険の認定そのものを、相当厳密にし、その際他の代替手段の可能性も考慮に入れる必要があるとされている。⁽¹²⁾ 更に、捜査によって発見した物件は被告人に不利な証拠とできないとし、間接的に抑制していくとの提案もあった。⁽¹³⁾

こうした議論も含め、N・Y州の立法が、停止・捜査の法的コントロール上、どのような役割を果たしたのかについては、これ以後の判例法の展開過程と併せて吟味しなければならないのである。この点は、後に触みたい。

- (1) N. Y. CODE CRIM. PROC. § 180a (McKinney, Supp. 1967).
- (2) N. Y. CODE CRIM. PROC. § 140. 50 (McKinney, 1971).

第七章 警察法

- (3) Siegel, op. cit. 30 BROOKLYN L. REV. at 274.
- (4) Kuh, op. cit. 56 J. CRIM. L. C. & P. S. at 32.
- (5) See, Recent Statute, 78 HARV. L. REV. 473 (1964).
- (6) Schoenfeld, The "Stop and Frisk" Law is Unconstitutional, 17 SYRACUSE L. REV. 627 (1966).
- (7) Schwartz, op. cit. 58 J. CRIM. L. C. & P. S. at 434 pp.
- (8) Kuh, op. cit. 56 J. CRIM. L. C. & P. S. at 35.
- (9) Comment, op. cit. 65 COLUM. L. REV. at 862.
- (10) MODEL CODE OF PRE-ARRAIGNMENT PROCEDURE, § 2.02 (Tent. Draft No. 1, 1966). いまだに未定の 1974 年のモデル法によれば、誰もが終章第一節で規定される。
- (11) Schoenfeld, op. cit. 17 SYRACUSE L. REV. at 632; Schwartz, op. cit. 58 J. CRIM. L. C. & P. S. at 444.
- (12) Recent Statute, 78 HARV. L. REV. at 477.
- (13) Schoenfeld, op. cit. 17 SYRACUSE L. REV. at 632.

第五章 ハリー・カーラムズ事件

トニー事件と至る問題

以上、詳細に述べておいたものの、停止・捜査に関する問題など、様々な角度からの分析が進められてきた。実務の実態における「low visibility」の結果、黒人暴動の原因が、警察官の現場活動の行動規範などによるものではなく、かなり細部に至る日常実務の実際が明

らかになつてきた。そして、そうなるに連れて、一層、司法的コードロールの必要性も認識されだしていくのである。また、ウォーレン・コートに於る刑事手続分野での司法積極主義政策は、早晚この問題に関しても連邦最高裁判の判断を下すことになるとの予測を許すものであった。

然も、既に、連邦下級裁判所、N・Y州裁判所の判例上、相当の理由によらざる停止・捜査の権限が肯定されており、更に、N・Y州刑訴法一八〇条aのように立法上この権限を認める州もできていた。従つて、かかる権限と修正四条との関わりをどう判断するのか、最高裁の判断を是非必要とする情況となつてきた。

加えて、連邦最高裁内部に於ても、停止・捜査と修正四条との関係という微妙な問題をとき解す御膳立てができるつあつた。則ち、修正四条の解釈上、徐々に所謂バランスシング・テストが適用されるようになつたことである。この方法論の定着を疑問なきものとしたのは、行政調査権に関するカマラ事件であつた。⁽¹⁾ ここでは、市の家屋条例違反の有無を検査するため、毎年定期的になされている立入調査が問題となつた。最高裁は、こうした行政調査にも修正四条の令状主義が適用されることを認めたものの、二つの点でその緩和を認めていた。一つは、「相当の理由」の認定を刑事案件に於るよりも緩めたことである。その際、家屋調査実施が市民に長い間承認されてきたこと、検査の必要性、プライバシーの利益侵害の限定性という要素を考量の材料に入れることを承認したのである。今一つは、かかる調査のための令状として一定地域を対象とする令状発付を認めたことである。前者の点は、停止・捜査との関わりで重要である。何故なら、この結果、「相当の理由」の認定上、国家側の処分の必要性と被侵害利益との考量を行うことができるという方法論ができ上がつたからである。

更に、カッツ事件⁽²⁾では、修正四条の保護法益を人の身体、財産という物理的な枠内のものから「プライバシーの合理的期待」へと拡大し、現代の科学技術社会に於る市民生活の保障を確保しようとした。しかし、同時に、何が「合理的」なプライバシーの期待かを認定する場合には、必然的に様々な利益—カッツ事件の文脈では、基本的には、盗聴の必要性と被告人が持つ公衆電話での会話の秘密の確保の利益—を考量して判断せざるをえず、その意味で、カッツ事件もまた「ランシング・テスト」を胚胎したものであったといえむ。

ウォーレン・ロードの時代に、警察実務—捜査手続に対する司法的コントロールが著しく強化されたことは確かである。無論、その強化の意味は、ミランダ事件⁽³⁾が象徴的に示したように、被疑者の黙秘権、弁護人依頼権、秘密交通権等の強化、「当事者」的地位の強化にあつたことは確かである。しかし、反面で、犯罪捜査実務の便宜を重視したものと総括できる一連の判例群が存在していたとも事実である⁽⁴⁾。そして、停止・捜査の問題は、正にこの二つの価値乃至利益が複雑、微妙に錯綜するところであり、最高裁がこの点をどう調整するのかも関心のもたらされたといふのである。

連邦最高裁は、以上のような背景の中で、著名なテリー事件判決を下渡すに至らなかったのである。

- (→) Camara v. Municipal Court of San Francisco, 387 U. S. 523 (1967); See v. City of Seattle, 387 U. S. 541 (1967). See, D. FELLMAN, THE DEFENDANT'S RIGHTS TODAY, at 272-276 (1976). 佐藤幸治「『行政調査』とプライバシーの壁—「男女交際における個人検査の問題を中心として」」法學論叢九七卷(昭和四〇年)参考。
(☞) Katz v. United States, 339 U. S. 347 (1967).

(∞) *Miranda v. Arizona*, 384 U. S. 436 (1966).

(4) テリー事件以前のものとして、例えば、*Hoffa v. United States*, 385 U. S. 293 (1966)（秘密捜査官が被疑者の信頼を得てその不利益供述を収集する」とは、修正四条、五条に反した。); *McCrory v. Illinois*, 386 U. S. 300 (1967)（被告人は、逮捕の相当の理由の根拠となつた情報の提供者の氏名を知る権利はない。); *Warden v. Hayden*, 387 U. S. 294 (1967)（所謂「純粹証拠取禁止ルール（mere evidence rule）」を破棄）。なお、「マム事件と証拠保全の問題」（*アーヴィング・カーリー著「米国オーディオテープの証拠能力—東京地裁ビデオテープ証拠採用決定を契機として—』神田学院法学111巻11号（昭56）153頁。*）

(1) テリー、ウィリアムズ事件

一 連邦最高裁は、六八年六月一〇日、停止・職質・捜査の問題に関連するテリー⁽¹⁾、サイプロン⁽²⁾、ペータース事件⁽²⁾の判決を言渡し、就中テリー事件の判決で、詳細な分析を試みてい。以下、テリー事件を主にして紹介する。
事件の事実は、次の通りである。マクファーレン警部が勤務中、路上の二人の男に不審を抱いた。一人が近くの店まで行き窓からのぞき込んだ後、元のところへ戻って来、今一人と相談をし、その後、もう一人のほうも同じことを行い、更に一人でそれぞれ数回繰り返し往復して店舗のぞいていた。また、これに別の一人も加わった。それで、警部は強盗の下調べ中であり武器を所持していると判断。三人を停止させ、身分を示した後、相手の氏名を聞いたが、一人が何かぶつぶつ語りだけであった。そんで、テリーを後向きにしゃがむ、胸ポケットをバット・ダウンしたといふ、ペストルの感触があつたので、これを押収したものである。銃の不法所持罪の被疑事実に対し、被告

人は、右の押収手続の違法を主張し、証拠排除を請求した。

ウォーレン長官が法廷意見を執筆した。長官は、まず、取り上げる争点を自ら限定し、「逮捕する相当の理由なき限り、警察官が身体を拘束し武器に限定した捜索を行う」とは常に不合理か」だけを扱うと述べている(at 15)。このため、分析のポイントは主に「捜査」の合理性如何に集中している。この前提の下で、本件の捜査を適法とする理由について、次のように議論を展開している。

第一に、既述のように一部連邦下級裁判決中、停止・捜査を修正四条の“seizure” “search”に該当しないとして、憲法的規制を否定するものがみられた。しかし、法廷意見は、警察官が個人の歩行の自由を抑制する限り、その人の“seizure”を行っており、また、着衣の外から全身をくまなく検査をしながらこれが“search”ではないとするのは曲解にすぎないとする。かかる検査の間、市民は壁に向かって手を上げたまま立っていることになるが、これを「軽微な侮辱」とするのは事理に反しているからである(at 16-17)。従つて、「それは個人の尊厳に対する重大な侵害であり、大きな侮辱を与え、強い怒りを生じさせるものであるから、軽々に行うべきではない」とする(at 17)。かくして、停止・捜査の問題を、修正四条の解釈論に位置づけた。

第二に、解釈の方法として、上述のカマラ事件が示唆したバランス・テストが妥当であるとしている。則ち、「修正四条は、身体の安全に対する公務員による侵害全てを規律するものと考え、当該事件の急迫した諸事情に照らして当該の特定の侵害はどの範囲まで許されるかという合理性の分析」を行うとする(n. 15, at 19)。この分析のためには、市民の憲法上保護されている利益に対し、警察官の侵害行為を正当化するに足りる政府側の利益に

焦点を置く必要がある。つまり、捜索の必要性といふに伴う侵害のバランスシングである(at 21)。本件の場合、国家側の利益の性質と範囲とは次のようなものである。第一の利益は、「効果的な犯罪の予防と探知」である。マクファーレン警部が、被告人等を呼び止めようとした決意したときに抱いていたのも、この「適法な捜査機能」であった。本件の事情に照らしたとき、「警察官が同一地域で30年間も商店窃盗の捜査の経験を持ちながら、本件の行為を取調べようとしなかったとすれば、それこそだらしない警察実務(poor police work)」である(at 22-23)。第一の利益は、かかる捜査過程で武器の捜索をしたことに関わるものである。つまり、相手が武器を所持していないことを現場の警察官が確認する「より切迫した利益」である。判決は、これに関して、アメリカでは犯人は武器を所持するという長い伝統があり、現に毎年多くの警察官が職務執行中相手方の危害により死亡、負傷している事實を指摘した上、次のようまとめている。

「我々は、警察官が逮捕に要する相当の理由を欠く場合でも自身またはその他の犠牲者となる可能性のある者を保護する必要性を有してゐることを無視するわけにはいかない。警察官が、ある個人の行為に不審を抱き、近接した場所から観察していくといふ、武器を所持しており自己または他人に対する現在の危険があると信ずる」とが正当化されるとも、当該個人が現に武器を所持しているかどうかを判断し身体に対する害悪の虞れを除去するのに必要な手段を使用する権限を与えないのは明らかに不合理であると思われる」(at 23-24)。

最後に、かかる利益を担保するために行なわれる捜査は範囲の限定されたものである点を強調している。つまり、捜査は、逮捕に伴う捜索・押収とは「目的、性質、範囲」の点で異なるとする。後者は、逮捕官憲が被逮

捕者の隠匿・所持する武器により危害を加えられないようその安全を保障するにむか田的とするが、その他に、「武器、犯罪の果実・構成物または『純粹』証拠」の検索をも田的とするもので、その分、「かなり広く身体の検査をやる」とが認められている。これに対し、武器の検索は、「その開始を正当化した諸事情により厳格に限定されねばならない。……従つて、警察官または付近にいる第三者に害を及ぼすのに用いられる可能性のある武器の発見に必要な範囲に限定されていなければならぬ。また、仮りに重大な侵害もあることに変わりはないにしても、『完全な』検索とは異なるものと特徴付けられるものもある」(at 25-26)。

第四に、以上の結果、「警察官の保護のために武器に関する合理的検索を行う、厳格に範囲の限定された権限」を認めるべきであるとする(at 27)。そして、先述の国家側の利益と市民の蒙る不利益との調和をめざせるため、右権限発動の要件として、次のことを要求している。

「特定の侵害行為を正当化するには、警察官は、特定かつ明瞭な事実とかかる事実から合理的に推論しだい」とが相俟つて、かかる侵害を認めることが合理的であることを指摘しなければならない。……上記の事実は、客観的基準で判断されなければならない。つまり、検索・押収の時点で当該警察官が認識した事実に基づき、『合理的な注意力のある人(a man of reasonable caution)』を仮定して、当該行為は妥当であったとの『確信』をえられるかどうかを問題とするのである」(at 21-22)。

以上の点においては、「未整理で特定性のない不審感乃至『第六感』ではなく、警察官の経験に照らして当該事実かの許される特定かつ合理的な推理」を重視しなければならぬとした上で、かかる「合理的

的」な武器所持の嫌疑に基いて訴される搜索の態様については「個々の事例」と具体的な事実の諸情況に照らして明らかにすべき」としている(at 29)。

結論として、本件被告人等の行為はピストル強盗の嫌疑を抱かせるに足るものであり、職質開始後、危険の及ぶ虞れを払拭しえなかつたため、まず着衣の外からはたいて触れ、武器のしきものを感取したのでポケットに手を入れた上、これを押収したものと認め、右の要件、態様の限界いづれからも適法としている(at 30)。

ハーラン判事の補足意見は、法廷意見が「停止」について触れていない点を指摘し、搜検が許される前提として、「強制的停止」の憲法上の根拠がなければならないとする。判事は、自らの点の一般論は詳しく展開していないが、法廷意見で示されたのとほぼ同様のバランスシング・テストで「強制的停止の合理性」を判断するものと考えているようである。無論、本件の停止は、正に「適切なものであったとする(at 33)。次に、ハーラン判事は、法廷意見を更に一步進めて、「停止を行う理由が本件のように、暴力事件の明瞭な嫌疑である場合、停止が合理的なときには、捜査を行う権限は即時に自動的に生じる」とした(at 32-33)。

以上に対し、ダグラス判事が反対意見を述べ、法廷意見は、警察官が合理的嫌疑により身柄拘束、搜索がやむを得ないとしたが、これは、令状を発付する裁判官も与えることのできない広い搜索・逮捕の権限を認めたことになると批判した(at 36)。

次に、サイドロム、ペータース事件について簡単に紹介しておこう。前者は、警察官が被告人を数時間にわたり観察し麻薬常用者六～八名と話をす年の毎回、その後リストランでも三人の麻薬常用者と話をすることを確認し、

被告人に近付き外へ出るよう命じるとともに、「何を捜しているのか解っているだらう」と言つたところ、被告人がポケットに手をやつたので、すかさず警察官も手を入れヘロインを発見、押収したものである。後者は、アパートの自室に居た警察官が物音に気付き廊下をみると一人の男がしおびこんでいるのを発見、強盗犯ではないかと考え銃を手にして廊下に出て、逃走しようとした二人のうち一人を捕え、質問すると、アパート内の女性の友人を訪ねるところだが既婚者なので名前は言えないと答えたので、パット・ダウンをし、ナイフらしいものを感じ、とり出すと強盗用具入りのプラスチック容器であったというものである。ウォーレン長官が法廷意見を述べたが、サイブロン事件については、警察官は被告人と麻薬常用者の会話内容を聞き取れたわけではないこと、何かを交換した様子もなかつたことを指摘し、更に、被告人がポケットに手を入れたときに警察官は身に危険が及ぶと感じたとの証言もしていないことを考慮に入れて、ポケットに手を入れた行為は、相手が武装し危険であると合理的に推論しうる特定の事実を根拠とするものではなかつたとし、テリー事件に照らし違法とした(at 62-64)。ペータース事件については、警察官が相手を拘束した時点で既に逮捕を行うに足りる相当の理由があつたとし、その後の搜索・押収は逮捕に伴う处分であるとした(at 66)。

- (1) Terry v. Ohio, 392 U. S. 1 (1968).
(2) Sibron v. New York; Peters v. New York, 392 U. S. 40 (1968).

――テリー事件から四年後、連邦最高裁は再び停止・捜査の問題を扱うことになつた。このウェリアムズ事件では、⁽¹⁾警察官がある犯罪多発地域でパートナーによるパートロールを実施中、ある情報提供者が近付いてきて、付近に駐車中

の男が腰に銃を隠しており麻薬も所持していると通報してきた。そこで、^{警察官は}その車両に近付き、車内のヴィリアムズにドアをあけるよう求めたところ、窓を開けただけであった。警察官は、直ちに手をのばして腰から銃を押収し、その不法所持で逮捕後、捜索を行いヘロイン、ナイフ、別の拳銃を発見したものである。

レンクリスト判事の法廷意見は、まず第一に、テリー事件判決が明示しなかった停止の点に触れている。判事は、先のテリー事件も、すでに、「逮捕に至らない中間的措置」を認めているものと解釈した。その上で、「本件事件当時の警察官の知る事実に照らすと、不審な個人に身分を明らかにさせ、あるいは、更に情報を得る間しばらく現状を維持するためには、停止させることがもつとも合理的である」とする(at 145-146)。その合理性の認定にあたり、相手方に対する停止・捜査の根拠となつた情報提供者の情報の信用性が問題となる。この点について、判決は、本件情報提供者は逮捕警察官が個人的に知つており以前にも情報の提供を受けたことがあること、本件では警察官の面前で情報を伝達しており、匿名の電話とは異なること、本件情報は現場で直ちに真偽が判明する性質のものであること、州法上虚偽申立ては処罰されると規定されていたこと等を考慮に入れ、本件情報は強制的停止を行うのには「充分な信頼性の微憑」があるとする(at 146-147)。

以上の結果、当初の相手方への接近、呼びかけに続ぎ行なわれた捜査も合理的であったとする。何故なら、「被告人ヴィリアムズは、警察官がその行動を容易に確認できるように降車を命じたのに窓を降ろしただけであった。その段階で、ヴィリアムズの腰にあると告げられたりボルバーは、より一層大きな脅威を与えることになったのである。以上的事情の下では、銃が隠されていると思料された場所に警察官が手をやる行為は、その安全を保障する

「Jとを目的とする限定的な侵害行為となる」からである(at 148)。

ダグラス判事の反対意見は、テリー事件を銃砲刀剣類等の所謂「所持犯罪 (possessory offenses)」に拡大するJとは修正四条違反になるとするものである(at 149-151)。

ブレナン判事の反対意見は、情報そのものが瑕疵をおびているとする。理由は、①氏名が不明ないと、②特に拳銃、麻薬に関連する情報の提供について従前から信用しうるとの証明がないこと、③情報提供者自らの体験に基づく知識であることを示す情報ではないこと、逆にいふと、④警察官が事件後容易にやあげる可能性がない情報ではないことである。そこで、国側がかかる情報に基づく停止を適法とするには、情報提供者の氏名を開示するか、またはその開示が不可能な合理的な理由を示さなければならないとする(at 151-153)。

マーシャル判事も、より詳細な反対意見を付している。判事はまず、本件では警察官は職質を一切するJなく直ちに捜索を行つたこと、然も情報提供者の情報以外に捜索の根拠となるべき事実はなかつたことを摘示する。そして、テリー事件に於る搜査に至る経緯との差異を指摘している。つまり、テリー事件では、警察官が自らの観察を根拠にして行動したのであり、しかも、何等かの介入を開始するに先立ち慎重に被疑者の行為を吟味していた。

「我々は、テリー事件での警察官の行為を適法としたとき、警察官が行為を行う決意の根拠とした情報の実質的信頼性をひとつの理由としていた」とする(at 158)。Jれと比較すると、本件の警察官は、被告人がどれ位そこに居たのか、車は誰のものか、情報提供者は拳銃を見たのかどうか、どんな種類の薬物を所持しているのか、その所持は適法か、薬物に関する情報提供者の根拠は何か、情報提供者に薬物識別能力があるのかといった点について、

一切知るがなかつたとや。テリー事件は、この種情報に基づく無反省に機械的に対応する警察活動 (knee-jerk police reaction) を許してはならざる (at 159)。次に、当時、州法上ライセンスがあれば拳銃所持は適法とされた。従つて、假りに、武器の搜査が適法としても、その後まずライセンスの有無を確認すべしであったのだ、直ちに有無を問わせよ、逮捕を行つてい。しかし、これでは逮捕するに足りる相当の理由があつたとはいえないとした (at 160)。

(一) Adams v. Williams, 407 U. S. 155 (1972).

〔〕 ま と め

テリー、ウイリアムズ事件の結果、犯罪の「合理的嫌疑」があれば、相手を強制的に停止させる」とができる、その際、相手が武器を所持し危害を及ぼす虞れがあると合理的に疑うときには武器の搜査を行なえるというルールが確立した（テリー原則）。しかし、このルールを具体的な事件へ適用していくのに必要な基準なり道筋を右二判決がどの程度用意したのかは、かなり疑問である。無論、解釈の大枠を設定するにあたり、停止・搜査を共に修正四条の“seizure” “search” の文脈に置いたことはそれなりの意義がある。⁽¹⁾ 何故なら、“stop” “frisk” ところの名称を用いてラグリングを巧妙に行い、市民と警察官との様々な接觸場面に対する司法的吟味の機会を回避する方法論をはつきり否定したこと意味しているからである。ただ、テリー事件の判決文を仔細に検討していくと、種々の疑問が出てくる。

第一に、停止・捜査の実務に対し、違法収集証拠排除法則がさほど大きな効果を持ちえないという消極的、悲観的認識が、テリー事件判決の底流にある点である。判決は、右法則の主要な根拠は抑止効であるとしている(at 12)。しかし、警察は常に起訴、有罪判決の獲得を目的として停止・捜査を行う訳ではない。そこで、判決は、「警察が起訴に利害を持たず、あるいは、その他の目的に役立てるために起訴を成功させることを見あわせる場合には、憲法上保障されている権利の侵害を抑止する上で無力である。……警察集団の一部が行う大規模ないやがらせに対する、少数民族、ことに黒人がよく不服を申立てている。しかし、どの刑事裁判でいかに証拠を排除してもこれを抑止することにはならない」としている(at 14-15)。問題は、排除法則の右の事実上の限界の認識から引き出される結論である。判決は、「排除法則を厳格、無思慮に適用し、法則を利用して効果的にコントロールする」とが不可能な実務に対する不毛の抗議を行うことは、犯罪予防の努力を妨げ、挫折させるという高い代価を強いり」とになる」と述べている(at 15)。以上の議論は、第一に、排除法則を抑止効の点でのみ把え、司法の無瑕性の要請を無視した点で、実は、後のバーガー・コートに於ける排除法則の適用縮減の正当化理論の礎石を与えることになった⁽²⁾。第二に、多様な停止・捜査の実態に対する排除法則の無効さの指摘をする一方、犯罪予防の必要性を理由にかかる実務の厳格な規制に消極的な姿勢を匂わせている点である。テリー判決の示したかかる色調も、その後の下級裁等の判例の展開に微妙なインパクトを与えていた。⁽³⁾

第二に、テリー判決が、所謂「停止」の概念にどの範囲の市民と警察との接触を含めているのかが必ずしも明確でない」とある。一方で、個人の歩行の自由の抑制は全て“seizure”であるとしている(at 16)。しかし、

他方で、「警察官と市民との接触が全て身体の『seizure』を伴うのではない。警察官が実力を行使し、または権限の所在を示して市民の自由を何等か拘束したときにのみ、我々は『seizure』が行なわれたと結論づける」と述べる（n. 16, at 19）。また、ハーラン判事の補足意見でも、停止を行ふ権利と別個に、「警察官は他人に質問をする（全ての市民も所持しているのと同じ）自由」を持ち、この場合には、「質問された者は、質問者を無視し歩き去る対等の権利を持つ」と説明している（at 32）。この結果、一般市民と同様に気軽に声をかける段階、所謂停止の段階、そして逮捕という三段階を区別して考えていると思われる。しかし、テリー、ペータース、ウィリアムズ事件いずれに於ても、どの時点で、所謂「停止」が始まつたのかは、必ずしも明示されていない。逆にいえば、一定の接触が、どの時点で何を要因として「停止」または「逮捕」となるのか基準が定かではないということである。加えて、「停止」に至らない警察官の呼び止め行為については、ハーラン判事の見解では、自由に行なえるところだ。法廷意見ではこの点までの言及はみられないが、少くともこの段階の行為には最早修正四条の直接の適用はない趣旨は示唆されている。ところが、後の判決の一部は、正にこの「停止」前の「接触(contact)」の範囲をふくらませて考えることにより、憲法的規制を巧みに回避する手法を採用した。テリー事件判決の不用意な文言が将来の禍根となるのである。⁽⁴⁾

第三に、テリー、ウィリアムズ事件により合理的嫌疑による停止が許されることになつたとされているものの、テリー事件では何がこの「合理性」を構成する要因となるのかについて直接触れておらず、ウィリアムズ事件でも官憲の得た情報を根拠としらるところではないものの、その信用性には一判事の有力な反対があつた。このため、

の要件については、下級裁によるケース・バイ・ケースの判断に任せることになってしまった。⁽⁵⁾ またその際、テリー事件の指摘した警察官の経験に基づく判断、ウィリアムズ事件で指摘された当該地域が犯罪多発地帯であるとの事実などが、合理性判断の際にどの程度のウェイトを与えられるべきかも、不明確であった。

第四に、とくに捜査について、その対象となる被疑犯罪の性質につき疑問が出されるようになった。つまり、従来、徘徊、浮浪罪等の軽微事件を理由とする職質や逮捕の例がかなりみられたが、このような粗暴犯以外の犯罪類型にはテリー原則を及ぼすべきではないとの主張である。⁽⁷⁾ 現に、テリー事件は、サイブロン事件と比較すると、警察官の監視の時間と態様、相手の行動などから得られた諸事情に照らすと、被疑者がそれぞれの被疑犯罪の実行の着手に至る可能性はそう違わなかつたと思われる。しかし、サイブロン事件での捜査を違法と判断した裏には、麻薬所持のような犯罪類型にテリー原則を拡大することへの躊躇があつたといってよからう。ウィリアムズ事件も、深夜犯罪多発地域でピストルを所持している男を対象とする捜査であったことに着目しており、必ずしも右の躊躇を棄てた趣旨ではあるまい。かかる被疑犯罪の類型による限定を行うとすれば、捜査に籍口して証拠や禁制品を持つていなか検査する “fishing expedition” を回避することはできよう。もともと、テリー、ウィリアムズ事件をこのように限定的に解釈することができるか否かについても、その後の下級裁の判断に俟つこととなつた。

最後に、ウィリアムズ事件のように、警察官が、情報提供者やその他匿名の電話、警察本部からの無線連絡、住人の通報等々様々なソースから情報を入手し、それを根拠にして停止・捜査に至ることがよくみられる。しかし、ウィリアムズ事件では、こうした（広義の）情報提供者情報の信用性の要件——停止・捜査に固有の要件を明示

できなかつたばかりか、法廷内部でも評価の喰い違いを見せたのである。従つて、下級裁は、この点についても独自の検討を必要としたのである。

その他、捜査の態様として、職質とパート・ダウンを先行させることなく、いきなり腰の辺に手をやることの妥当性など、⁽⁸⁾ テリー原則の具体的適用に關わる様々な問題が残された。それらを下級裁判所がどのように解決していったのかが次の問題である。⁽⁹⁾

- (1) WAYNE R. LAFAVE, 3 SEARCH & SEIZURE, at 10-11 (1978).

(n) 黒蠅「試験結果の申告欄」(1)」を用いて説明する。概要は、(略用) | KATAKANA

(o) W. R. LAFAVE, op. cit., at 15-17.

(p) Id., at 46-47.

(q) Id., at 58 pp.

(r) Id., at 78-81.

(s) Id., at 25.

(t) Id., at 111, 124-126.

(u) トニーラバーナー著「憲法と権利」の文書による。The Supreme Court, 1967 Term, 82 HARV. L. REV. 178 (1968); Note, The Effect of "Stop and Frisk" in Defeating the Purpose of the Exclusionary Rule, 15 HOWARD L. J. 440 (1969); LaFave, "Street Encounters" and the Constitution: TERRY, SIBRON, PETERS, and beyond, 67 MICH. L. REV. 39 (1968); Tiffany, The Fourth Amendment and Police-Citizen Confrontations, 60 J. CRIM. L. C. & P. S. 442 (1969); Note, An Analytical Model for Stop and Frisk Problems, 43 COLO. L. REV. 201 (1971); Com.

ment Stop and Frisk: The Issue Unresolved, 49 J. URBAN L. 733 (1972); Cook, The Art of Frisking, 40 DHAM L. REV. 789 (1972); The Supreme Court, 1971 Term, 86 HARV. L. REV. 171 (1972); Comment, TERRY Revisited and the Law of Stop-and-Frisk in Texas, 27 SOUTHWESTERN L. J. 490 (1973). たゞ、〔訳註〕・トメ
リカ法〕一九七四年一月一七日〔頁参照。

第六章 テリー事件以後の判例法(一)下級裁判所判例の展開

第一節 連邦下級裁判所の判例

(1) 停止の要件について

1 テリー事件で宣言されたルールは、その後無数の下級裁判所判例の蓄積により中味を豊かなものにしていった。従つて、テリー原則の適用上の射程なり限界を知るには、これらの判例群の吟味を不可欠とする。⁽¹⁾ そこで、おや、停止行為とその後の職質の要件の問題を検討し、次に、捜査の要件、その限界の問題を考えてみよう。

まず、停止・職質を正当化する目的をみてみよう。歴史的には、この実務は都市化社会に於る系統的街頭ペトロール活動が重視されるに伴い、警察による犯罪の予防・鎮圧を実現する手段として試みられてきたものである。従つて、テリー事件が右実務を認める国家側の利益の第一として、犯罪の探知（既発犯罪の発見、検挙）の他に、犯罪の予防を始めたのは、この実務的要請に答えたものなのである。無論、この趣旨は、明示的に宣言するゝ否とにかか

拘わらず、下級裁判例の底流にも流れている⁽²⁾。他方、テリー事件の事実関係も示しているように、既発、または現に進行中の犯罪の捜査を目的として停止・職質を行うことも認められている⁽³⁾。そこで、かかる停止・職質の目的に着目しつつ、判例上問題となつた事案を類型化すると、次のようになる。

第一の類型は、二名の制服警察官が徒步またはパトカーに乗車して管轄区内の通常のパトロールに従事中、不審な車両、人物を確認し、停止を求め質問し、場合により捜査を行つた結果、薬物、銃砲類の不法所持その他の犯罪を摘発するに至る場合である。

六九年のカーペンター事件が、この類型の一例を提供している⁽⁴⁾。事件は、小さな町を深夜パトロール中の警察官二名が、他のカウンティーのナンバーをつけた車が商店街をゆっくり走行しているのに気付き、当時侵入盗が多発していたこともあり、不審に思い、これを停止させたものである。助手席に坐っていた者が警察官の命令に従つて降車しようとした時重い金属音がしたので車内をみると鉄梃の先のみえる袋を発見した。そこで、この者の捜査後、運転席の被告人も降車させ、新ためて車内をのぞくと右の道具の他手袋を発見した。二人を署へ連行し、照会すると助手席の者が侵入盗被疑者と判明したというものである。

この事件は、犯罪予防型の停止を適法とした点で、テリー事件の実務的意義のひとつを端的に示しているが、同時に、テリー事件では必ずしも明示的に触れられなかつた停止の要件について、その趣旨を汲み、テリー判決の文言を借用しつつ、その一般的要件を定式化した点でも意義がある。判決は、これを次のように述べている。

「テリー事件で、最高裁判所は『合理性』の問題に対する司法的吟味は、二重のものであると指摘している。

判決裁判所は『特定かつ明瞭な事実とかかる事実から合理的に推論したこと』を客観的に評価しなければならない。その上で、(1)当該事実により個人の修正四条の権利に対する侵害が許されるかどうか、並びに、(2)当該侵害行為の範囲は、『当初侵害を正当化した諸事情』に合理的に関連しているかどうか、について判断しなければならない』(at 171)。

具体的には、先述のような走行中の車両そのものの外見からその停止は正当化されるし、次に、助手席乗員に対する「降車命令」については、停止を正当化した先の諸事情と共に「暗かったこととホーキングスが車内で銃を持っている可能性、しかも、コーワン警察官の死角になっていたこと」を考慮し、「合理的な」*seizure* の一態様であったとする(at 172)。最後に、署への連行については、事後的にみると、現場で道具を持っている理由についての相手の説明がなされた頃には、逮捕の「相当の理由」が存在していたことを理由に正当とした(*Ibid.*)。

右事件では、過去に侵入盗が多発していた事情も合理性認定上の一事由とされているが、ウェルヒ事件⁽⁵⁾でも、何件か侵入盗事件が発生した商業地域のパトロール中、不審車両を発見し、停止させた事案である。この車は、深夜、エンジンをかけたまま停車していたが、パトカーが近付くと急にライトをつけて走り出したものである。停車後、運転手に身分証明を求める一方、ライトで車内をのぞくと芝刈機があつた。この車が駐車していた近くの店を調べると誰かが押入った跡があり、更に、店の所有者がでてきて車内の芝刈機は盗まれたものだと確認したという事案である。判決は、侵入盗事件の数件発生した商業地域である点、午前二時五〇分という時間帯にはその地域にはほとんど交通がないこと、パトカーが近付くと急に走り出したことで合理的な嫌疑を構成するとした。

右の二事例は、通常のパトロール勤務につきつつ、特に当該地域で既に多発している同種犯罪についての予防と犯人検挙にも特に注意を払っていたものである。これに対して、ニコラス事件⁽⁶⁾、リチャードソン事件⁽⁷⁾、ヴィキツァー事件⁽⁸⁾、カーティー事件⁽⁹⁾、ステイーブンス事件⁽¹⁰⁾、ハリス事件⁽¹¹⁾、トーレス・ユレーナ事件⁽¹²⁾、リアス事件⁽¹³⁾、ホール事件⁽¹⁴⁾、マグダ事件⁽¹⁵⁾、ウイリー事件⁽¹⁶⁾、オロッコ事件⁽¹⁷⁾などでは、こうした既発の特定犯罪の探知、同種犯罪の抑止という具体的な目的を有していたものではなく、むしろ、一般的な犯罪予防・探知目的のパトロール中、不審な車両や不審な行為、動作をする人物を確認し、停止・職質に及んだところ、偶然、特定犯罪を発見したものである。従って、これを、「バトロール型・一般的犯罪予防目的・偶然発見型」と称することができよう。この類型の停止・職質を扱った判例の事案を概観すると、停止前に不審を抱いた被疑犯罪、逮捕の理由となつた被疑犯罪は多様である。不審な車両、不審な動作を目撃し、特定犯罪との関連付けを行なうことなく停止・職質し、場合により捜査も行って、薬物、銃の発見に至り逮捕した例⁽¹⁸⁾や、その他、この結果、赃品の不法所持⁽¹⁹⁾、赃品の州際運搬の事実を発見した例⁽²⁰⁾がある。また、交通法違反の捜査中、武器の不法所持を発見した例⁽²¹⁾、警察官が相手に接近した段階で相手の動作、周囲の情況からある程度特定した犯罪の嫌疑を得て、職質中、別事件の発覚に至る例もある。例えば、マリファナの匂いがしたので、相手の乗車している車を点検したところ、赃品である小切手を発見した事例がある⁽²²⁾。

ただ、この類型の判例を概観すると、前述の停止行為の合理性要件を具体的な事件に適用する際、やや厳格に事実関係を点検しようとする判断が目につく。現に、ニコラス、カーティー、トーレス・ユレーナ、リアス、マグダ（第一審）各事件では、停止行為自体を違法と判断している。さらに、七一年のニコラス事件⁽²³⁾では三名の警察官が深夜

一時頃麻薬取引の頻発地帯をパトロール中、玉突き場付近の駐車場で黒人の乗っている車に別の黒人が乗るのを目撃したので、職質に及んだものである。ところが、車内からマリファナの匂いがしたので直ちに逮捕し、その後、車内捜索で発見された赃品である小切手の不法所持罪で起訴されている。判決は、事実関係を次のように整理し、テリー原則の求める「特定かつ明瞭な事実」を欠くとした。

「(1) 警察官は、特定の犯罪を捜査していたのではない。

(2) 警察官は、当該車両またはその乗員に関する情報を事前に一切有していないかった。

(3) 訴訟記録上、警察官が被告人ニコラスの逮捕時に当該地域が麻薬取引のよく行なわれているところであるという一般的知識を除き、当該駐車場付近で不審な行為があつたという情報をえていた証拠はない。

(4) 警察官は、当該車両を短期間しか観察していない。また、この間、車内にいたシムスはニコラスが玉突き場から出て来て車に乗り込むまで静かに坐っていたにすぎない。

(5) 午後一一時一五分という時間は、六月の夜などには、人々が路上に出て歩き回っているとしても合理性を欠くような時間ではない。

(6) 被告人ニコラスとシムスは黒人である。しかし、彼等は、住民のほとんどを黒人が占める地域にいたのである。

(7) 車が州外の番号であったという事実だけでは犯罪を示すとはいえない」(at 624-625)。

こうした偶然発見型の停止行為に於ては、市民からの通報、警察通信を根拠とする停止や緊急配備中の停止と異

なり、嫌疑の根拠はやや漠然としがちである。従つて、警察官の「第六感」による停止に走るおそれがある。右ニコラス事件を含む判例群は、かかる実務の広がりへのチェックを意味している。むしろ、麻薬取引多発地域である点をどの程度重視するのかという点は、後述のように、判例でも争いがみられる。本判決は、この点は「一般的知識」にすれども、合理性を保障するには、当該被告人の行為そのものの不審な点をまず証明しなければならないとして、ひとりの見地を明らかにした。

なお、ペトロール中、市民の通報、警察無線の指令を受け現場へ赴き、職質をすることが多いが、それらは合理性の認定と情報の信用性の問題としてされる。

(1) 下級裁判例の動向を分析した文献として、Cook, *The Art of Frisking*, 40 FORDHAM L. REV. 789 (1972); Comment, *Stop and Frisk: The Issue Unresolved*, 49 J. URBAN L. 733 (1972).

(2) United States v. Harflinger, 436 F. 2d 928, at 933 (8th Cir. 1970) やは、「職務質問のための停止に先立つて犯罪が既になされておらず、また将来もなされないとしないとしても、警察官が犯罪の予防及び探知という適法な機能を実行する」とにより、犯罪がなされてくると合理的に嫌疑を有する場合、右の停止とその後なされた限定的な身柄拘束は認められなければならない」として、この趣旨を明示している。

(3) W. R. LAFAYE, 3 SEARCH & SEIZURE, at 19-22 (1978).

目的論との関連で、停止の対象者の範囲を述べたかの問題の出でてもいいのである。従来の判例上は、相手に対する何等かの犯罪の嫌疑を有していた事例しか問題となっていたなかつたため、論議はなされていない。また、実務上、目撃者、証人に対する停止・質問がなされているとしても、その際、何等かの刑事責任上の争いが生じない限り、司法的吟味の対象

ふたる機会を以ていかでかたな、逆順のものであつた。しかし、容疑者乃至被疑者対象が証人・参考人対象がは、停止の要件に由ずかる差を生じる。この点ハシナリである。その意味で、容疑者乃至被疑者対象型の停止は、事件の要件に由ずかるか否かの問題である。今後の問題として残される。Cf., W. R. LAFAVE, 3 SEARCH & SEIZURE, at 22-24 (1978). たゞ、United States v. Ward, 488 F. 2d 162 (9th Cir. 1973) は、差走中の犯人を匿すべき情報を得た目的で、被告人を停止されたといひ、同一原則を「このように広げて、犯罪に関する一般的な質問やアサエーションの搜査目的で停止を行つてはお認めない」といふ點で、参考になる。たゞ、他に、United States v. Hill, 545 F. 2d 1191 (9th Cir. 1976) がある。

- (4) Carpenter v. Sigler, 419 F. 2d 169 (8th Cir. 1969).
- (5) Welch v. Riddle, 402 F. Supp. 464 (E. D. Va. 1975).
- (6) United States v. Nicholas, 448 F. 2d 622 (8th Cir. 1971).
- (7) United States v. Richardson, 461 F. 2d 860 (3d Cir. 1972).
- (8) United States v. Wickizer, 465 F. 2d 1154 (8th Cir. 1972).
- (9) United States v. Carter, 369 F. Supp. 26 (E. D. Mo. 1974).
- (10) United States v. Stevens, 509 F. 2d 683 (8th Cir. 1975).
- (11) United States v. Harris, 404 F. Supp. 1116 (E. D. Pa. 1975).
- (12) United States v. Torres-Urena, 513 F. 2d 540 (9th Cir. 1975).
- (13) United States v. Rias, 524 F. 2d 118 (C. A. Fla. 1975).
- (14) United States v. Hall, 525 F. 2d 857 (D. C. Cir. 1976).
- (15) United States v. Magda, 409 F. Supp. 734 (S. D. N. Y. 1976); United States v. Magda, 547 F. 2d 756 (2d

Cir 1976).

(16) United States v. Wylie, 569 F. 2d 62 (D. C. Cir 1977), cert. denied, 98 S. Ct 1527 (1978).

(17) United States v. Orozco, 590 F. 2d 789 (9th Cir. 1979).

(18) メーベル・ホール・ホール・マグダ事件。

(19) カーター、リアベ、ウイリー事件。

(20) ハリス事件。

(21) スティーブンス事件。

(22) ハーバス事件。

(23) United States v. Nicholas, 448 F. 2d 622 (8th Cir. 1971).

II 第二の類型は、「緊急配備型」⁽¹⁾。車両中の警察官等が特定犯罪（強盗、侵入盗が多い）発生の連絡を受けて、現場付近へ急行し、連絡を受けた犯人の特徴等を手掛かりにして、それと一致する人物、車両を中心にして停止・職質を行うものである。直前に発生した特定の犯罪の犯人発見、検挙を目的としている点と多かれ少なかれ何等かの犯人の特定に役立つ情報が供給されていふ点で、偶然発見型とは異なっている。

ジャクソン事件⁽¹⁾では、二名の警察官がパーカーでパトロール中、酒屋に強盗が入り犯人は黒人二名であるという通報を受け、土地に精通した一人はすぐに逃走ルートと思われる箇所へ赴いたといふ、三名の黒人の乗った他州のナンバーを付けた車が走ってるので停止され、氏名、住所、職業、町に来た理由等について質問をしたところのやうな。⁽¹⁾このうち得られた情報は「職務質問カード（form field interrogation card）」に記載された。

その後、本件強盗事件が発生し、右カードをもとにして被告人等に対する捜索がなされ、押収証拠に基づき起訴されたのである。

判決は、第一に、右停止に伴う被告人側の被侵害利益はわずかであったとする。まず、車の乗員に対し搜査がなされていないこと、車内捜索もなされていないこと、不利益証拠の押収もなかったこと、乱暴な取扱い、不必要的侮辱的扱いもなかつた点をその理由としている(at 969)。第二に、警察官は、強盗発生という「緊急事態(emergency)」に直面していたことを指摘している(Ibid.)。第三に、この緊急事態の下で、警察官が適切な処置をとるために、次のような推理を働くことは、合理的であったとする。つまり、犯人は車で逃走するであろうこと、犯人は一人と通報されたが、他に見張り、運転手役の者のいる可能性、犯人は黒人街へ逃げるであろうことの三点である。その際、「本件警察官はかかる事件の経験が豊富」であることも考慮に入れられている(at 970)。以上の結果、三人の黒人の乗った車が黒人居住区方面へ行くのを発見したとき、これを停止させるとは「理性的で、効果的な警察活動」であったとする(Ibid.)。

オリサー事件⁽²⁾では、侵入盜犯発生後緊急配備についた警察官が、侵入盜犯や逃走車両の特徴についての情報に接する前に、本件被告人車両が当該郡以外の番号をつけたことを理由にしてこれを停止させた事例である。判決は、本件犯罪はダウン・タウン地区で発生したものであるが、「本件発生の午前三時四〇分という時間にはほとんど自動車の通行、人通りはない」点をまず確認している(at 1206)。その上で、更に、「犯罪発生の一時間以内に、警察はバーミリオン市ダウン・タウン地域一帯で被告人オリサー運転のものも含めて二台の車と一、二名の歩行者

しか発見していない。かかる事情の下では、警察が身元確認の目的で犯罪発生地付近にいる人や自動車を停止するのは合理的な処置である」とした(at 1207)。

この他、ヒル事件⁽³⁾では、武装銀行強盗発生直後、現場付近に於て、逃走した者を見なかつたかを聞くために質問をしたところ、たまたまその相手は犯人の特徴と一致していたわけではないが武器所持のおそれがあつたという事案で、これを捜査しようとしている。具体的には、質問中、腰の辺に銃によると思われるふくらみがあつたので、いきなりシャツを引き上げた行為を適法とした。ペーリー事件⁽⁴⁾でも銀行強盗に対する緊急配備が問題となつた。警察官は、犯人が乗り棄てたと思われる車付近で汗をかき興奮気味の被告人を発見し質問をし銀行への同行を求めたが立去ろうとしたので、手錠をかけて身柄を拘束した。その後、警察無線の連絡により犯人と特徴が一致することを確認し、銀行へ連行したものである。判決は、ウィリアムズ事件の判決を引用しつゝ、警察官は「情報をより多く収集する間、暫時現状を維持する」権限があり、そのために「合理的な実力の行使」が正当化されると述べている(at 220)。

以上で特徴的なことは、犯行直後で犯人が周辺にまだいる可能性が大きいという緊急性がいづれの判例でも重視されている点である。従つて、パトロール中の偶然発見型と異なり、現場警察官の経験に基づく直感的判断を合理的とし(ジャクソン事件)、また、当該個人の所作そのものに不審がなくとも、右の緊急性と深夜で人通りのない地域だという特徴だけで車両の停止をも合理的としている(オリサー事件)。また、職質中の相手を手錠を用いてまで拘束する」とを許しているのも注目に値する(ヒル事件)。ヒル事件のいきなりシャツを持ち上げる態様の捜

検査も武装銀行強盗発生現場付近の緊張した雰囲気を前提としてのみ理解できるのである。この意味で、偶然発検型を適法とした判例、違法とした判例いやれと比較しても、⁽⁵⁾ 当該行為自体の不審がより、緊急性と周囲の事情に力点を置いて、合理性判断がなされてしまうべし。

- (1) United States v. Jackson, 448 F. 2d 963 (9th Cir. 1971).
- (2) Orricer v. Erickson, 471 F. 2d 1204 (8th Cir. 1973).
- (3) United States v. Hill, 545 F. 2d 1191 (9th Cir. 1976).
- (4) United States v. Purry, 545 F. 2d 217 (D. C. Cir. 1976).
- (5) 他は、United States v. Foster, 584 F. 2d 997 (D. C. Cir.), *cert. denied*, 99 S. Ct. 620 (1978).

II 第三の類型は、既発の特定犯罪の検挙を目的とする点で、緊急配備型と同じであるが、犯行現場周辺に於る初動捜査と異なり、既に犯人は現場から去っており緊急性はない。むしろ、諸種の証拠収集等の内偵活動が行なわれ、特定被疑者に対する強い嫌疑が集中した段階でなされるものである。従って、当該被疑者の検挙目的が、他の類型と比較した場合には相対的に重要な意味を持つことになると思われる。その意味で、一応、「特定犯罪検挙目的・内偵先行・犯罪捜査型」とまとめようか。もちろん、各事例とともに、様々なバリエーションを伴つていふことは当然である。その一つは、緊急配備を含む初動捜査に時間的に接着して犯人捜査活動が継続中、いの間を得られた情報を基にして、特定人に嫌疑を集中し、その者の職質を行なう場合である。

デイグス事件⁽¹⁾の事案は、次の通りである。武装銀行強盗発生の連絡を受けたFBI捜査官は、目撃者の伝える犯

人の特徴、車両、用いた書類カバン等から別件で捜査中の本件被告人に容疑を抱いた。そこで、被告人の発見方に努めていると、その車両を発見したので銃を手にして近づき三人の乗員に手を頭の後ろで組むように命じた。そのうち一人が強盗犯人の服装と一致していた他、犯人が使ったのと同一の書類カバンがあつたので全員を逮捕したのである。判決は、捜査官が拳銃を手にして接近し乗員に手を上げて頭の後ろで組むよう命じた点につき、これは、「強固な嫌疑」を解明するために必要な処置をとったものであり、「被告人等三名中、少くとも一人が銀行強盗の間武器を持っていたのであるから、彼等と接触するのに際して、自己自身の安全保護のためにとられた全く合理的な予防手段」とした(at 1314)。グリック事件⁽²⁾でも、武装強盗発生後、犯人と覚しき者がタクシーから降りて入った家へ捜査官が赴き、許しをえて家に入ると三名の男がおり、うち被告人が犯人の特徴に似ていたので、直ちにバット・ダウンをし、拳銃・弾丸を発見したものであるが、判決は、かかる搜査を適法とした。

デイグス事件では、停止を求める段階から銃で威嚇する」と拘束中手を頭の後ろで組ませる」ととを合理的な実力行使とした。この点は、武装強盗という行為態様と犯行後なお間がない点、及び、特定人に嫌疑が集中していることが、適法とする判断を支える根拠になっていたようである。捜査の点でも、相手のその場に於る行動から武器所持及び危害の生じる危険性を具体的に認定することなく直ちに実行することを許したのも、右三つの事情と切り離して考えることとはできない。

今ひとつのが、ホール事件⁽³⁾が提供している。本件は、銀行強盗犯人の車両番号を目撃者が警察に通報し、被告人を割り出した捜査官が自宅へ赴き、事件前後のアリバイについて質問をしたものである。この事例

のように、職質が、通常の犯罪捜査活動や被疑者取調べに近しい機能を果たす場面もみられる。サンタナ事件⁽⁴⁾の文脈におくことができようか。本件は、捜査官二名が、麻薬取引場所と思料されるレストランを内偵、張込み中、従来から重要な薬物取引人としてマークしていた本件被告人他一名がやってきて、やがて茶色の紙袋を持って出てくるのを確認、更に、被告人が別の建物に立寄って出て来て車に乗ったところを停止させたものである。判決は、本件の停止は合理的とした。

この他、情報提供者の情報に基づいて特定人に犯罪の嫌疑が発生し、内偵活動後、嫌疑を明らかにする目的で相手を停止・職質するケースもある。⁽⁵⁾これらは、後に、合理性の根拠と情報の信用性の問題としてふれる。

このような特定犯罪の捜査の一手段とみることのできる停止・職質の適法性の判断は、事案の微妙な差が反映して、明確な基準を出しにくいようである。次に、二つの例を示そう。

ストリックラー事件⁽⁶⁾の事案は、次の通りである。秘密捜査官が、本件相被告人等とコカイン購入の交渉をし、某家屋で引渡しを受けることになり、警察官多数がこの家の周辺に配置された。やがて、一捜査官が、この家の付近にキャデラックが来て駐車し、中の三人が家の方を見ているのを確認した。秘密捜査官からコカインは女性が運搬していくとの情報をえていたところ、この車が走り去った後、女性が家の方へ歩いて来るのを発見し、その間先のキャデラックが再び走り去るのを見た。以上の経緯の連絡を受けた他の捜査官が別の場所で駐車中のこの車を発見し、三台の車で前後と側面を囲み、銃を向けつつ、車内の二人の男に手をあげるように命令した。捜査官が車内をのぞくと運転席の被告人の足元に拳銃があるのを発見し、降車を命令した後、拳銃不法所持で正式に逮捕したもの

である。判決は、まず「武器を所持して車両で取廻んだ車に近づき、車内の者に手を上げるように命令する」と、『不審人物の身分を明らかにし、若しくは、情報を集める間しばらく現状を維持するために行なわれる短期間の停止』とは同一視しえない」とした上で、被告人に対する「行動の自由」の制約は、右の段階すでに「完壁」となつていたとする(at 380)。つまり、「逮捕」が完了していたものと認定している。ところが、警察側は、被告人がコカイン取引に関わっているとの情報を事前に得ていたものなく、また当該車両がコカインと関わるとの証拠もなかつたとする。結局、「逮捕は、被告人ストリックラーがコカインの運びこまれた住居の近くにいたことやや曖昧な運転及び周囲を監視する行動をとったことにのみ基づいて行わなれたもので」、逮捕の「相当の理由」を欠くと判断した(at 380)。

リチャーズ事件⁽⁷⁾の事実は、次の通りである。七二年一二月、被告人操縦の飛行機が某私設飛行場に着陸後、レンタカーを借りたが代金を支払わなかつた。担当警察官が車内を調べると麻薬等の運搬に用いられるプラスチック容器、メキシコ国境付近の駐車場のレシートを発見した。被告人使用の飛行機の所有者を照会すると、メキシコとの麻薬、銃器の密輸の容疑がある者の名儀になつていていることも判明した。一月に入って、被告人と別の者が車に乗つて飛行場内の飛行機に近づき、カバン、ライフル入れをつみこみ、また連れが被告人に小さな包みを渡す有様等を張込み中の捜査員が確認し、飛行機に近づきベイロット席の被告人にエンジンを切るよう命令した。一名の警察官が、被告人の逡巡する姿を見て、前方に回り銃をつきつけ再度命令した。降りてきた被告人のパット・ダウン後、ターミナルへ連行して職質を開始した。職業、飛行機の所有者等の質問に対し、あいまいな答えしかしなかつたので、

やがて麻薬被疑事実の存在を告げ機内捜索の同意を得て、麻薬犬を使用し、マリファナを発見したのである。判決は、警察官が、エンジンを切って降りてくるよう命令する際銃を用いた点について、次のように判断している。まず、銃で威嚇したのは、最初の命令に被告人が従わなかつた後であつたこと、それ以外に飛行機の出発を妨げるために障害物等を用いたわけではないことを指摘し、さらに、被告人がライフルバックを運び込むのを見ており、武器を所持していると信すべき理由があつたとする。従つて、この点からも、自己の安全を守る手段を用いることが正当化されるとして、結局、「こうした緊急事情の下では被告人を停止するために実力行使の用意のあることを示すのは必要でもあつた」とした(at 1028-1029)。

この二つは、共に、薬物関連犯罪の嫌疑によつて停止がなされ、その際、車によるはさみ打ちと銃による威嚇というかなり強烈な実力行使及びその威嚇を伴つていた。もつとも、対象が、前者は、駐車中の車であり、後者は、エンジンをかけた飛行機であつたという事実の差があるため、前者では実質的「逮捕」とし、後者が合理的「停止」と判断したことから、直ちに矛盾を指摘できるものではあるまい。むしろ、リチャーズ事件でも、銃による威嚇だの」と、当初の命令に従わなかつた後になされた点が評価されており、そこに判決が慎重な実力行使を求めてくる趣旨が伺われる。また、スレーリックラー事件は、「完璧な」身柄拘束ば、いづれにせよ、「逮捕」であつて「停止」として正当化しえないと明らかにした点で意義があつたといえよう。⁽⁸⁾⁽⁹⁾

- (一) United States v. Diggs, 522 F. 2d 1310 (D. C. Cir. 1975).
(a) Glick v. Erickson, 488 F. 2d 182 (8th Cir. 1973).

(∞) United States v. Hall, 421 F. 2d 540 (2d Cir. 1969).

(4) United States v. Santana, 485 F. 2d 365 (2d Cir. 1973), *cert. denied*. 415 U. S. 931 (1974).

(1o) White v. United States, 448 F. 2d 250 (8th Cir. 1971); Stone v. Patterson, 468 F. 2d 558 (10th Cir. 1972);

United States v. Oates, 560 F. 2d 45 (2d Cir. 1977).

(6) United States v. Strickler, 490 F. 2d 378 (9th Cir. 1974).

(7) United States v. Richards, 500 F. 2d 1025 (9th Cir. 1974).

(∞) 「不法入国・犯罪捜査剤」に属する「事務所」として Illinois Migrant Council v. Piliod, 398 F. Supp. 882 (N. D. Ill., E. D. 1975) がある。いまだ、七四年イリノイ州の「都市」、大量の不法入国者とキシロ人が会社等に雇われている情報に基づいて、一定地域の「一斉検問」、家宅捜索等が行なわれた。このうち、(1)今状または相手の同意なく、捜査官がベキシロ人の住居に入り居住者に身分証明書の提示を求めるといは、(2)ベキシロ人と思われる歩行者やその運転している車が集中的停止の対象とされたのが問題となつた。判決は、(2)に関して、相手が不法入国者であることを合理的な嫌疑を有して止むを得ないが、単にベキシロ人のことを思われたうりだけでは足りないとした。「一斉検問」、「一斉取締の手段」とされる停止の適用を戒めたものである興味深く。

(o) 他に、United States v. Sink, 586 F. 2d 1041 (5th Cir. 1978); United States v. Wright, 588 F. 2d 189 (5th Cir. 1979); United States v. Moreno, 588 F. 2d 490 (5th Cir. 1979).

四 停止を求めるにあたり、合理的嫌疑の存在が要件となるべきか、その認定上、どの程度の重体を与えるべきかという問題があつた。この点につき、幾つかの要素を考へてみよう。すなはち、犯罪の嫌疑の端緒となる「情報」の信用性をみてみよう。この情報源として、差し引いた、(1)一般市民からの通報、(2)匿名または秘密

情報提供者からの情報提供、(3)パトロール中に警察無線で通報される情報の三つがある。

(1) 市民からの通報により停止を行い、重大犯罪の検挙に至った例は幾つかあるが、その信用性の要件について
は、七三年のグリフィン事件⁽¹⁾が詳しい。これは、パトロール勤務中の警察官がタクシー運転手から前方走行中のタ
クシーの客は交通事故と思われる現場から逃走してきた者と通報を受けた事件である。警察官はこのタクシーに同
乗して追跡し、該当車を停車させて、被告人に職質を行つた。被告人の態度はそわそわしており、交通事故につい
てもはつきりしない答えしかせず、身分証明書も持っていないなかつた。そこで一端降車を求めた。この間に、一方の
警察官が無線で強盗事件が発生したとの通報をうけ、もう一人に被告人が犯人かも知れないと話したところ、被告
人は突然内ポケットに手をやろうとした。危険を感じた警察官が搜査をし、銃を発見したので逮捕に至り、所持し
ていたボーリングバックからは金がみつかつたというものである。判決は、最初のタクシー運転手の情報は合理的
嫌疑を裏付けるに足りる「rational basis」となるとし、その理由を次のように述べている。

「情報提供者が、警察官と同行し、被疑者と相対する場合には、巧妙なデッчи上げを行う可能性はない。……
ことに虚偽逮捕を行わしめたとき、民事、刑事の責任が生じるからである。……しかも、情報提供者がタクシ
ー運転手であるときはなおさらそう言えるのである。何故なら、故意に警察官の判断を誤らせる虚偽の通報を
するとタクシー運転手の地位、からにおそらくタクシー運転の免許もうしなうおそれがあるのであるからであれ」(at
1075)。

いの他にも、ガス販売業者が、自宅付近で不審な車両を目撃し、また、ガスタンク周辺に車の跡があるのに気付

いたので不審を招き、近くのカブエにいたりの車とその乗員を確認して警察に通報したといひ、警察官が停止・職質の結果、爆弾不法所持を発見したという事例⁽²⁾、ガソリンスタンド店主が窃盗車を運転しているらしいと通報し、停止の結果、マリファナ所持で検挙した例⁽³⁾、同じくガソリンスタンドの従業員が武器らしき物を持った者が車に乗った旨通報し、停止・搜査によりショットガンの不法所持として検挙した事例⁽⁴⁾、銀行頭取から店付近に不審な人物がいるとの通報を受け、停止・搜査により武器の不法所持で逮捕した例⁽⁵⁾、また、グリフォン事件と同じくタクシー運転手が武装強盗発生現場付近から乗せた犯人と覚しき者の特徴、降りて入っていった家等を通報した例⁽⁶⁾、銃を所持した男がいるとの無線連絡を受けた警察官が現場へ赴き通報したバー経営者から直接話を聞き被告人を発見、腰に銃がみえたので逮捕した例⁽⁷⁾、皮ジャケットを着た黒人が駐車中の車をのぞいているとの市民からの通報を得た警察官が被告人を発見し、職質後被告人がペトカーの屋根に置いたジャケットを返そうとして持ちあげたとき拳銃が落ちたので逮捕した例⁽⁸⁾がある。これらは、いずれも情報の信用性を認め合理的な嫌疑の根拠となるとしている。その理由は、グリフォン事件が指摘したように、虚偽通報に伴う法的、事実的不利益の可能性の存在が、信用しうる情報しか伝えないとの推定を許しているともいえよう。同時に、そのもう一つ裏側では、当該地域の住民であり、氏名、職業も明らかであるか、少くとも容易に判明する市民が、善意で警察に協力する意思で提供した情報については、少くとも、停止・職質の処分を行う根拠として合理的であると評価しうる程度の一応の信用性は類型的であるとの認識を読みとれようか。⁽⁹⁾

(一) United States ex rel. Griffin v. Vincent, 359 F. Supp. 1072 (S. D. N. Y. 1973).

(n) United States v. Harflinger, 436 F. 2d 928 (8th Cir. 1970).

(o) United States v. Solomin, 528 F. 2d 88 (9th Cir. 1975).

(4) United States v. Adams, 484 F. 2d 357 (7th Cir. 1973). 本判決は、特に、従業員が「直接の観察及び^{自己の}口の知
識」^{を情報へと}「^{情報を}取扱ふ者又は用達を擅取アヘ時由ヘトニ。

(o) United States v. Lee, 372 F. Supp. 591 (W. D. Pa. 1974).

(o) Glick v. Erickson, 488 F. 2d 182 (8th Cir. 1973).

(n) United States v. Gorin, 564 F. 2d 159 (4th Cir. 1977). 同種事案^{ハシマ} United States v. Ullrich, 580 F. 2d 765 (5th Cir. 1978).

(o) United States v. Thornton, 582 F. 2d 993 (5th Cir. 1978).

(o) United States v. Sierra-Hernandez, 581 F. 2d 760 (9th Cir. 1978) によれば、国境警備隊が、通り過がりの農民か^{ハシマ}、
走行中の被告人トトックは付近のやつらの喫煙やマリファナを積んだと知らわれ、停車の結果、実際にマリファナを発見し
たとのやうだ。この農民の氏名等は一切不明であったが、判決は、次のような事情を指摘して本件の停止を適法とした。ま
ず、従来かんべの烟付近で薬物の密輸、外国人の不法入国等の犯罪が多発していたといふ、情報は犯行の内容、時間を明示し
てこたこと、情報提供者は匿名の電話と異なり警察官の面前で通報してこたこと等である(at 763)。

(2) 次に、業として捜査官に情報を提供してくる者の情報について検討してみよう。まず、前述の連邦最高裁ウ
ィリアムズ事件の原審判決⁽¹⁾では、ペトロール中に警察官が出会った情報提供者の情報を信用しようとする理由とし
て、過去にも価値ある犯罪情報を提供していること、情報の内容（銃と薬物の所持）が、「その場で現に進行中の
事実、しかも、コネクティカット州法上重罪を構成する事実を告知してくる」のであって、彼は「田撲者」やねぬ

と、同時に、「警察官は道路を横切つて車内にいる被告人を発見し、申告された事實を自ら直ちにチェックすることができた」ことを挙げている。他の判例でも、ます、従来価値ある情報を提供していた事實等により、情報提供者の一般的信用性が存在していたことを求めている。ホール事件⁽³⁾では、情報提供者が自らヘロイン密売組織の一員であることを自認している場合に、この一般的信用性を認めている。

次に、情報内容の詳細さも信用性を裏付ける要素となっている。ポムス事件⁽⁴⁾では、銃を隠しているショルダーバックの外見と色の正確な表現のなされていたことを重視している。また、停止・職質に先行する監視によつて右事実が捜査官自身によつても確認されていること、つまり、情報内容の補強が捜査官によつて行なわれていることが信用性を裏付ける要因となつてゐる。パーソン事件⁽⁵⁾では、被告人がヘロインを自己使用しました販布しているとの情報入手後、内偵を開始し、被告人が使用している車の登録住所が虚偽であることを確認し、さしあたり、この点を確認する目的で職質をしたところ、新しい注射痕が腕にあるのを発見し、逮捕したものである。ホワイト事件⁽⁶⁾でも、偽造通貨所持の情報入手後、捜査官側は内偵を行い情報通り偽名で車を借りてゐることを確認した段階で停止を求めてゐる。

逆に、匿名の電話情報を根拠とする停止⁽⁷⁾や薬物運搬の情報入手後五ヶ月間監視したが特に不審な点がないのに家族と車に乗つてゐるところを停車させた場合⁽⁸⁾、他の捜査官が情報提供者から入手した情報内容を伝え聞き、これに基づき停止させた場合⁽⁹⁾については違法とされている。もつとも、情報の内容、情報提供者の信用性は各事案ごとに異なつており、決め手となる基準を明確にできていないのが現状であろう。⁽¹⁰⁾

- (1) Williams v. Adams, 436 F. 2d 30 (2d Cir. 1970).
- (2) 例えども United States v. Pelley, 572 F. 2d 264 (10th Cir. 1978) によれば、被告人の麻薬取引に関する情報の提供者は、本件の逮捕を受けた捜査官は約五年間で四〇～五〇件の情報やめべり、その結果、110～111件の有罪判決をもたらすことを指揮してゐる。この他の事例として、White v. United States, 448 F. 2d 250 (8th Cir. 1971); Stone v. Patterson, 468 F. 2d 558 (10th Cir. 1972); United States v. Poms, 484 F. 2d 919 (4th Cir. 1973); United States v. Devita, 526 F. 2d 81 (9th Cir. 1975).
- (∞) United States v. Hall, 407 F. Supp. 438 (E. D. Mich. S. D. 1976).
- (4) United States v. Poms, op. cit.
- (15) Stone v. Patterson, op. cit.
- (6) White v. United States, op. Cit.
- (7) United States v. Pearce, 356 F. Supp. 756 (E. D. Pa. 1973).
- (∞) United States v. Devita, op. cit.
- (9) United States v. McLeroy, 584 F. 2d 746 (5th Cir. 1978).
- (10) 情報提供者より得た情報について、他より、United States v. Taibe, 446 F. Supp. 1142 (E. D. N. Y. 1978). しかし、犯罪組織に由来する乗っ込んだ捜査官の情報に基づいて、連坐処罰法へつた例もある。United States v. Moreno, 588 F. 2d 490 (5th Cir. 1979).

(3) ペーパーハウスの警察団体が、本部等からの無線連絡によって特定の人や車両の発見を指令される場合が多い。これは警察通信から得た情報について、無理強い合理性の根拠となるべきものではないが、例えば、匿名電話情報で

あつても警察通信のルートに乗せれば情報の信用性の吟味なくして相手の停止を認めることになる。このため、判例では、警察通信の情報であることだけでは足りないとし、今少し客觀性を担保しうる事情の存在を要求している。⁽¹⁾ ヘルナンデス事件⁽²⁾は、不法入国外人を乗せて いる車両の手配を指令する無線をキャッチし、該当車を発見したので停止を求め、無免許運転であることが判明した後、フラッシュで中をのぞき毛布をかぶつて隠れている者を発見した事案である。判決は、警察通信と停止の合理的嫌疑との関係につき、次のように述べている。

「本件の警察通信は、被告人車両の生産年、モデル、ライセンス・プレートを知らせ、更に、それが不法に入国したメキシコ人を乗せており、彼等は毛布をかぶつていることを知らせてきたのである。被告人車両が停止させられたのは、上記通信が正に伝えたようにリンクカーンからジョリエットへ行くルート上であつて、時間も適切なものであつた。要するに、本件警察通信は、職質のための停止 (investigatory stop) を正当化するのに充分なほど犯罪行為の概要を伝えるものであつた」(at 616)。

逆に、リアス事件⁽³⁾では、黒または青のシボレーに乗つた黒人が強盗の容疑者であるという情報だけでは、結局、黒人であることのみが明確であるにすぎないとし、かかる情報に基づく停止を違法としている。以上の限りでは、差し当たり、情報内容の特定性、具体性を基準とすることにより、曖昧な情報による恣意的な停止を許さないとする趣旨が明らかである。ただ、他方で、詳細な容疑者の特徴を欠いても停止の根拠となるとする判決もある。⁽⁴⁾ その意味で、今のところ、警察通信と合理性の関係については、充分な絞りとなる明確な基準はなお模索中の段階にある⁽⁵⁾。

(1) United States v. Jennings, 468 F. 2d 111 (9th Cir. 1972).

(2) United States v. Hernandez, 486 F. 2d 614 (7th Cir. 1973).

(3) United States v. Rias, 524 F. 2d 118 (5th Cir. 1975).

(4) United States v. Jennings, 468 F. 2d 111 (9th Cir. 1972). など、他より United States v. Tharpe, 536 F. 2d 1098 (5th Cir. 1976).

(5) ポリスカーに備付けている手配書 (police department bulletin) の記載がぬまぬま曖昧で対象が甚だ広いのに、日本へ一斉に送られるれば逮捕の根拠はだんなど、本土の根拠が何よりも強くなる。 United States ex rel. Kirby v. Sturges, 510 F. 2d 397 (7th Cir.), cert. denied, 95 S. Ct. 2424 (1975).

五 合理的嫌疑の認定上、相手を発見した時点の当該地域の特徴は一定の意義を持つ。先述の緊急配備型の場合には、重大事件発生現場付近といふ事情が重視せられた。これと別に、当該地域が一般的に犯罪多発地域であるという事情についてはどうだあひつか。一般的にいふ点を合理性判断の1要素に入れる判決はよく見られるが⁽²⁾、七三年のアダムス事件⁽³⁾では、高校で人種暴動発生中、その付近で武器らしい物を持った黒人がいたとの市民からの通報に基づく停止行為が適法とされたが、その際、右の人種暴動発生中といふ事実が事件全体に「浸透」してしまふべし、との結果、停止を正当化する事由を認め、「入口を遮らぬふたたぶ」ことを認めていた。逆に、前述のリコハス事件では⁽⁴⁾、当該地域が麻薬取引のよく行なわれてゐるといふ一般的知識ではなく、当該個人の具体的な不審行動のほうが重視されるべきであるとしている。

当該地域が犯罪多発地域か否かは、一方で犯罪統計等により客観的に証明しうるものである。ただ、現場に於

る当該停止行為の適法性を判断する場合には、当該警察官がその地域にどの程度精通していたのか、更に、その知識と相手方の行為とから合理的に一定の嫌疑を引き出す上でどの程度の経験、訓練を経ていたのかが検討されなければならない。逆に言えば、当該停止行為を巡る諸事情を評価する時、警察官のスペシャリストとしての能力をどの程度取り込めるのかという問題である。

この点を詳しく吟味したものとして、ハリス事件⁽⁵⁾がある⁽⁶⁾。本件のベル警察官は、ある田舎の小さな町でパートタイム二年、フルタイム五年あまり警察官を務めていた。事件当夜、ベル自身も住んでいる狭い第二級の通りをトラクターが走っているのを発見し、きわめて異常と判断して、その停止を求め署へ同行後三時間余り拘束した。結果、被告人の会社と連絡がとれず一度釈放したが、その後、会社と接触できトラクターが一台行方不明であることを知り、自動車検問を実施して捕捉し、後に財物の州際運搬等で起訴したというものである。判決は、本件のような小さな田舎町では警察官は「単なる法の執行者」以上の者であるとする。つまり、「彼は、町のシンボルであり、町の様々な問題を熟知し、その市民達をもよく知っている。町のメンバーとは個人的なレベルで深く関わりを持っている。経験上、町中の日常活動を知つており、それ故、そうした日常活動から外れる不審な点の取調べ上、連邦捜査官よりも裁量の余地を広く与えられるべきである」とする(at 1125)。この点とトラクターが入ってくる」と自体珍しいことであることを知つていたことをあわせると、犯罪を疑うことは合理的であるとした。

先述のように、警察官の専門的評価については、なお、その体系的、科学的な整理がなされていない。従つて、「経験」の要素をどのように認定するのかによって、適法性の範囲に大きな狂いを生じてしまう。次に紹介するマ

グダ事件は、上記の犯罪多発地域であるとの評価、警察官の専門的判断の信用性の評価の二点につき、地裁と控訴裁判で正反対の結論を下した点で、右の問題の複雑さを明らかにしている。

N・Y市警で一一年の経験を持った警察官が麻薬事件多発地帯を徒步警ら中、被告人が黒人と何かを交換している様子を発見した。黒人は警察官に気付き急いで歩き去った。その後、被告人の肩をたたいて停止を求め、何を受取ったのかと尋ねるとマリファナだと述べ薬物をもしだしたので逮捕した。引き続き、身体検索をしたところ銃と銀行に対する脅迫文を発見した。被告人は、銀行強盗被疑事実で起訴されたものである。連邦地裁は、右の停止を違法とした。また、本件警察官の経験について吟味し、三年間の外勤、八年間のオートバイ部隊配置後、本件地域に配属されてまだ六ヶ月間しか経過しておらず、この地域で自ら薬物関係の逮捕をした経験はまだないとする。従つて、「警察官が特殊の専門的知識を有しているのならば、犯罪と関わりがないともみえる情況やどんかのともいえないうな情況を観察した際により合理的に犯罪の嫌疑を形成することもできよう。……しかし、本件訴訟記録をみてもアレシー警察官がそうした卓越した技術を有していたと考えるに足りる事実はない」とする(at 739)。第一に、警察官は黒人と白人との何かを交換するような動作をしていたのを発見しただけであり、そうした動作は住所を聞いて会話を終えようとしたところであるとか道でぶつかったところであるなど、犯罪と関わりがないものとしても充分に説明がつくとする。警察官は、その地域が麻薬多発地帯であつたためにかかる動作をした者に停止を求めたにすぎないが、「ニヨーヨーク州法のもとではその人と犯行とを結びつけるより実質的な情報が必要である」とした(at 740)。

連邦控訴裁⁽⁸⁾は、これと全く逆の評価をしている。第一に、本件警察官は当該地域で他の警察官が薬物事犯逮捕にあたるのをみており、また、他の地域に配属中薬物事犯逮捕を手がけている。その上、「警察官としての一年の経験は安易に無視すべきものではない」とする (at 758)。第二に、「ある地域が、犯罪多発地帯であると評価されていふ」とは、警察官が適法に依拠するいふのできる明瞭な事実とするべし」とする。従つて、二人が何か交換する仕草と黒人が足早に立去ったことに加え、「当該地域の特性」を考えると、「アレシーのような経験を持った警察官が合理的嫌疑を抱くのに充分なものであった」とする (at 758-759)。

マグダ事件控訴審判決は、テリー原則の「特定かつ明瞭な事実」と犯罪多発地帯であるという一般的な事実とを同等視することにより、右原則の適用を拡大していくかひとつ理論構成を提供した。また、警察官の経験も一般的な経験が重視され特定事件・分野に関する専門性は重きを置かないとする判断を示した。しかし、これでは、警察官の経験の科学的、体系的な分析と客観化の作業を司法部の側で不要とするに等しい。また、地裁のように警察部内での配置、事件処理の経験等を吟味しないとする、その専門性に対する一般市民の納得をえる説得力ある説明になりにくい。テリー事件のおそれる「第六感」を司法部が鵜呑みにしたとの感を免がれない。このあたりの疑問を残しつつ、マグダ事件控訴審判決は、警察官の権限拡大を事实上肯定し、その後の連邦最高裁の諸判決にもインペクトを与へる由へない。

(1-) Miles, From *Terry to Mims*: The Unacknowledged Erosion on Fourth Amendment Protections Surrounding Police-Citizen Confrontations, 16 AM.CRM. L. Rev. 127, 146-150 (1978).

- (∞) United States v. Gonzalez, 319 F. Supp. 563 (D. Conn. 1970); United States v. Hall, 525 F. 2d 857 (D. C. Cir. 1976); United States v. Sierra-Hernandez, 581 F. 2d 760 (9th Cir. 1978); United States v. Orozco, 590 F. 2d 789 (9th Cir. 1979).
- (∞) United States v. Adams, 484 F. 2d 357 (7th Cir. 1973).
- (4) United States v. Nicholas, 448 F. 2d 622 (8th Cir. 1971).
- (1o) United States v. Harris, 404 F. Supp. 1116 (E. D. Pa. 1975).
- (∞) 「暴力」 United States v. Simpson, 400 F. Supp. 1396 (S. D. N. Y. 1975).
- (~) United States v. Magda, 409 F. Supp. 734 (S. D. N. Y. 1976).
- (∞) United States v. Magda, 547 F. 2d 756 (2d Cir. 1976).

六 停止行為は、合理的嫌疑の存在が認められる限り、「強制的」^{（強行的）}がやむを得ないが、「撃捕」そのものではならないのがテリー原則の要である。問題は、この限界でせどある。通常は、声をかけたり肩をたたいたりする呼び止めがなされても、実力行使またはその威嚇を伴う場合、この時点までが停止でありから逮捕か截然と区別されるべき困難になる。

特記、上記の諸事例を見ると、停止を求める時に警察官が銃を相手に向けていた例が多い。しかし、この点のみを理由として不法な「逮捕」^{（強制）}とあたると認定したものはない。その他、銃をいわゆる手を頭の後ろで組むもしくは命令する^{（～）}、手錠をかぶせる^{（～）}等も適法とされ、11台の車ではめくらで停止させたり、飛行場で被告人の乗つた飛行機を捜査官の飛行機で「ロッカウェル」^{（4）}の導火線ひられた。ただ、駐車中の車を11台で取囲み銃を手にして

て接近した時には「逮捕」に至っているとした例はみられる⁽⁵⁾。結局、停止が逮捕と比較して軽微な処分とされているのは、自由の制限が不完全であるからというよりも短期間だからであろう。しかし、通常、逮捕に伴つて用いられる態様の身体拘束を日常的に当然に用いるわけではない。この間の微妙な振幅は、各事案の差により影響を受けることとなる⁽⁶⁾。

拘束の時間について見ると、二〇～三〇分⁽⁷⁾、約一時間⁽⁸⁾、署へ連行後三時間等の事例が目につく。しかし、この点も、時間の長短のみで処分の法的性格を評価できるものではない。また、応援の到着を持つ間の拘束⁽¹¹⁾、当該被疑事実に関する照会調査を行う間の拘束も停止・職質を適切に行なう合理的時間に含めて考えられている。但し、ルュケット事件⁽¹²⁾では信号無視を現認した警察官が交通切符の作成終了後も他の事件で逮捕令状がでていないか照会する間拘束したことを違法としている。理由は、「警察官は、被告人に対し令状が発付されているかも知れないと疑う合理的根拠を有していなかつた」ことである。従つて、少くとも、照会、調査のための拘束は当初の停止の根拠となつた被疑事實と関連性のある範囲内でのみ許す趣旨とされる。

次に、停止として許される身体拘束の態様も様々である。相手が歩行者であれば、呼び止めたその場で職質を行なうのが普通である。しかし、相手が車に乗つているときには、職質に先立ち降車命令を行う場合が多い⁽¹³⁾。判例は、この点は停止の一態様として当然に許されるものと解しているようであるが、ハーフリンガー事件⁽¹⁴⁾は、特に次のようないふしていいる。

「被疑者に対して質問に答えるため車から降りることを命ずるのは、職務質問のための停止を行う合理的範囲

内にあると考える。これによつて、警察官は、被疑者の行動をよりよへ判断し答へも聞取り易くなるだけでなく、被疑者を完全に監視することができる。しかも、すぐに使える武器が車内にあつたとして「われど距離を置かせる」とにより、自己防衛という一般に承認されている利益をよりよへ守らんとするのである」(at 933)。

相手を立止まらせたり、降車を求めた後、更に、付近に駐車中のペトカー内で職質を行う事例もみられる⁽¹⁵⁾。リーア事件⁽¹⁶⁾は、ペトカーへの連行を適法とするにあたり、次のように述べている。事案は、銀行頭取が近くの会社の給料支払い日に不審な二人連れが銀行を見張つていると通報してきたので、警察官一名がペトカーで赴くと一人が逃走した。警察官は残つた被告人の腕をつかみペトカーへ連行し後部座席に坐らせた上、逃走した者を捜していると、この被告人がジャケット下から何かとり出そうとしているので捜査し短身のショットガンを発見したところなのである。判決は、両名の行動は白昼の強盗を計画しているとの「充分に根拠ある嫌疑 (well-founded suspicion)」を与えるに足りるとする。従つて、「ふうした情況の明白な緊急性」に照らすと、「権限の所在を示し限定された実力を用いて、暫くの間、被告人を拘束しペトカー後部にとどめておき行動の自由を制限し、かくして事態を固定させた上、完全な逮捕と身拘の拘束が必要が判断できるようにすることは正当であった」として認め (at 593)。従つて、被疑犯罪の重大性、警察官が一人であり相手方一方が逃走したことと「緊急性」とを要件としてのみ、ペトカーへの連行、拘束を許すものと思われる。逆に言うと、右のような特段の事情なしに、日常的に停止に伴いかかる処分を行つてしまは許されない趣旨と思われる。⁽¹⁷⁾

停止場所から、直近の犯行がなされたばかりの場所へ連行し、被害者、目撃者により面割りを行なうこともある。リチャードソン事件⁽¹⁸⁾では、ドラッグストアから突然走り出して来た四人の黒人少年をパトロール中の警察官が発見、四人はパートカーを見ると更に逃走したので追跡し、結局、拘束した本件被告人を店へ連行し主人が強盗の一人と確認したものである。判決は、連行について特に論点とせず、適法であることを前提としているものと思われる。ペーリー⁽¹⁹⁾、ショート事件⁽²⁰⁾も、強盗、侵入盜発生の連絡を受けた警察官が現場付近で緊急配備に従事中、発見した被疑者を現場へ連行したものである。詳細な解釈は施されていないものの、事案の緊急性と犯行と停止との時間的接着、場所の近接性、現場で嫌疑を明らかにすることの容易さ、便宜を考慮したものと思われる。

相手を停止の現場から警察署へ連行する実務も行なわれている。ただ、連邦下級裁判例中、この同行の適否を取り上げたものは見られず、当初の停止が違法なのでその後の処分も違法としたものと、特に言及せずに停止・身体拘束の文脈に事実上含めしめているものがある。⁽²¹⁾この中で、ジエニングス事件⁽²⁴⁾は、パトロール中の警察官が無線でマリファナを持った者数名が逃走中との連絡を受け、現場付近で発見した被告人を数分間職質後、署へ連行し、写真撮影、指紋採取を行つた件につき、次のような理由でこれを違法としている。つまり、相手はすでに身分証明、行動に関する質問に答え、パート・ダウンにも同意するなど、「完全に捜査官に協力していたのである」。捜査官側もそれらの説明が虚偽だとする根拠を持つていたわけではない。「従つて、路上に於る質問が終了したとき、要急の警察活動の必要性は充足されたのであり、それ以上に相手の行動を妨げる行為を行うことはできない」^{(25) 115}。

ラフエーブ教授は、これら判例を整理しつつ、原則としてテリー原則による停止は署への連行を伴いえないもの職務質問の研究——アメリカ社会と警察（二） 渡辺

と解し、ましてや、逮捕に伴う指紋採取、写真撮影、逮捕調書作成などを行うには相当の理由を要するとしている。ただ、「異常な情況 (extraordinary circumstances) に於て、警察官の身体・生命の安全についてもとも適切な処置であるべき」には許可される。(26)

- (\rightarrow) United States v. Diggs, 522 F. 2d 1310 (D. C. Cir. 1975).

(α) United States v. Purry, 545 F. 2d 217 (D. C. Cir. 1976).

(ω) United States v. Gonzalez, 319 F. Supp. 563 (D. Conn. 1970).

(γ) United States v. Worthington, 544 F. 2d 1275 (5th Cir. 1977).

(ν) United States v. Strickler, 490 F. 2d 378 (9th Cir. 1974).

(σ) Cf., W. R. LAFAYE, 3 SEARCH & SEIZURE, 28-31 (1978).

(\sim) United States v. Jackson, 448 F. 2d 963 (9th Cir. 1971).

(∞) United States v. Richards, 500 F. 2d 1025 (9th Cir. 1974).

(σ) United States v. Harris, 404 F. Supp. 1116 (E. D. Pa. 1975).

(τ) United States v. Contreras-Diaz, 575 F. 2d 740 (9th Cir. 1978).

(Π) United States v. Mayes, 524 F. 2d 803 (9th Cir. 1975).

(Σ) United States v. Luckett, 484 F. 2d 89 (9th Cir. 1973).

(Ξ) ~~判決~~ Tinney v. Wilson, 408 F. 2d 912 (9th Cir. 1969); United States v. West, 460 F. 2d 374 (5th Cir. 1972); United States v. Tharp, 536 F. 2d 1098 (5th Cir. 1976); United States v. Perry, 572 F. 2d 264 (10th Cir. 1978); United States v. Taibe, 446 F. Supp. 1142 (E. D. N. Y. 1978).

- (23) United States v. Harflinger, 436 F. 2d 928 (8th cir. 1970);
(24) United States v. West, 460 F. 2d 374 (5th Cir. 1972); United States v. Rias, 524 F. 2d 1118 (5th cir. 1978);
United States v. Ulrich, 580 F. 2d 765 (5th Cir. 1978).
- (25) United States v. Lee, 372 F. Supp. 591 (W. D. Pa. 1974).
(26) 飛行場離走路や飛行機からの降車がけた被起人等が、風が強いため、ターミナルへ向く時にした事例として、United States v. Richards, 500 F. 2d 1025 (9th Cir. 1974).
- (27) United States v. Richardson, 461 F. 2d 860 (3d Cir. 1972).
(28) United States v. Purry, 545 F. 2d 217 (D. C. Cir. 1976).
(29) United States v. Short, 570 F. 2d 1051 (D. C. Cir. 1978).
(30) 同種事例として、United States v. Wylie, 569 F. 2d 62 (D. C. Cir. 1977), *cert. denied.* 98 S. Ct. 1527 (1978).
(31) United States v. Pearce, 356 F. Supp. 756 (E. D. Pa. 1973); United States v. Carter, 369 F. Supp. 26 (E. D. Mo. 1974).
(32) United States v. Catalano, 450 F. 2d 985 (7th Cir. 1971); Orricer v. Erickson, 471 F. 2d 1204 (8th Cir. 1973); United States v. Harris, 404 F. Supp. 1116 (E. D. Pa. 1975); United States v. Mayes, 524 F. 2d 803 (9th Cir. 1975).
(33) United States v. Jennings, 468 F. 2d 111 (9th Cir. 1972).
(34) W. R. LAFAYE, 3 SEARCH & SEIZURE, at 45 (1978).
(35) 捜査の態様との関連で、停止後の警官が先づ駆け寄り、立派な制服を着て、40年未満の半端な元被起人である、トマス事件判決前後に争はれてゐる。この件によると、トマス事件は、自動車交通検問実施中に被起人職務質問の研究——ヘリカ社企画編纂(1)渡辺

車両を停車させ職質をした事案にいふ、「われわれの車の運転手に対する質問を行ひ」とは、それだけでは性質上『警察の支配する』情況乃至『外部へ遮断された状態』ではない」¹¹⁾ (at 1394)。『ランダ警官なき供述の証拠能力を認めた』¹²⁾。See, *Lowe v. United States*, 407 F. 2d 1391 (9th Cir. 1969)。ホール事件は、「特定犯罪検挙目的・内偵先行・犯罪捜査型」の職質が問題となつた事例である (本文九八頁参照)。判決は、捜査官が相手の自宅へ赴いて行う質問の場合、『ランダ警官がなかつたことを理由に供述の証拠能力を否定するのには、捜査官憲が相手方に接近する態様、質問の調子、期間等の点で相手のする退去の要求や被疑者が退去することを認めようと要求を一顧だにしないと思わせるような何かがロード語られたり、あるいは捜査官の態度で示されなければならぬ』¹³⁾ やう (at 545)。なお、本件では、『ランダ警官なき当初の一七分間の質問後、被告人の車の搜索のため質問を一度中止』¹⁴⁾ しれを再開するにあたつては『ランダ警官を発してくる。See, *United States v. Hall*, 421 F. 2d 540 (2d Cir. 1969)。従つて、今くとも「逮捕」のみならず拘束が事実上庄じこだい限り、『ランダ警官は不要』¹⁵⁾のが判例の変わらぬ立場であると言ふべし。但し、ペトロール中偶然に不審行為を発見した後ポケットのベッドハウンド薬物のしき物を感じた段階でひじかねて『ランダ警官を行ふ更に手続を継続した事例 (Tinney v. Wilson, 408 F. 2d 912 (9th Cir. 1969))』¹⁶⁾ 停止された相手を付近に駐車中のベトカーに乗せ質問を開始する前に『ランダ警官を行つた事例 (United States v. Rias, 524 F. 2d 118 (5th Cir. 1975))』¹⁷⁾ 緊急配備中に発見した被告人を付近の強盗の現場へ連行する前に『ランダ警官を与えた事例 (United States v. Short, 570 F. 2d 1051 (D. C. Cir. 1978))』¹⁸⁾ 船底での薬物捜査に従事中の捜査官が相手の所持品検査の同意を得る際に拒絶権を告知した事例 (United States v. Elmore, 595 F. 2d 1036 (5th Cir. 1979)) 等々の如くに實際にはいずれかの時点で『ランダ警官を与へ、相手の権利の保障に遗漏なきを期してある』¹⁹⁾。前述の判例の不要論は、右の慎重な実務慣行を前提としているといふが現実してはならないであらむ。他より *United States v. Taibe*, 446 F. Supp. 1142 (E. D. N. Y. 1978). たゞ *United States v. Jackson*, 448 F. 2d 963 (9th Cir. 1971) が、此如

・住所は黙秘権の及ばない「中立的」なものであることを理由に不要論をとっているが疑問である。

(二) 捜査の要件について

一 停止後の捜査の実態については、既に詳しく紹介したが、七一年のデイヴィス事件⁽¹⁾は、その一端を明らかにしている。本件では、センターラインオーバー等の交通違反を現認した警察官が降車した被告人に対し脇の下から足元までペット・ダウンを行ったというものである。右警察官は次のような証言を行っている。

「本件被告人が武器を所持していると信するに足るような事実はありませんでした。ただ、私は本地域を担当する外勤警察官として三年勤務していますが……声を掛けて呼び寄せて必要な処置をするときには、誰に対しても簡単な捜索をするのを個人的なきまりとしています」(at 29)。

無論、判決は、武器所持を疑う特別の理由もない右捜査を違法としたが、このように日常的に行なわれている捜査の実務をここまでコントロールしうるのかを巡り、判例は微妙な綾を織り出している。

捜査を行う要件として、テリー原則によれば、相手が武器を所持し自己または第三者の生命・身体に危害が及ぶ虚れがあると合理的に認定しうる事実の存在が必要である。この点については、停止の要件で述べたことがほぼあてはまるであろう。ただ、その認定上、被疑犯罪事実の抽象的、一般的行為態様を重視している判決がみられる。リチャードソン事件⁽²⁾は、パトロール中の警察官がドラッグストアから逃げ出して来た四人の黒人少年の一人を停止させパートナーに手をつかせ足を伸ばさせてから捜査をしホルスターとカートリッヂを発見したものであるが、判旨

は、捜査の適法性を肯定するにあたり、次のように述べている。

「ハイラデルフィア市の強盗犯が、一般に犯行の目的を実現する手段として武器の使用を行なわずに相手に迫従してこれをを行うと信ずる」とがであるようになるまでは、本件警察官は、本件被告人が武器を所持していると合理的に推測しうるのである」(at 863-864)。

右事件では、黒人少年等の店からの逃走行為の存在が武器を使用した強盗の嫌疑を抱かせる有力な要因となつていたものと思われ、その限りでは、強盗犯被疑者に対する捜査を当然に認めるかのような趣旨も具体的的事実との関連では限定されていとも思われる。しかし、その後、サンタナ事件⁽³⁾では、N・Y市域に於るトップクラスの麻薬犯罪関係者であるとの嫌疑のみで捜査（車の半開きのドアを広げて車内をのぞきこんだ行為）を正当化している。グリック事件⁽⁴⁾も、強盗事件発生後、犯人の特徴に一致する者に対し直ちに捜査に及ぶことを正当としている。これらの判決を見ると、当該被疑者の言動、事前の情報に基づく具体的な武器所持の虞れがなくとも、重大犯罪が被疑事実であるときには、経験的、類型的に武装をしている可能性が高いとのみを理由に捜査を行えると考えているようである。

市民の拳銃所持が比較的自由なアメリカ社会を前提にすれば、警察官の安全を確保するために右のような認定も已むを得ないものであるのかもしれない。そこで、捜査開始の要件はやや広くしつゝ、その態様の点で厳しくするという工夫も納得のいくものである。そのひとつとして、職質先行原則乃至「捜査の付隨性の理論（incidental risk theory）」（ドムンハルムのやさかるルールを導く）⁽⁵⁾とがである。テリー判決はこれを次のように述べてゐる。

「取調べ中に警察官であることを明かにし合理的な質問を行つたが、そうした接触の初期の手続では田口おたは他人の安全に危害が及ぼさない合理的な虞れを払拭しえなかつた場合に、当該警察官は自己並びに他人の保護のため、その場で暴行等に使われる虞れのある武器の発見に注意深く限定して着衣の上から捜索を行う権限がある」(392 U. S. at 30)。むろん、ハーラン判事は、暴力事犯の合理的嫌疑があれば、停止に伴い当然に捜査の権限もでてくるとして、市民の自由の尊重のために慎重な配慮をする」とよりも、警察官の生命・身体の安全、職務執行の便宜をやや優先させている。前述のリチャードソン事件も、職質の前に捜査を行つてゐる。この点は、各事案の態様により多様なバリエーションが想定されるが、やはり、職質を先行させ一度証明の機会を与えた相手をよく観察する機会を得た後、武器所持及び使用の危険性を認定したときにはじめて捜査に至ることを原則としておくほうが妥当である。原則の逸脱を正当化するには、何等かの緊急性の立証を要するものとし、それにより、捜査の権限の無制限の拡大を防ぐことができる。

同じく、右のテリー判決の引用箇所から今ひとつルールとして、パート・ダウン前置のルールを引き出せる⁽⁶⁾。つまり、捜査の目的が、危険な武器の探知にあることに鑑み、また、それが他の証拠物の発見の口実に利用されないようにするためにも、まず着衣外部から武器を隠していると覚しき部分をはたいてみて武器らしい固い物、金属様の物を感取してはじめて手を入れ該當物を押収することができるとするルールである。従つて、職質先行ルールと同じく、パート・ダウン前置ルールに反して、きなり服の下等に手を入れるには、これを正当化する緊急の必要性の証明を要する。むろん、この点についても、既に判例上こうした厳密な段階的処置を踏まず、きなり腰袋の

警察官の手袋を脱ぎ、突然ハサスを抜いて車内に銃流を押収する事は憲法上(?)だとの主張である。

- (一) United States v. Davis, 441 F. 2d 28 (9th Cir. 1971).
- (a) United States v Richardson, 461 F. 2d 860 (3d Cir. 1972).
- (∞) United States v. Santana, 485 F. 2d 365 (2d Cir. 1973).
- (4) Glick v. Erickson, 488 F. 2d 182 (8th Cir. 1973).
- (∞) See, People v. Mack, 26 N. Y. 2d 311, 310 N. Y. S. 2d 292, 258 N. E. 2d 703, 706 (1970). Cf., W. R. LAFAYE, 3 SEARCH & SEIZURE, at 111-112 (1978).
- (e) Ibid., at 125-126.
- (r) Williams v. Adams, 436 F. 2d 30 (2d Cir. 1970).
- (∞) United States v. Hill, 545 F. 2d 1191 (9th Cir. 1976).

II 一連の判決は、マット・ダウノ後対象物を外に出す際強制的である。厳格な認定を行つたが、事件では、捜査着手後、マット内に柔らかなぬれみを感じたが、その中にカッソリの刃を隠してゐるかめしれないと考へていの包みを出され、ロイに入りタバコを発見した事案にても、これを違法とし、トルトロ事件であるカッソリの発見を口実としてカバノを捜したといつて違法と判断してゐる。これの判例では、「武器」の範囲を広く考へるといふより、広範囲の捜査を許し、それを事実上の口実にして他の証拠物、特に薬物の押収を行ふるおける所も考慮してゐると思われる。コーム事件では、この点に加えて、当該事情の上で具体的な使用可能性、従つて、武器使用の具体的脅威乃至危険性を欠くとするある捜査・押収を違法としている。

この事件は、偽造通貨取引に関し取引に利用やれども靴屋に銃、ショットガンを手にした警察官が踏み込み、店内の者全員を拘束し、パート・ダウントを行つたが、本件被告人の胸ポケットに革製で鉛を詰めたスラップジャックと見しゃらみを感取し、これをとり出すと偽造通貨であつたとするのである。判決は次のよふに論じ違法としている。

「かかる捜索は、あくまで攻撃可能な武器の捜索に厳格に限定されるものである。……パート・ダウントの結果、この範疇に入ると合理的に確信しえない物件があることが解ったときは、警察官はこれをとり出す権限を有していい。……本件の如く、訓練をつんだ捜査官等が武器を手にして被疑者等と対戦してくるか、スラップジャックなどは逮捕にあたつた捜査官にとってなんら脅威とはなりえないものである。更に、スラップジャックは種々のサイズのものがあることはいえ、通常は通貨よりも小さいものである。それ故、特別捜査官コールゲイリーが当該物件をスラップジャックかもしれないと考えたことは合理的な確信とはいえない」(at 718)。つまり、捜査の対象たるぐれ器とは、一般的にも威力のあるものであると同時に、各事案の事実の文脈上も具体的脅威乃至危険を認定しならざる趣旨が読み取れる⁽⁴⁾。

- (1) United States v. Gonzalez, 319 F. Supp. 563 (D. Conn. 1970).
- (2) United States v. Del Toro, 464 F. 2d 520 (2d Cir. 1972).
- (3) United States, v. Reid, 351 F. Supp. 714 (E. D. N. Y. 1972).
- (4) 他は、同上の判決を以て、Tinney v. Wilson, 408 F. 2d 912 (9th Cir. 1969); United States v. Hairston, 439 F.

Supp. 515 (N. D. Ill. 1977); United States v. Short, 570 F. 2d 1051 (D. C. Cir. 1978); United States v. Thompson, 597 F. 2d 187 (9th Cir. 1979).

III しかし、判例全体としては、危害の及ぼす虞れの認定及び実際に許される捜査の態様、範囲の両面にわたり、どうふかといえど適法性の範囲を広げる方向にあるように見受けられる。

第一に、態様・範囲の点では、マリファナ不法所持で逮捕した者の乗っていた車の同乗者が被告人に紙包みを手渡すのを目撃していたのや、この包みをとり上げたところ、何か柔らかい物が入っていたが何等かの武器と判断し開いてみると薬物があったという事案でこれを適法とする判決がある。⁽¹⁾更に、相手が車に乗っている場合に、車内をのぞきこむことはよく行なわれるところであるが、重大な麻薬犯罪者の乗った車のドアが半開きになつてゐるのを押し広げて中をのぞく行為を適法とする判決、⁽²⁾窃盗クレジットカード使用の容疑で停車させた被告人を職質中、一方の手を小物入れに他方の手を座席下にやろうとしたので危険を感じパートナーへ連行した後、被告人の車の座席下を捜索し拳銃を発見した行為を適法とする判決、⁽³⁾被疑者の足元に置かれているカメラケースの捜査を適法とする判決等がある。これらの判決群を見ると、相手方が隠匿所持している武器による具体的な攻撃可能性にはあまりふれられておらず、一般的な武器所持の可能性があれば足るかのような趣旨ともとれる。これに対し、ステイブンス事件⁽⁶⁾では、交通違反で停車させた車が侵入盜で手配中であることを照会によつて知り、黒人三名の乗員を降車させベット・ダウンの結果、被告人からショットガンの弾丸を発見したので、被告人の坐っていた座席下を捜しショットガンを発見した事案に於て、黒人三名対警察官一名であつたこと、被疑者等と車とが近くにあつたことを指摘

し、また、右の事実関係から、「警察官の行った搜索は、武器の発見の目的だけでなされたことが明白であり、範囲も限られていた」として適法としている。幾分か、検査の範囲を具体的な攻撃可能性乃至危険性により限定しようとするもののがようである。その意味で、以上の判例とはやアプローチの差を示している。

第二に、検査については、対象者の点で拡大適用がなされている。一つは、逮捕の現場で被逮捕者の同行者と覺しき者に対し、武器の検査を行うことを適法とする判例の存在である。⁽⁷⁾ その理由付けにも、二つのアプローチがある。

「⁽⁸⁾ サープ事件では、前記のスティーブンス事件と同じく、同行者から危害を受ける具体的な危険を認定した上で、検査を適法としている。本件警察官は、不渡り小切手使用者の車として手配中の本件被告人乗車の車を停めたところ、乗員三名は侵入盗の容疑のある者であることを知った。運転手の顔は、前から見知っていたので、別人名義の免許証を呈示したところ直ちに逮捕すると共に、他の二名を降車させ、パット・ダウンにより銃を発見したものである。判決は、次のような事情に鑑み、同行者が現に危害を加えると思料する合理的な理由を認めていた。

「警察官は、一人で夜間街灯のあまりない地域で三人の男と相対しており、また、三人が酒を飲んでいたことも明らかであった。警察官は、サープ兄弟の伴れを逮捕したが、このサープ兄弟も常習的侵入盗の容疑があり、現に最近発生した侵入盗の疑いもあるとの情報を入手していた。そして、彼等は、数時間前に行なわれた重罪の犯人として検査中の者と正にそのときいつしょにいたのである」(at 1100)。

これに対し、多くの判例は、被逮捕者の同行者に対する検査は、逮捕の安全な執行上当然に許されるとしている。

「パリエハ事件⁽⁹⁾ハ、ルの点を次のよハレニ述べテアシム。

〔警察官が車の乗員の逮捕を適法に執行中、同乗者が共犯者であるのか社交上の知り合いか知らないのか現場や区別するにあたるため背中を共犯者にやむして射たれるのを待たなければならぬとのでは不都合である。被逮捕者の同行者がすぐ近くにゐるときは、警察官に対し危害を加えぬことが可能であるのや彼等が武器を所持してこなうかどうか確認するのに合理的で必要な簡単な『バム・ダウ』を行はんとは憲法も認めющシ」(at 1193)。

今ひといは、逮捕の現場の場合と同様に、捜索令状執行場所に居る者、来合わせた者に対しても捜査を行ひんとが認められてしむ。無論、ルの場合は、相手方が武器を所持しており職務執行を妨げる虞れのあるいじが要件となつてゐるので、実際には、ルの点の慎重な認定なしに実行され、判決やみられぬ誤認やあらゆるのよハド矣。

- (一) United States v. Foster, 584 F. 2d 997 (D. C. Cir.), *cert. denied.* 99 S. Ct. 620 (1978).
- (二) ~~スベツ~~ United States v. Wickizer, 465 F. 2d 1154 (8th Cir. 1972); United States v. Hernandez, 486 F. 2d 614 (7th Cir. 1973); United States v. Holland, 510 F. 2d 453 (9th Cir. 1975).
- (三) United States v. Santana, 485 F. 2d 365 (2d Cir. 1973).
- (4) United States v. Ulrich, 580 F. 2d 765 (5th Cir. 1978).
- (5) United States v. Riggs, 474 F. 2d 699 (2d Cir. 1973).
- (6) United States v. Stevens, 509 F. 2d 683 (8th Cir. 1975).
- (7) 虐捕令状、捜索差押令状執行場所に居る者の搜査は、具体的な武器所持の可能性、職務執行妨害の虞れと闘つたべ、

警察本部のキャラクターとしての特徴を述べる。Cf., Guzman v. Estelle, 493 F. 2d 532, n. 10 at 535 (5th Cir. 1974).

- (∞) United States v. Tharpe, 536 F. 2d 1098 (5th Cir. 1976).
(σ) United States v. Berryhill, 445 F. 2d 1189 (9th Cir. 1971).
(Ω) 医師の罪状によるもの United States v. Del Toro, 464 F. 2d 520 (2d Cir. 1972); United States v. Poms, 484 F. 2d 919 (4th Cir. 1973); United States v. Vigo, 487 F. 2d 295 (2d Cir. 1973); United States v. Walker, 576 F. 2d 253 (9th Cir. 1978); United States v. Sink, 586 F. 2d 1041 (5th Cir. 1978).
(Π) United States v. Mack, 421 F. Supp. 561 (W. D. Pa. 1976).
(Ω) Guzman v. Estelle, 493 F. 2d 332 (5th Cir. 1974).

III もとと

テリー、アダムス事件後の連邦下級裁判所の大雑把な特徴は、停止・捜査にそれまでのよりもテリー原則の射程を拡大する解釈論が準備されたといふにあらず。既に紹介したように、アグダ事件控訴審判決は、犯罪多発地域であるところの地域的特性を重視して停止を正当化する立場を認めてゐる。また、停止・捜査の対象となるしるる被疑犯罪類型なりじつは、はじめられた指針があつても様々の事件に於て適法と認められてきたが、七七年のオーティス事件⁽¹⁾では、空港に於ける薬物の運搬を摘発する手段として、停止・職質及び所持品の検査を用ひる「必要性」を明確に肯定し、この分野での法執行に道を開いた。また、判例は、客観的・事後的に觀察する、停止後の職質、捜査の

時点で、既に逮捕を行う、「相当の理由」が認定できれば、現場警察官がその時点で正式逮捕に必要な手続を行なわなかつたとしても、その後の証拠物の発見、押収を逮捕に伴う処分として正当化する論理をも認めている。⁽²⁾以上のものは、テリー原則の大枠を前提としてその適用の拡大をはかる論理といえる。ところが、七八年のウイリー事件では、単なる「コンタクト(contact)」と停止とを区別し、前者は修正四条の適用のない領域であるとする論理を用いて、一層、警察権限の拡大を認めることとなつた。

ウイリー事件の被告人は、銀行の外に出たところで、銀行内での行為に不審を抱いた捜査官に呼び止められ、銀行内に戻り、行員の照会の結果、偽名を使用していることが判明したので一応逮捕され、その後の調べによつて、郵便局から窃取した小切手明細書の所持罪で起訴されたものである。停止、職質、その後の行内への同行は、従来の実務や判例上問題となつた事例とほぼ同一態様のものであつたにも拘わらず、判決は、今までのテリー原則に基づくのとは異なる分析手法を用いて、警察官の行為を適法としている。則ち、

「本件で問題となつてゐる警察官の行為は、犯罪が行なわれたという嫌疑の程度が蓄積されていく情況に応じて段階的にその対応をエスカレートさせていった適切なものであると考える。今少し詳細に述べると、次のようになる。(1)歩道に於て、当初、警察官が被告人に近づいた行為は単なる『コンタクト』であつて、強制的な職務質問のための停止ではない。それ故、被告人が犯罪を行つたと疑う合理的で明瞭な理由は必要がなかつたのである。(2)フランク警察官が身分証明書を求めたのに対して被告人ウイリーが預金引出し請求書を出したが、他に身分証明を示さなかつた時点以降については、職務質問のための停止に必要な根拠は存在していた。(3)さ

るに取調べる目的で銀行へ戻った」とは、テリー事件の停止処分の法理により正当化され、相当の理由なき逮捕とはならぬ」(at 66)。

つまり、(1)の「非強制的停止」(at 68)乃至「コントラクト」の段階を新たに区分するに至り、従来、テリー原則に基づいて特定かつ明瞭な事実を根拠とする合理的嫌疑が必要とされていた処分の幾分かが、除外されることになったのである。判決は、この段階は「市民の協力意思による場合を除く他は、『立ち去る自由』が制限されないとき」であると説明しているものの(at 67)、市民の側からは、警察官との接触がどの段階にあるのか識別する「*sliding scale*」は、結局、警察官側からの接触を容易にし、それを正当化する以外の機能はないと思われる。⁽⁴⁾

ただ、上述の拡大理論は、いずれもテリー、アダムス事件の事実関係なり判決文なりに依拠しつゝ、主張されているものであることも確かである。薬物事件への拡大は、アダムス事件の事実関係（銃と麻薬の不法所持の嫌疑に基づく捜査）に対して、罪種の点で限定を明示しなかつた判決が導いたものといえるし、ウイリー事件の「コントラクト」論も、テリー判決自身が「警察官と市民との接触が全て身体の『seizure』を伴うのではない」と、ハーラン判事の補足意見も「警察官は他人に質問をする（全ての市民も所持しているのと同じ）自由」があるとしている点に拠つたものと思われる。マグダ事件に於ける地域的特性に関する警察官の知識と警察官としての一般的経験に対する信頼を理由とする停止の正当化も、既述のように、テリー事件に胚胎した傾向を具体化したものといえる。

さらにまた、現場に於ける停止、捜査処分を裁判所が事後に「逮捕」処分として正当化する手法は、既にサイブロン職務質問の研究—アメリカ社会と警察（1） 渡辺

判決が示したものであつた。その意味では、テリー事件の不用意、不明確な判決文のあれこれが、停止・捜査の権限の抑制よりも拡大をもたらしたものであつたといふべきなのである。そして、下級裁のかかる下準備を基底として、新たに連邦最高裁判例が生まれるのである。

- (1) United States v. Oates, 560 F. 2d 45 (2d Cir. 1977).
- (2) 例へば、 United States v. Peep, 490 F. 2d 903 (8th Cir. 1974).
- (3) United States v. Wylie, 569 F. 2d 62 (D. C. Cir. 1977), *cert. denied.* 98 S. Ct. 1527 (1978).
- (4) 「ハタクル」理論の適用例へべ、 United States v. Elmore, 595 F. 2d 1036 (5th Cir. 1979).

第一節 ハタクル州裁判所の判例

— N・Y州では、既述のように、刑訴法180条aに停止・質問権を明記し（現行の1回〇・五〇条）、立法的解決がなされたものの、その後の判例の展開は、本法の適用そのものが極めて困難な問題であることを示してゐる。N・Y州裁判所も、連邦下級裁判所と同様、テリー原則、180条a（現行1回〇・五〇条）の立法趣旨を拡大方向で適用しようとするものゝ、逆に、これを限定しようとするものとの大きな対立が見られる。

停止権限の拡大に最初の理論的根拠を与えたのは、70年のローズモン事件⁽¹⁾である。本件は、ペトロール中の警察官が、一人連れの男が手袋ひだアパートに入りそれぞれスーシケース等を手にして出てきたので、職質に及び、盗んであたひを認めたので逮捕したという平明な事案であった。ところが、判決は、180条aの適用を行わず、

むしろ、本法制定以前にリベラ事件⁽²⁾、テリー事件⁽³⁾に於てコモン・ローを根拠として「路上に於る警察官の職務質問を行なう一般的権利」が承認されているとし、本件警察官の当初の停止は、この権限の行使であるとしたのである。つまり、一八〇条aの権限と別個により包括的なコモン・ロー上の権限の存在を再確認し、警察官の現場に於る柔軟な対応を可能にする途を開いたといえる。もつとも、具体的な要件については、一八〇条a（現行一四〇・五〇条）による合理的嫌疑よりも緩やかでよいことは当然として、それ以上の詳細な点は、この段階では定かにされなかつた。ただ、ウェットストーン事件⁽⁴⁾では、以前に数度逮捕したという事情と犯罪多発地域であるという事実で充分であり、それ以上に、その場での被疑者の言動により具体的な犯罪との関わりを示す事情を欠いていても足ると解しているようである。

同様に、捜査の面でも、新たな理論がでてきた。N・Y州判例上も、リベラ事件などでは、捜査は職質に随伴して行なわれるものであるとの認識が前提にあつた。職質先行の原則乃至「捜査の付隨性の理論」である。ところが、マック事件⁽⁵⁾は、次のように述べて、捜査の先行を正当化した。

「警察官が、窃盗や本件のような侵入盗などの重大な暴力犯罪を行つており、行い終え、または行なおうとしているとの合理的嫌疑を有しているときには、そうした相手と接触する際、右嫌疑により身柄拘束のみならず、捜査をも正当化されるのであり、他に危害の存在を確信する別個の情報を明らかにする必要はない」と我々は考える」(at 707)。

七三年のムーア事件⁽⁶⁾も、「停止が『重大な暴力犯』に関するものであるときには、即座に自動的に捜索を行える職務質問の研究——アメリカ社会と警察（二） 渡辺

権利が認められてゐる」⁽¹⁾ (at 111)、右マック事件に同調してゐる。他にも、さもあり搜検に及ぶいとも適法と解した決判が続々、⁽²⁾ その理論の浸透してゐる事実を教えてくる。

こうした動きに対し、七五年のキャンヌウート事件⁽³⁾では、右のロナン・ローに基づく停止権があまりに広がるものと抑制しようとして、次のように論じた。

「警察官が職務質問を行うロナン・ロー上の権限については、本権限により警察官は憲法に違反してもよいとするライセンスを与えるものではないと考える。……適法な停止により身柄を拘束するための最低限の要件は犯罪が行なわれてゐるか根拠のある嫌疑 (founded suspicion) である」(at 877)。

しかし、この判決も、ロナン・ロー上の停止権を是認した上で、その適用要件を「根拠のある嫌疑」に絞らうとしたにすぎない。このため、当該事案の事実認定如何によつて容易に右程度の嫌疑を認定しうるため、有効な歯止めにはならなかつた。⁽⁴⁾ 捜査の面でも、腰部にやへんなみがあるといふ程度の事情では不充分とする判決がいくつも出され、間接的に、自動的な捜査の実務を抑制する役割が期待されたものの、これも、微妙な事実認定の綾の中に埋沈してしまった性質の問題であり、抑制的なルールとしての機能は果たしなかつたのである。

- (1) People v. Rosemond, 26 N. Y. 2d 101, 308 N. Y. S. 2d 836 (1970).
- (2) People v. Rivera, 14 N. Y. 2d 441, 201 N. E. 2d 32 (1964).
- (3) Terry v. Ohio, 392 U. S. 1 (1968).
- (4) People v. Whetstone, 47 A. D. 2d 995, 366 N. Y. S. 2d 752 (1975).

(10) People v. Mack, 26 N. Y. 2d 311, 310 N. Y. S. 2d 292, 258 N. E. 2d 703 (1970).

(11) People v. Moore, 32 N. Y. 2d 67, 343 N. Y. S. 2d 107 (1973).

(12) People v. Cruz, 34 N. Y. 2d 362, 357 N. Y. S. 2d 709 (1974); People v. Green, 35 N. Y. 2d 193, 360 N.

Y. S. 2d 243 (1974); People v. Wise, 47 A. D. 2d 969, 366 N. Y. S. 2d 78 (1975).

(13) People v. Cantor, 36 N. Y. 2d 106, 324 N. E. 2d 872 (1975).

(14) ハナムーラーと争った事件の判決は、人民訴訟法によるもの。People v. Gorsline, 47 A. D. 2d 273, 365 N.

Y. S. 2d 926 (1975); People v. Whetstone, 47 A. D. 2d 995, 366 N. Y. S. 2d 752 (1975); People v. Davis, 36 N. Y. 2d 280, 367 N. Y. S. 2d 256 (1975); People v. Trapier, 47 A. D. 2d 481, 367 N. Y. S. 276 (1975); People

v. Dingman, 48 A. D. 2d 739, 368 N. Y. S. 2d 82 (1975); People v. Coles, 48 A. D. 2d 345, 369 N. Y. S. 2d 734 (1975); People v. Watson, 48 A. D. 2d 815, 370 N. Y. S. 2d 72 (1975); People v. Hasselle, 83 Misc. 2d 284,

372 N. Y. S. 2d 349 (1975); People v. Diaz, 50 A. D. 2d 526, 374 N. Y. S. 2d 647 (1975); People v. King, 50 A. D. 2d 521, 374 N. Y. S. 2d 655 (1975); People v. Lee, 84 Misc. 2d 192, 375 N. Y. S. 2d 812 (1975); People

v. Grant, 85 Misc. 2d 70, 379 N. Y. S. 2d 221 (1975); People v. Cunningham, 50 A. D. 2d 69, 376 N. Y. S. 2d 197 (1975); People v. Conroy, 380 N. Y. S. 2d 766 (N. Y. A. D. 1976).

(15) People v. Batino, 48 A. D. 2d 619, 367 N. Y. S. 2d 784 (1975); People v. Lewis, 49 A. D. 2d 558, 372 N.

Y. S. 2d 215 (1975); People v. Towers, 49 A. D. 2d 839, 373 N. Y. S. 2d 593 (1975). 逆に被容を憲法へした事例

である People v. Blake, 379 N. Y. S. 2d 461 (N. Y. A. D. 1976).

11 ハナムーラーと争った事件の判決の評述の概要は解説が、判例全体の動向を窺えるところである。

12 五年後半から、再び先述のローカルな事件の法理が沿うる形で、より複雑化し、歩進むべき構築が精力的に推進される。

進われていいのやある。

まず、ピッソ事件⁽¹⁾は、当初の市民と警察官との接触については、一般的に、「警察官が何等かの不審な情況に興味を抱いて相手に接近し質問する」とは、日常的で全く妥当なものである」という常識論的説明で正当化し、その後、質問の続行により「雪ダルマ式に判明してあた諸事情 (snow-balling circumstances)」に基づき合理的嫌疑を認定し、所謂停止^(ストップ)を継続しようと認め (at 412-413)、嫌疑の程度に応じた警察官の段階的対応を正当化したのである。この sliding scale を用いた停止・質問権は、七六年のディバウアー事件⁽²⁾、ラペス事件⁽³⁾により判例上定着するに至った。

前者の事実関係は、深夜二名の警察官が徒歩ペトロール中、道を横切った被告人を呼び止め、行先、身分証明書の有無等につき職質中、ジャケットの腰の辺がわざかにふくらんでいたのでチャックを開けさせ、銃を発見したといふものである。判決は、当初の呼び止め行為については、キャントゥア事件の要求するコモン・ロー上の停止権を正当化しうる「根拠のある嫌疑」を認定しえないとする。しかし、この結果、右の嫌疑なき呼び止め行為が一切禁止されるものではなく、むしろ、「國家側の利益と個人のプライバシー、身体の安全の権利の尊重に対する侵害との比較衡量」により「合理的」と認定できれば許されると主張する (at 566)。

では、コモン・ロー上の停止権よりも緩やかな要件で市民の停止を求める国家の「利益」とは何であろうか。判決は、警察官が「無数の複雑な業務」——「憲法的権利の保護」「秩序維持」「歩行者、自動車交通のコントロール」「家庭内の紛争その他の犯罪と関わらない紛争の調停」「救急処置、援助」——を担当しており、警察業務の

五〇%以上が犯罪と関わらないものである点を指摘する。」の結果、「警察官が公的なサービス機能を果たす際には、個人に接近し情報を得る広い裁量権を与えるべきである」(at 568)。逆に言うと、個人に接近する権利に対してあまりに非現実的な制約を課すと、「こうした犯罪に関わらない重要な業務の遂行上重大な妨げとなる」とする(at Ibid)。同じように、刑法の執行が関わる場合でも、「法執行実務の必要性が存在し、他面で、我が国社会では何人も他人に自由に近づき会話をすることができる事実とに照らし、警察官も市民に接近する」の程度の権利を持つ」とは明白である」とする(at 569)。

こうした情報請求権の行使にあたっては、「質問の対象者自身が何等か犯罪を示唆しているという事実を根拠とする必要はない。但し、行なわれる警察官の処置を正当化するに足りる何等かの明確な理由は存在しなければならない」とする(at 565)。本件の具体的な事実関係に照らすと、接触は「ハラスマント」「威嚇」のためのものではなかつたこと、「一、三分間ほどの短いもの」であったこと、質問事項はパトロール警察官としての基本的な職務内のものに限られていたこと、「人格の尊厳を失なわせる」ような事実はなかつたこと、警察官は薬物犯罪という「重大犯罪」の予防を目的としていたこと、周囲の情況として深夜であり付近が「薬物事犯の発生率が高い」地域であったこと、並びに、被告人は警察官を避けるためにわざと道を横切ったことという諸事情に照らして、当初の呼び止めは合理的とした(at 570)。また、質問開始後、腰のバンド辺のふくらみの存在に気付いたが、これは、武器の存在を明らかに示すものである」と、被告人に要求してチャックを開かせたのであってそれまで相手に手をふれていない」とから、「それが「ややこな」侵害として正当化した(at Ibid)。

ラペネ事件では、ディバウアー事件が新たに付け加えた市民に対する情報の請求のための呼び止め行為とそれ以前から認められていた停止権との関係を次のように整理している。

第一の段階として、「情報を収集するためには接近するという最小限度の侵害は、そうした干渉を必要とするなんらかの客観的で信頼するに足る理由があれば許される。また、その理由は、必ずしも犯罪を示すものである必要はない」。第二の段階として、「コモン・ロー上の質問権がある。これは、犯罪が行なわれているとの根拠のある嫌疑によって行使されるものである。警察官は事情を説明するに足る情報を得るために必要な範囲で市民に対し干渉しうるので、いささか侵害度が広がることも許されるが、強制的な身柄拘束には至りえない」。また、以上二段階では処分の性質上、捜査の権限は伴わない。第三の段階は、CPL一四〇・五〇条の規定する「合理的嫌疑」に基づく身柄拘束、つまり「^{スッポン}停止」である。このときには、相手の捜査も行なえる。最後が相当の理由に基づく「逮捕」である(at 571-572)。

こうして、ディバウアー、ラペネ事件により、四段階の sliding scale が提示された。この後、判例は、この sliding scale を前提にした上で、事実の細かな相違を吟味し、適法、不適法の判断を行うこととなる。⁽⁴⁾⁽⁵⁾これは、連邦下級裁判所の「コントラクト」論と正に軌を一にした動きといつてよからぬ。こうした区分の持つ意味は、まず、テリー事件により可能な限り全ての身柄拘束を修正四条の seizure に含ましめ、憲法的制約を及ぼそうとする手法をほりくずした点にある。また、既に、様々な研究成果で指摘されているように、市民の側からすれば、ともかく警察官からの呼び止められたという事実そのものが、心理的、事実的拘束性をもたらすのである。従って、法律

の専門家やなにか思ひ、Z・Y州評例法の展開した四段階やそれに応じた適切な法定義務の程度を認知する以上は不可能に近い。逆に申へて、この四段階トグルの持つ意味は、市民が警察官の叫び止める無視の自由を立派に認め、段階を明示した上でより多く、警察官が犯罪の嫌疑希薄な場合にも職質を行う権限を認めた点は認められべきである。

- (一) People v. Pitts, 84 Misc. 2d 708, 377 N. Y. S. 2d 407 (1975);
(二) People v. DeBour, 40 N. Y. 2d 210, 386 N. Y. S. 2d 375, 352 N. E. 2d 562 (1976).
(三) People v. LaPene, 40 N. Y. 2d 210, 352 N. E. 2d 571 (1976).
(四) 増上等の権利に関するものとして、People v. Julian, 387 N. Y. S. 2d 435 (N. Y. A. D. 1976); People v. Branch, 387 N. Y. S. 2d 581 (N. Y. A. D. 1976); People v. Townes, 41 N. Y. 2d 97, 390 N. Y. S. 2d 893, 359 N. E. 2d 402 (1976); People v. Spivey, 401 N. Y. S. 2d 758 (N. Y. A. D. 1978); People v. Moore, 62 A. D. 2d 155, 404 N. Y. S. 2d 90 (1978); People v. Griffith, 406 N. Y. S. 2d 777 (N. Y. A. D. 1978); People v. Cascio, 63 A. D. 2d 183, 407 N. Y. S. 2d 703 (1978); People v. Kocik, 407 N. Y. S. 2d 929 (N. Y. A. D. 1978); People v. Santiago, 64 A. D. 2d 355, 409 N. Y. S. 2d 716 (1978); People v. Ross, 413 N. Y. S. 2d 222 (N. Y. A. D. 1979); People v. Mason, 69 A. D. 2d 769, 415 N. Y. S. 2d 31 (1979).
(五) 増上等の権利に関するものとして、People v. Dread, 375 N. Y. S. 2d 338 (N. Y. A. D. 1975); People v. Kreichman, 37 N. Y. 2d 693, 339 N.E. 2d 182 (1975); People v. Earl, 50 A. D. 2d 289, 377 N. Y. S. 2d 649 (1975); People v. Brown, 379 N. Y. S. 2d 460 (N. Y. A. D. 1976); People v. Manning, 381 N. Y. S. 2d 254 (N. Y. A. D. 1976); People v. Cruz, 43 N. Y. 2d 786, 402 N. Y. S. 2d 387, 373 N. E. 2d 281 (1977); People v. Wheeler,

- 401 N. Y. S. 2d 793 (N. Y. A. D. 1978); People v. Ray, 406 N. Y. S. 2d 75 (N. Y. A. D. 1978); People v. Sterling, 406 N. Y. S. 2d 478 (N. Y. A. D. 1978); People v. Skinner, 410 N. Y. S. 2d 84 (N. Y. A. D. 1978); People v. Boyer, 410 N. Y. S. 2d 167 (N. Y. A. D. 1978); People v. Privott, 411 N. Y. S. 2d 711 (N. Y. A. D. 1978); People v. Liverty, 412 N. Y. S. 2d 699 (N. Y. A. D. 1979); People v. Spivey, 46 N. Y. 2d 1014, 389 N. E. 2d 1056 (1979).

(6) 停止・捜査の要件に関するその他の問題を概観しておきたい。

（二）
警察官が入手する情報と処分の正当化事由との関係について、判例は各事案の事実の差を反映して必ずしも統一的な基準をもやえないでいるが、ただ、全体としては、匿名の情報のみに基いて処分は、抑制しめしとする気配がかかるがわかる。第一に、ペトロール中の警察官が、通行中の市民とバーの客から銃を持っていた者であると指示された被告人を呼び止め捜査をし銃を発見した处分を適法とした People v. Arthur, 24 N. Y. 2d 688, 301 N. Y. S. 2d 687 (1969) である。判決は、「警察官は、多数の個人が与えた詳細で特定化され内容のほぼ一致した情報を有していたのであり、ただ、それら個人は各人別々に協力したのであって共同していたわけではない。つまり、部分的には匿名の人による情報であるが、全体として相補であるべきだ」として本情報の信用性を肯定し、処分の根拠となるとした(at 618)。People v. Meyers, 85 Misc. 2d 1068, 382 N. Y. S. 2d 277 (1976) では、通りすがりのロダヤ人僧侶が情報を与えた点を強調して停止・捜査を止めさせようとする。逆に、単なる匿名情報にやめたるときは合理的な嫌疑を欠くとしている。第二に、警察無線を通じて得られた情報はいいつけだ、やれただで直ちに捜査の根拠へやるべきではない。See, People v. LaPene, 40 N. Y. 2d 210, 352 N. E. 2d 571 (1976); People v. Stroller, 385 N. Y. S. 2d 292 (N. Y. A. D. 1976); People v. Stewart, 41 N. Y. 2d 65, 390 N. Y. S. 2d 870, 359 N. E. 2d 379 (1976). 以上より、今一つは、上記の停止権を正當化する根拠がないときは確実に弁護士へ。See, People v. Stewart, op. cit. 390 N. Y. S. 2d at 873. たゞ、cf.,

People v. Lypka, 36 N. Y. 2d 210, 366 N. Y. S. 2d 622 (1975). 嫌川は、匿名の電話情報に基いて被告に停止せしめられた。被告 People v. Watkins, 50 A. D. 2d 739, 377 N. Y. S. 2d 7 (1975) より、被告 People v. Williams, 381 N. Y. S. 2d 874 (N. Y. A.D. 1976); People v. Jones, 385 N. Y. S. 2d 816 (N. Y. A. D. 1976) 等が述べる。

（五）停止命令は被告に適用され、警察官は除外されるべきである。See, People v. Diaz, 41 N. Y. 2d 876, 393 N. Y. S. 2d 978, 362 N. E. 2d 609 (1977); People v. Bryant, 59 A. D. 2d 721, 398 N. Y. S. 2d 369 (1977); People v. Young, 96 Misc. 2d 710, 409 N. Y. S. 2d 625 (1978). ただし、上記二つの停止権の文脈では事情より「銃を手に」して停止を喰らひたのが許されないと。See, People v. Earl, 50 A. D. 2d 289, 377 N. Y. S. 2d 649 (1975); People v. Dibble, 59 A. D. 2d 796, 398 N. Y. S. 2d 755 (1977).

（六）捜索令状執行現場における捜査は、People v. Finn, 73 Misc. 2d 266, 340 N. Y. S. 2d 807 (1973) は、薬物を差押さねばき物として、並びに住人の女性の身体を捜索場所とする令状執行中、たまたま現場に居た被告人の捜査を行った处分を適法としている。判決は、宣誓供述書によると令状記載の女性は武器を所持しているとされており、また、「一般に大量の薬物の取引に従事する者は武器を所持していることが多い事実は警察の知るところである」とした上で、「これまで、このような情況の下では被告人がアパート内に現在していたところの事実そのものが捜査の正当化事由となる」と判断した(at 812)。

（七）停止処分は続く任意同行後の取調べと「ハノダ警官の懇意」としては、People v. Morales, 22 N. Y. 2d 55, 238 N. E. 2d 307 (1968) が判断を示している。事件は、アパートのリビングルーム内の殺人事件発生時に被告人も建物内にいたことが内偵により判明し、母親の勤め先に立ち寄った被告人を署へ連行し、被疑事実、黙秘権、弁護人依頼権、供述が不利益にも使われないとある旨を告知した上、取調べを行ふ、自由を得たものである。だが、本件の身柄拘束は相当の理由を欠く「逮捕」として正当化されるのではないかといった。しかし、判決は、「野蛮な犯罪の発生と實際上他の捜査手段がなかつた

「とにかく、身柄拘束の実行には相当高度の公共の利益が存在していた」と、質問に先立る権利告知のあるいは、被告人は以前にも賭博、薬物事件で警察と関わりを持ったことがあり、その経験から今回の拘束を「逮捕」と誤解することはなかつたことと、拘束は約一時間ほどであったことを理由に適法としている。同時に、判例は、かかる職質のための身柄拘束が拡大されないよう次のように述べている。「我々は、被疑者の修正五条、六条の権利を保障するように注意深く条件を整えた上、合理的な嫌疑に基づき合理的で短い期間、質問のため拘束を行えると判断しているにとどまる。職質のための大量の身柄拘束は許されない。また、こうした職質の権限の範囲は、公共の安全に影響を与えるため一般人の関心が相当高い犯罪が関係している場合に、合理的に判断して捜査対象の犯罪につきなにか知っているとの嫌疑のある人に限られる」(at 314)。

(7) ティベウアー事件とN・Y州判例法の動向」(65) Comment, The Gradation of Fourth Amendment Doctrine in the Context of Street Encounter: *People v. DeBour*, 38 OHIO L. J. 409 (1977); Note, *People v. DeBour*: The Power of the Police to Stop and Frisk Citizens, 30 SYRACUSE L. REV 893 (1979).

第七章 テリー事件以後の判例法(7) —連邦最高裁判所判例の展開

上述のように、テリー、ウェイリアムズ事件や宣言されたルールば、連邦下級裁判例、N・Y州判例などにより細かな基準を明確にしていった。かかる下級裁の努力を前提として、連邦最高裁は、七〇年代の後半から八〇年代にかけて停止・職質・捜査に関する判決を次々に言い渡した。以下、これらを概観しよう。

- (1) 氏名開示条例と停止・捜査—ブラウン、ドゥフィリップ事件
(1) 停止・捜査の権限に関する立法形態のひとひし、警察官の要求に応じて氏名・住所の開示を行うことなど

拒んだ場合、これ自体を犯罪とし現行犯逮捕を許すものがある。⁽¹⁾連邦最高裁は、七九年のブラウン事件⁽²⁾、ドゥフィリップ事件⁽³⁾において右の趣旨を定める法規に基づく逮捕処分の適法性について判断を下した。

ブラウン事件の事実関係は、次の通りである。二名の警察官が薬物取引の頻発地域をパトカーで巡回中、被告人他一名がそれぞれ反対方向へ歩いていくのを見た。警察官は、二人はいっしょにいたかまたはパトカーに気付くまで会うつもりでいたものと信じ、被告人を停止せしめた。警察官自身の証言によると、当該情況は「あやしいと思われたし、その地域で以前にその人物をみたことがなかった」からである。但し、他に被告人の特定の不法行為ではなく、武器を所持していると信すべき理由を欠いていた。被告人は、職質に対して身分を明かすことを拒否し、自分を停止する権利はないと怒って述べたところ、警察官は、薬物取引多発地帯であるからと告げた上、捜査をしたが何もでてこなかつた。当時、テキサス州刑法三八・〇二条(a)は、適法に停止せしめられ氏名・住所を問われた者がこれを拒否することを处罚すると定めていたが、⁽⁴⁾本件警察官は、結局、右犯罪の現行犯として被告人を逮捕したというものである。

バーガー長官の法廷意見は、有罪判決を破棄している。州法の適用上、「適法に停止した」ことが要件となつてゐるが、この適法性の判断にあたり、判決は、テリー事件の原則を適用している。つまり、かかる相当の理由によらない身柄拘束の合理性は、「身柄拘束で利益を得る公共の利益の重要性、当該身柄拘束が公共の利益に役立つ程度、個人の自由に対する干渉の重大性の衡量」により定められるが、その結果、少くとも客観的事実に基づく「合理的の嫌疑」が必要であるとする。しかし、本件の事実関係の下では、正に、この合理的の嫌疑を欠いているとする。

第一に、警察官は当該路地の様子が「あやしげであった」といいつても、これを根拠づける事実の指摘がなく、第二に、人がその路地にいることはまれであるというわけでもない。第三に、「被告人が薬物使用者かしばしば訪れる界限に一人でいたことだけでは、犯罪に関わっていたことを結論づける根拠とならない」とする。かくして、本法の本件事実関係に対する適用は、修正四条に反するとしたのである。

(2) ドゥフィリップ事件の事実関係は、次の通りである。

一九七六年、デトロイト市内を警察官がパトカーで警戒中、酩酊していると思われる者の取調べを行うよう無線連絡を受けたので、該当の場所へ赴いたところ、被告人他一名を発見した。被告人に氏名・身分を明かすよう求めたところ、最初は警察官であると答え、さらに問うと、先の警察官に使われている者であると述べるなど、矛盾したことを述べた。ところで、当時、デトロイト市の所謂「停止と身分確認のための条例 (Stop and Identity Ordinance)」によれば、警察官は、個人の態度に鑑みて犯罪行為に関する取調べが必要であると信やべき合理的の理由を有している場合には、相手を停止し質問することができる、とされていた。更に、本条例は、七六年に市議会の修正をうけ、停止を命ぜられた相手が身分をあかさず、または身分を示す証拠の提示を拒む場合、これを違法として罰するものとした。そこで、本件警察官は被告人の行為が右条例に反することを理由に逮捕し、これに続いて捜索を行ったところ、マリファナ等の取締物を発見した。被告人は、これらの取締物の不法所持で訴追されたものである。但し、右条例違反の点は起訴されなかつたようである。州の第一審は、被告人側の証拠排除の申立を認めず有罪判決を言渡したが、控訴審では、先の条例は漠然性の故に違憲であるとし、本条例に基づく逮捕・捜索もまた

違法であると判示した。州最高裁判所も上告を棄却して、控訴審の判断を支持した。そりで、連邦最高裁判所は、裁量上訴を認めたものである。

バーガー長官が法廷意見を述べた。されば、本件の問題は、「逮捕が、逮捕時には違憲であつたとの判断をうながして、なかつた条例を善意で信頼して（in good-faith reliance）行なわれた場合、後に司法部が条例を違憲と判断しても、なお適法であるのかどうかやめに」であった。従来から、United States v. Robinson, 414 U. S. 218 (1973); Gustafson, v. Florida, 414 U. S. 260 (1973) などの判例によれば、「修正四条、修正五条の下で、逮捕は憲法に逮捕した者を令状なしに捜索するといふのがやめに」しかねておる、との逮捕に伴う捜索の合憲性は、適法な逮捕の存在といふ事実にのみ依存してくるのである。されば、Adams v. Williams, 407 U. S. 143 (1972); Beck v. Ohio, 379 U. S. 89 (1964) などによれば、犯罪を実行し又は現に実行していると信ずべき「相当の理由」の如きがある。警察官は令状なしに逮捕でも、その適法性は、容疑者が実際に犯罪を行つたのかどうか、後に当該被疑事実につき無罪とされたかどうかなどとは関係がなんのわれじよ。ところが、本件では、被告人は女性と共に夜一〇時頃路地にいたが、これは本条例にいふ「取調べを必要とする態度」にあたり、されば、被告人は内容の矛盾する言ひ逃れのような回答をしたので、条例の要求する自己の身分の開示を拒否したことになる。それゆえ、「本件警察官は、被告人逮捕時、被告人の行為が本件条例の文言に反すると信ずるのに充分な相当の理由を有していたのである。……残された問題は、こうした情況に於て、当該警察官は本条例が違法であり後に司法部が違憲を宣言するであろうと認識すべきであつたところだけを理由にして、警察官の觀察した被告人の言語・動作が法違反

となると信ずるに足りる先に述べた相当の理由を欠くことになるのかどうかである。しかし、当然ながら答えは消極である。何故なら、本最高裁判所は、逮捕を正当化する『相当の理由』とは官憲の認識の範囲内にある事実並びに諸事情であつて、慎重な人 (prudent person) 若しくは合理的な注意力のある人 (one of reasonable caution) が、当該情況に照らして、被疑者が犯罪を犯しあえ又は犯しつつあり若しくは犯そうとしているとの証明ありと信ずるに充分なもの意味していると繰り返し説明しておいでいる。本件事件当時、本条例の合憲性に関する先例はないという事情があり、それゆえ、「本件訴訟記録の証明している情況全般の下に置かれたとき、慎重な警察官が被告人は犯罪を実行したのかどうかを判断する過程で、後に裁判所が当該条例を違憲と判断することまで予測するよう要求されるべきではないのである」。警察は、法律が違憲と宣言されるまで又は宣言されない限りこれを執行する責務を負うており、「合理的な注意力のある人なら何よりもその瑕疵を発見できるほど明白に違憲である法律」を除き、「どの法律が憲法上執行する適格性を有するかを警察が自ら決定するとすれば、社会は充分なサービスを受けられなくなるであろう」。すでに、Pierson v. Ray, 386 U. S. 547 (1967) に於て、ウォーレン長官も、後に本最高裁判所が違憲と判断した法律に反したとして逮捕された人が損害賠償を求めた事件で、「善意の抗弁 (defense of good faith)」を認めてくる。また、違法収集証拠排除法則の目的は違法警察活動の抑止であるが、事件当時には適法な逮捕・捜索により証拠が取得されたのに、後にこれを排除しても、抑止目的にとってもほど効果はない、であろう。現に、排除法則の熱心な擁護論者でさえも、適法と推定されていた法律の執行をしないよう、警察官を制約する、ことは考えたいくがなかろう。

結局、本条例が後に漠然性の故に違憲とされたことは、本件逮捕の適法性をくつがえすことはないとした。そして、結論として、原判決を破棄した上、差戻しとした。

ブラックマン判事は補足意見を付しているが、要するに、本条例を利用して人を逮捕した上捜索を行い、禁制品等の犯罪の証拠を発見すればこの別罪で訴追し、なにもみつからないときは釈放するという運用の虞れがあるとするものである。

ブレナン判事は反対意見を付している。結論として、本件の警察官の行動は被告人の修正四条の権利を侵害したものであるとする。「本法廷は、条例を違憲であると推定しつつも、被告人の逮捕を適法としている。その理由は、本件警察官は被告人の行為が条例違反になると指すに足る相当の理由を有していたことと、警察官が条例は違憲であると認識することを期待できないこと、故に、警察官の行為は合理的であつたとするものである」。しかし、本件での争いは、当該警察官と被告人との間にあるのではなく、被告人と州そのものとの間にあるのである。「究極の争いは、州は憲法に反する手段を用いて被告人に不利な証拠を収集したのかどうかなのである。そして、州は立法機関だけでなく警察の行う作用にも責任を負うのであるから、憲法上の瑕疵が立法作用の所産であつたとし、あるいは、警察官は善意で (good faith) 法を執行していくにすぎないと論ずることにより、違憲の活動に対する非難から身を守ることはできないのである。……問題は、正に当該捜索が修正四条に照らして合理的であるか否かである」。本法廷がこの点を問題としたならば、本件逮捕・捜索を違法とせざるをえなかつたであろう。というのも、「本法廷によるデトロイト市条例の違憲性の推定には充分な根拠があるからである」。修正四条によるプライ

バシーの保護、不合理な搜索・押収からの保護の要は、警察の侵害行為は「相当の理由」に根拠を置くべきであるという要請である。従つて、「警察官は、相当の理由に至らない事由を根拠にしているときは搜索を行えず、武器の検査も相手が武装しており危険があると信するに足る事由のあるときにしか許されないのである」。要するに、警察官が合理的な嫌疑だけを根拠として質問をすれば、相手方は、「搜索されない権利 (right not to be searched)」「黙秘する権利 (right to remain silent)」並びにそのローラーとして「黙秘を選択しても、われを理由に搜索されない権利 (right not to be searched, if they choose to remain silent)」を有しているのである。しかし、本条例によると、黙秘した個人は、搜索されない権利を無理に奪われる」となるし、搜索されまいとする者は、黙秘権を棄てて身分証明をせざるを得なくなるのである。⁽⁵⁾ に本条例の主たる憲法上の欠陥があるとする。

(3) ブラウン事件、ドゥフィリッポ事件とともに、氏名開示拒否を犯罪とする立法そのものが、ブレナン判事の指摘する憲法上の黙秘権、搜索拒否権に違反するか否かという問題そのものには、ストレートに回答を与えていない。むしろ、両者とも法律、条例の合憲性を事実上前提とした上で、前者では具体的な事件上合理的な嫌疑を欠くので適用上違憲であるとしたものである。後者は、問題を違法収集証拠排除法則の適用範囲という形で再構築し、当該警察官個人が身柄拘束、搜索を行う要件があると「善意」で確信していた場合には、その警察官に関する限りで将来の抑止効はないとの判断し、法則の適用を否定したのである。つまり、排除法則の適用範囲の例外を拡大することにより、身柄拘束の現場に対する客観的なコントロールの可能性を狭めたといえるのである。ブレナン判事の反対意見

は、いの点を批判したのである。則ち、排除法則の求める抑止効とは、国家の違法捜査が客観的に存在しなくなふことを意味するのであり、個々の捜査官の主觀とは無関係であるとするのがその第一点である。また、職質の実務に対しては、市民が、「黙秘する権利」「黙秘を選択しておられる理由に捜索されない権利」を有していることを明らかにし、氏名等開示拒否罪の处罚そのものを違憲としたのである。

(一) インディアナ州においては、一九六九年に、停止・捜査に関する州法を定めた。IND. CODE. § 35-3-1-1; § 35-3-1-2 (Burns 1971)。警察官が身分を明かして停止を求めた際に逃げ去った者を处罚する規定をも設けた (IND. CODE. § 35-21-2-1 (1971), IND. STAT. ANN. § 10-1817 (Burns Supp. 1975))。いの条文の文言は、停止要求のもの合理性が要件であつて、ただしこれが問題となる。現場における警察官の停止・身柄拘束権を一層拡大するものとなつてゐる。つまり、右条文違反を口実として逮捕を行なう濫用の危険が存在している。また、仮りに、条文の解釈による合理的な停止要求を拒んで逃走した場合に限ると解しても、現場で市民の側がいの合理性を判断するといふ自体が困難である。かかる点から、いわゆる逃走防止法そのものの合憲性に疑問が残ると指摘されてゐる。See, Note, A Constitutional Analysis of Indiana's "Fleeing a Police Officer" Statute, 51 IND. L. J. 209 (1975).

- (2) Brown v. Texas, 443 U. S. 47 (1979).
(3) Michigan v. DeFilippo, 443 U. S. 31 (1979).
(4) TEX. PENAL. CODE ANN. § 38. 02 (a) (Vernon 1974) は、次のふうに規定してゐる。「警察官が憲法に停止せよ」と、氏名・住所を質問した場合、故意といふを教へやめたが虚偽の氏名・住所を教えた者は罪である」。
(n) See, The Supreme Court, 1978 Term, 93 HARV. L. REV. 181 (1979); Note, 7 AM. J. CRIM. L. 385 (1979); Case Comment, 55 WASH. L. REV. 849 (1980).

(二) 降車命令とミムス事件

(1) 連邦下級裁判所、N・Y州裁判所はともに、自動車の停止を求めた時には停止処分の一態様として降車命令を行ふことを認めている。これは、身体の検査同様に、車内の武器から被疑者をひきはなす防衛上の手段としても日常的に行なわれている。この降車命令の適法性が争われたのが、ミムス事件である。⁽¹⁾

本件被告人は、満期になつた車検表示標を付けた車両を運転中、警察官に発見され停止させられた。警察官は交通切符の発付を目的としていたが、被告人に降車を求めたところ、ジャケットの下に大きなふくらみがあることに気付き検査により拳銃を発見したというものである。また、助手席の乗員も同様に降車させられ、検査により拳銃の所持を発見されている。ペンシルバニア州最高裁は、右の拳銃の不法所持罪につき、降車命令を違法とし拳銃の証拠排除を認めて無罪とした。何故なら、本件では特定の情況に対する客観的評価に基づき、「特定かつ明瞭な事實」による合理的嫌疑が認定されたので、降車命令を発したというものではなかつたからである。むしろ、全て交通犯罪で停止せしめられた運転手には下車を命じるという警察本部内の一般的法執行政策のみに基づいておこなわれたものであったのである。州最高裁は、かかる政策は無差別的手続であり修正四条に反するとしたのである。

ところが、連邦最高裁は、降車命令に伴う法執行上の利益と個人の自由に対する侵害の程度につき次のようなバランスングを行い、州最高裁と逆に、本件降車命令を適法としている。第一に、警察官側の生命・身体の安全の点である。この点で、判決は、テリー事件から「警察官の任務遂行上不必要な危険負担を求める」とは不合理である」(392 U. S. at 23) という部分を引用しつゝ、仮りに当該運転手に異常な挙動等が認められなくとも、降車を

求める実務運営は、相手の動きを常に観察できることで暴行等の可能性を減少させることができるとする。その裏付けとして、警察官に対する発砲事件の三〇%が、車内の者に接近する場合に生じているとの報告を引用している。また、車の傍らで立って話することは、激しい交通流に身をさらすことにもなるとする。第二に、運転手の身体の自由に対する侵害の程度については、適法な停止行為という侵害に付加される「ごくわずか」なものであり、むしろ「たかだか不便なだけ」であるとする。従って、この結果、後者が、警察官の安全に対する適切な配慮に優越することはありえないとした。

マーシャル判事は、反対意見を付している。まず、テリー、ウイリアムズ事件の意義を次のようにまとめている。これら二事件での停止・捜査は『犯罪が正に行なわれようとしている蓋然性のみならず、当該犯罪が『武器の使用を伴う虞れがある』点での蓋然性』にも基づいていた。同時に、警察官の行為は当初の侵害干渉行為が正当とされた情況に合理的に関連する範囲に限られていたのである。テリー事件では、武装強盗の嫌疑があつたので武器の検査が行なわれたのである。ところが、本件では、テリー、ウイリアムズ事件の右の二つの絞りが外されてしまつているのである。何故なら、

「本件では警察官は降車命令に先立ち、被告人が銃を所持しているかもしれないと思ひ至ることさえなかつたのである。……本件車両は、期限満了の免許プレートに対して交通切符を交付するというもつともルーティンな警察上の手続のために停止させられたのであるが、最高裁は、警察官がこうしたルーティンな停止をしたならば、被告人に危険を感じる個別的な理由の有無に拘わらず、車両から降りることを命じ、かくして

侵害をつけ加える」とを正当と判断したのである」。

更に、スティーブンス判事も、反対意見を付し、第一に、交通切符交付のため停止を求めた際、降車を命ずる」とが、警察官の身体の安全を保護する手段として妥当かは疑問であり、現に、むしろ車内に坐らせておくほうがよいとする二、三の警察実務家の見解もあるとする。にも拘わらず、かかる慎重な検討をせずに侵害行為を正当化した点を批判している。第二に、この結果、降車命令処分は、特段の事由がなくとも行なえることとなつたが、これは、身体拘束に対する効果的な司法的監督の放棄を意味し、警察裁量権を完全に無制約のまま放置することになつたとする。

(2) 既述のように、連邦下級裁判所判例上も、停止・捜査処分の合理性を認定するにあたり、当該地域一帯が薬物取引等の犯罪多発地帯であるという事情や被疑犯罪事実の性質上経験的に犯人は武装しているという事情を重視することが正当化されてきた。つまり、当該被疑者の現場における挙動の具体的、個別的検討よりも、より一般的、抽象的検討が重んじられる向きがあつたのである。それはまた、警察の予防警察、犯罪鎮圧活動上より容易に市民を停止させ身柄拘束を認めるようにするということでもあつた。右に紹介したミムス事件も、差し当たり、降車命令という態様に限つてのことではあれ、抽象的、一般的な警察官の安全保護の利益を理由に、一律に降車を命ずる権限を付与したのである。しかも、その正当化事由が警察官に対する一般的な危害の虞れに求められたため、許容される処分の範囲については限定を付すことが困難になるという問題をも残したのである。⁽³⁾

(1) Pennsylvania v. Mimms, 434 U. S. 106, 98 S. Ct. 330 (1977).

(a) Commonwealth v. Mimms, 370 A. 2d 1157 (Pa. 1977). Cf., Caracappa, Terry v. Ohio and the Power of Police to Accost Citizens Absent Probable Cause to Arrest: A Critical Look at the Pennsylvania Experience, 16 DUQUESNE L. REV. 499 (1977-1978).

(²) Miles, From *Terry* to *Mimms*: The Unacknowledged Erosion on Fourth Amendment Protections Surrounding Police-Citizen Confrontations, 16 AM. CRIM. L. REV. 127 (1978); Comment, 69 J. CRIM. L. & C. 464 (1978).

III 任意同行とダナウハイ事件

(1) 捜査実務上、逮捕の相当の理由を欠く場合であつても、事実上被疑者を警察署へ同行し取調べねばならない受けられるといふのである（無論、徘徊罪、浮浪罪を利用した別件逮捕取調べのみられる点については、詳述した）。かかる相当の理由なき身柄拘束と取調べについては、N・Y州判例は、既述のように、一九六八年のモラン事件で、犯罪の重大性、取調べの不可欠性、身柄拘束の短かさ及び“ランダ警報の付与を要件として、適法と解してゐる。しかし、一九七九年、連邦最高裁は、ダナウハイ事件において、かかるN・Y州の判例法は連邦憲法に反すると言明したのである。本件の事実関係は、次の通りである。捜査官が、強盗未遂・殺人事件の犯人が本件被告人であるとの情報を情報提供者から入手したが、それだけでは逮捕令状を得るほど充分な情報ではなかつた。しかし、ともかく被告人を拘束し署へ連行して“ランダ警告を与え取調べたといふ、被告人は犯行を供述しましたスケッチを描いてみせたところなのである。

ブレナン判事は、法廷意見において、右の供述、スケッチの証拠排除を認めたが、た州最高裁判決を破棄した。⁽³⁾

最高裁は、テリー事件において「相当の理由」に基づく「逮捕」という原則の例外として合理的嫌疑による停止処分を認めたが、それはかかる停止が「逮捕」に及ばない侵害度の少ない処分であったからである。ところが、「本件被告人の身体拘束は、重要な点で伝統的な逮捕とは区別しえない。被告人は、当初発見された場所で簡単な質問を受けていないのである。むしろ、被告人は隣人の家からバトカーに乗せられて連行されて警察署へ運ばれ、取調室へ入れられたのである。彼は『自由に帰れる』旨の告知をうけておらず、また、もし彼が警察官と同行することを拒否したまでは彼等の拘束から逃亡しようとしたならば実力により身柄拘束を受けたであろう」とする。つまり、正に修正四条が相当の理由を求めている *seizure* であったとする。

次に、不法な身柄拘束と自白の証拠能力の問題をとりあげ、まず、ミランダ警告のなされた事実につき、次のように論じている。

「修正四条違反がいかに恣意的で意図的であろうとも、ミランダ警告そのものが、違憲の逮捕の汚れを薄めるものであると考えられるのならば、排除法則の効果は實際上弱まる。……令状または相当の理由によらない逮捕を行つても、それにより得られた証拠はミランダ警告を与えれば公判で許容されることを警察官が知つているため、尋問乃至『取調べ』目的でかかる不法逮捕をさかんに行うことになつてしまふからである。」

そこで、かかる供述の証拠能力を認めるには、ミランダ警告が与えられたという前提の上に立つて、ブラウン事件⁽⁴⁾に従い、「違法性と自白の間の因果関係」の有無を検討しなければならないとする。まず、「逮捕と自白との時間的接着性」の点では、約二時間あまりでしかなく、他に、「中断事由の介在」といえる事実もないとする。のみ

なひや、本件身柄拘束は、何かでてくるだらうといふ期待のもとに「証拠の探索」の目的や意図的になされしており、「官憲の違法行為実行の目的と違法の重大性」も肯定できるとした。ハハシ、身柄拘束そのものの違憲性といふ自白との因果関係を肯定し、証拠排除を行うべきであるとした。

ハレに対し、レンクィスト判事が反対意見を付している。まず、署への連行は、あくまで被告人が任意に応じたもので、強制的な *seizure* にあたらないとする。次に、逮捕が違法でも、その後特に非難されるべき事情が加わらない限り、マランダ警告を与えて行なわれた取調べは適切であり、得られた自白は証拠能力があるとする。

(2) 停止・職質後の警察署への同行並びに取調べ目的であるかかる身柄拘束とその際の取調べについては、連邦下級裁判例上必ずしも適法性の限界は明確でなかつた。しかし、今回の判決により、テリー事件の認めたマランダによつても、右態様の身柄拘束まではカヴァーしきれない」とが明らかになつた。また、違法な身柄拘束中の自白の証拠能力を判断する場合、マランダ警告がなされていなければならぬことは当然の前提であり、その上で、身柄拘束の違法と自白との因果関係の有無を検討するという判断方法が明示された。ハの趣旨が、署の取調べ室での取調べを越えて何処まで通常の職質に波及するかは、不明であるが、少くとも本件同様の身柄拘束中の取調べと機能上同視すべき場合⁽⁵⁾、ハの趣旨が生かされるのが残されたとはいえよ⁽⁶⁾。

- (1) People v. Morales, 22 N. Y. 2d 55, 238 N. E. 2d 307 (1968). なお、前章第1節II注(6)参照。
- (a) Dunaway v. New York, 442 U. S. 200 (1979).
- (o) People v. Dunaway, 61 App. Div. 2d 299, 402 N. Y. S. 2d 490 (1978).

(4) Brown v. Illinois, 422 U. S. 590 (1975).

(5) Rhode Island v. Innis, 100 S. Ct. 1682 (1980).

(6) See, Comment, 70 J. CRIM. L. & C. 446 (1979).

四 令状執行現場における停止・検査——ヤバーラ、サマーズ事件

(1) 捜索令状執行現場に居る第三者に対する検査については、連邦下級裁、N・Y州裁ともに武器を所持している虞れの存在を要件としてこれを認めていた。⁽¹⁾しかし、実際には、厳格な個別的事情の検討はなされておらず、N・Y州のヤバーラ事件⁽²⁾が端的に示していたように、薬物取引を被疑事実とし薬物を差押えるべき物とする令状の執行場所に居る者は、犯罪と関わりがあり武器を所持している可能性が高いという一般的、経験的認識のみを根拠として、検査の処分を正当化している。問題は、こうした一般的、経験的事実のみによって、テリー事件の求める「特定かつ明瞭な事実」に基づく武器所持の合理的嫌疑があつたといえるかどうかである。また、その際、既に司法部により捜索令状が発付されている事実並びにその令状の効果の及ぶ範囲の評価をどうするかも問題となるといふである。この二つの問題について、連邦最高裁はヤバーラ、サマーズ両事件で取り扱かつた。

ヤバーラ事件⁽³⁾の事実関係は、以下の通りである。情報提供者の情報によりあるバーのバーテンダーがヘロインを所持しているとの容疑を抱いた捜査官が、統制物資所持を被疑事実とし、バーとバーテンダーの身体を検査場所、ヘロイン等の禁制品との製造等に用いる用具を差押えるべき物とする検査令状をえた。令状執行時には、店内には九名乃至一二名の客が居たが、全員に対し武器発見を目的として検査を行つた。そして、その一人である本件被

告人のポケット内に何か物の入っているタバコ箱を感取し取り出したといふ「ロインが発見されたところのやうる。

ステュワート判事の法廷意見は、右捜査を違法とし、有罪判決を破棄してゐる。まず、本件捜査令状の効果が、被告人にも及ぶのかが問題となる。この点では、令状請求書には、「バーテンダーと客との「ロイン取引」がなされていふとの指摘は一切なく、令状執行時にも、被告人が犯罪を犯したと疑うに足る理由を警察側は有していないかった。現場においても、犯行を示唆する態度、禁制品を隠そらとする動作はみせておらず、また、不審を抱かせるにしても述べていらない、とする (26 CrL, at 3018)。結局、「他人が犯罪の嫌疑を受けているとき、その犯罪と全く無関係にその者の附近にいた」とだけで、その者を捜索する相当の理由はでてしなし」 とする (ibid.)。

次に、テリー事件の認めた捜査として正当化されるのかを検討していふが、この点についても、被告人が武器を所持し現に危険であるとの合理的確信を欠いていたと認定している。すなわち、バーに立入った後、被告人が犯歴のある者であると判明した訳でもなく、「捜査員に暴行を加える意図があると信ずる格別の理由もなかつた」。れども、手には何も持っていないなかつたし、他に武器を所持している素振りもなかつたのである。従つて、「テリー事件の認めた例外は『限定的な適用範囲』にとどまるものであつて、捜査の対象となる者が、たまたま薬物の捜索の権限に基づいて現に捜査実行中の場所に居たとしても、その者自身に対する合理的確信乃至嫌疑よりも緩やかな事由を根拠として武器の捜査を認める」とはできない」とした (at 3019)。

バーガー長官の反対意見では、本件捜査はテリー原則により正当化されるとしている。それにふるべ、法廷意見

のようじ、当該被告人が武器を所持しているとの「特定かつ個別的嫌疑」を求める」とはテリー事件の法理を越えたものであるとしている。本件のような場合、法廷意見によると客は全て武器を持たず事件と無関係であると仮定する」とを求める」とになるが、この結果、警察官自身の生命で代価を支払うことになりかねないとする (at 3020)。やいぢ、むしろ、一般的に、「警察官が薬物取引が行なわれていると認め薬物の搜索令状を執行する場合、テリー型の搜索を行なう」とより由〔口〕の安全を守る」とができると判断する」としたのである (ibid.)。

レンクィスト判事の反対意見でも、本件の検査はテリー事件によって正当化されることを認めるといひ、わいに本件搜索令状の「合理的」な執行形態として搜索場所に居る者に対する搜索としても許されるとしている。つまり、一定の場所の搜索の権限はそこに現存する人の搜索の権限を含んでおり、ただ、その範囲については「合理性」が要求されるとする。本件の事情のもとでは、客の誰かがクロイン取引に従事していると推定する」とは合理性であるし、警察官の侵入等に備えて武器を所持している可能性もあつたといふ (at 3023)。

(3) サマーイズ事件⁽⁴⁾では、被告人宅の薬物の搜索令状を執行するため警察官が赴いたといり、玄関の階段を降りてあた被告人と出会つたので、搜索実行中その身柄を拘束しておき、室内で薬物発見後、逮捕したといつものである。スティーブンス判事は、法廷意見において、「相当の理由に基づいて発された禁制品の搜索令状は、適切な搜索がなされてくる間、住居内の現在者を拘束しておく限定的な権限を暗黙裡に含んでる」とを認めた (at 3101)。この結果、相当の理由に基づく seizure のみが合理的であるという先述のダナウハイ事件でも確認されたルールに、新たな例外を正面から認めるといひだつたが、判事は、以下のバランスシングによつて合理性があるのや正當で

あるとしている。第一に、既に、中立公正な裁判官が相当の理由を認定して捜索の実行を許し、そこに住んでいる人のプライバシーの侵害を認めている以上、「住居が捜索されている間、住人の一人を拘束しておることは、明らかにその者の自由に対する重大な制約であるが、これは捜索そのものよりも侵害の程度は小さい」とする。また、警察官は必要とする証拠等の情報は、捜索そのものから得るのであり、かかる身柄拘束が供述等を得る目的でひきのばされるのではない。さらに、捜索それ自体には社会的ステイグマが伴うが、その場での身柄拘束は警察署への連行に伴うような不便、不名誉ではなく、また、このことだけでは捜索に伴う社会的ステイグマをさらに大きなものとすることもないとする(3100)。第二に、法執行上の利益が存在することを指摘する。まず、有罪を証明する証拠が発見されたときに備えて逃亡を防ぐ利益、次に、令状の整然たる執行を確保しやすいという利益(例えば、ドアの鍵をあけさせ実力による破壊をさけること等)があるとする。さらに、警察官に対する危害を減ずる利益もあるとする。但し、法廷意見自身も本件では警察官に対する危険はなかったことを認めている。むしろ、ここでいう危害とは、「薬物の捜索令状の執行は証拠を隠滅しようとして突然暴行がなされたりその他死にもの乱いの努力がなされることのある处分である。従って、警察官が、かかる状況下で明らかに必要と思われる措置を通常の事務的処置として行えるものとすれば、警察官、捜索場所にいる者両者に対する危害の虞れを減ずることができる」とするものであり、謂はば、抽象化、一般化された危害のおそれなのである(Ibid.)。第三に、既に裁判官が令状発付により当該住居内で何人かが犯罪を犯したと信ずるに足る相当の理由があると判断していることに鑑みると、現場の警察官自身も住居の現在者または住居に現在する所有者に対して「明確かつ個別的嫌疑」を抱いたものと認めて

いれ (Ibid.)。

ステュワート判事の反対意見は、法廷意見のバランスングに鋭い批判を浴びせている。また、従来、相当の理由によらない *seizure* を認めていた諸判例では、「犯罪捜査、被疑者の逮捕という通常の利益とは別個の国家的利益」が存在していたとする。既述のテリー事件、ウイリアムズ事件では相手の武器所持を確かめ身の安全を守るという利益が考慮されており、ミムス事件、ヤバーラ事件も証拠発見ではなく暴行のおそれなく捜査を遂行する利益が考えられていた。更に、国境警備の一環としてなされる停止処分についても、外国人の不法入国の阻止という特殊な国家利益が存在している。そして、その目的達成上、時に二〇〇〇マイルにわたる無人地帯をも取締らなければならぬという著しい困難があつまつたので、相当の理由によらずとも停止処分を行つてよいとしたのであるとする⁽¹⁵⁾ (at 3101-3102)。

しかし、本件では、法廷意見は、そうした「特殊な国家の利益乃至特殊な法執行の必要性」を根拠としたものではなく、有罪を証明する証拠が発見されたときの逃走防止と整然たる捜索の実行とを国家側の利益として指摘していることとなる。だが、かかる目的は、正に証拠の発見・犯人逮捕という犯罪捜査固有のものであって、憲法修正四条、一四条はこうした伝統的警察活動に対する制約を規定したものなのであるとすれ (at 3102)。加えて、テリー事件等で例外的に認められた侵害は、時間と程度の点で限定的であったが、本件法廷意見によるぶ、捜索実行中は拘束を継続でき、何等の限定も加えないとする (Ibid.)。

(4) 以上のように、薬物の搜索・差押令状執行場所に居る者の身柄拘束・検査の適法性については、差し当たり、

幾つかの見解が相対立することとなつた。まず、捜査・捜索については、①ヤバーラ事件の法廷意見は、あくまでも当該現在者が武器を所持した危害を加える虞れがあると認定するに足りる具体的、個別的事由の存在を要求している。これに対し、②ヤバーラ事件のバーガー長官の見解は、令状執行場所に居る者は武器を所持しているという一般的、経験的な推定が働き、この程度の推定によつてもテリー型の捜査の根拠として充分とするものである。③レンクイスト判事は、以上に対し、端的に捜索令状の合理的執行として正当化しようとしている。次に、捜査の前提としての身柄拘束についても、④サマーズ事件のステュワート判事反対意見は、テリー事件と同様に犯罪捜査を越えた特殊の国家利益の存在を要求している。これに対し、⑤スティーブンス判事は捜索令状の内在的権限として身柄拘束ができるとしている。

②の見解は、結局、令状執行場所に居る者は全て原則として捜査までできることを認める点では、④説と大差はない。⑤の見解は、差し当たり、身柄の確保のみに言及しており、捜査、捜索にまで令状の効果を及ぼす趣旨は読みとれないので、②の説と一線を画せよう。問題は、「場所」に対する捜索令状により、「人」の捜査や拘束まで当然にできるのかである。住居のプライバシーと身体の自由乃至身体に関わるプライバシーとはやはり別個の法益であることを考えると、かかる割り切つた見解には疑問が残る。また、ステュワート判事の指摘するように、犯罪捜査固有のプロセスを規制した修正四条の原則を否定することになるとの批判に対する説得的な反論もない。その意味では、①③説のように先例の固い解釈を行うほうが妥当とも思われる。この問題の結着は、将来に残されてい⁽⁶⁾る。

- (1) 第六章第一節〔捜査の要件〕^{〔三〕}第1節〔^{〔二〕}第(2)参照〕。
- (2) People v. Finn, 73 Misc. 2d 266, 340 N. Y. S. 2d 807 (1973).
- (3) Ybarra v. Illinois, 444 U. S. 85, 26 CrL. 3017 (1979). See, Comment, 71 J. CRIM. L. & C. 558 (1980).
- (4) Michigan v. Summers, 29 CrL. 3097 (1981).
- (5) See, United States v. Brignoni-Ponce, 422 U. S. 873 (1975); United States v. Martinez-Fuerte, 428 U. S. 543 (1976).
- (6) See, Comment, 71 J. CRIM. L. & C. 558 (1980).

(五) 空港における薬物取締――「ノン・ハンドル」事件

(1) 従前から、薬物取引多発地帯においては、停止・職質・所検を利用して薬物を発見し逮捕する業務がおかんに行なわれていた。しかし、DEA（薬物取締局——Drug Enforcement Administration）は、一九七四年以来、国内の主な薬物供給源と販売網^{〔二〕}を結び薬物の運び屋を摘発する全国的プログラムを樹立した。そして、現場捜査官のために『運び屋特徴一覧（drug courier profile）』を作成、配布し、この一覧表に一致する特徴のある者に対する^(一)職質を行なうことが奨励されたのである。例えば、ドレロイト市空港に配置された特別捜査班のパトロールでは、「(1)航空券の購入に際して小額面通貨を用い込む。(2)主な薬物供給センターと思われる地域への旅行またはそれをかひの帰り道である。(3)荷物を持っていないたり、通常着換えを入れてある鞄を抱いて歩く。④偽名による旅行」といった特徴を指摘していくだ。これらのプロファイルを利用し

た実際の運用は、概ね、次のように行なわれていた。捜査官は、主たる供給源であるロサンゼルス、サンディエゴ、マイアミ、ニューヨークの航空会社々員にもこの特徴を徹底させ不審な人物を発見したときには通報するよう指示していた。デトロイト空港では、捜査官がこれらの地域からの客を自ら監視する一方、上記の会社からの情報や警察の捜査結果等をも考慮して、プロフィールの特徴と一致する者の発見に努めている。そして、停止を行う事由ありとすると、相手を停止させて身分証明を求め職質を行っている。さらに不審の残るときには容疑を告知した上で、付近の事務所へ同行を求めるものとされていた。事務所では、黙秘権、捜索拒否権を告知した上、身体、所持品等の捜索の同意を求め、拒否されたときには正式逮捕を行うという方法がとられていた。かかる手続を活用して、デトロイト空港の特別班は、設置一八ヶ月間に九六件一四一名の捜索を実施し、七七件で薬物を発見し、一二二名を逮捕している。なお、右七七件中二六件は、同意に基づく捜索であった。⁽²⁾

ただ、このプロフィールとの一致の事実だけでは、逮捕の相当の理由とはならない。このため、どうしても、武器発見目的の所検や同意に基づく捜索という形をとつて、薬物そのものを発見する努力が必要とされることとなつた。従つて、事務所等への同行も事実上強制的となつたり、捜索についても、拒否すれば令状を得てくるといった言辞によつて同意を得るといった向きがみられる。そこで、かかる実務の適法性の限界をどうするのかが、新たな論点として提起されたこととなつたのである。

この点につき、既に、連邦下級裁判所は、プロフィールの特徴と現場での被疑者の挙動とに一致点がみられるということだけを理由としては、職質を行う合理的な嫌疑は認定できないと判断している。⁽³⁾少くとも、右の一致の事実

と合わせて合理的嫌疑を形成しうるに足りる何等か別個の事情が必要であるとしている。⁽⁴⁾ 例えば、座席を予約した氏名を手掛かりとして内偵を行ったところ、その氏名の者は現に薬物取引の嫌疑を受けている者であることが判明したという事情⁽⁵⁾、捜査員が身分証明をみせた途端に逃走したという事実、供給地のひとつであるシカゴからの便に乗っていた被疑者が乗客が全員おりたかと思われるころ走り出てき、そのままロビーをかけぬけタクシーに乗ろうとし、しかも、背中に異常なふくらみがあり、誰かつけていないか後ろを振り返っていた場合等⁽⁶⁾⁽⁷⁾⁽⁸⁾⁽⁹⁾である。

(2) ところが、連邦最高裁は、メンデンホール事件⁽¹⁰⁾において右連邦下級裁の判例に水を差すかの如き判示をしたのである。事案は、デトロイト空港で二名のDEA捜査員が、プロフィールに一致する黒人女性に職質を行つたといふものである。一致していたとする理由は、デトロイトにヘロインの多くを供給しているロサンゼルスからきたこと、飛行機を最後に降り、「非常に神経質そうであり……捜査員の居た周辺一帯に目を配つていたこと」、手荷物の引渡しをうけなかつたこと、先にデトロイトを出発したときの航空便は他のエアラインを使つていたことであつた。そこで、捜査員が身分証明、航空券の呈示を求める、運転免許証と航空券の氏名とが異なつてゐること、カリフォルニア州には二日しかいなかつたことが判明した(以上、第一段階とする)。捜査員は、この段階で麻薬捜査官であることを明かし、DEA事務所への同行を求めた。事務所では、事前に捜索拒否権を告知した上、身体とサイフの捜索を要求し、同意を得た後、サイフの捜索を行つた(第二段階)。女性捜査員到着後、再度身体の捜索の同意を得て、脱衣させたところ、下着からヘロイン入りの包みをとり出して女性捜査員に手交したというものである(第三段階)。

ステュワート判事の法廷意見の出発点は、第一段階当初の接近、停止、職質を修正四条の seizure とあだらないとする点にある。つまり、テリー事件は、既に紹介したように、全ての警察官と市民との接触が seizure となるのではなく物理力の行使または権限の所在を示して自由を制約したときだけであるとした（392 U. S. n. 16, at 19）。ステュワート判事もこの見解を堅持するとし、「質問を受けた個人がこれを無視し立ち去れる自由が残るる限り……人の自由、プライバシーに対する侵害は生じない」とした（at 3130）。この「退去する自由」の有無の判断は、「当該事件の情況を総合してみたとき、合理的な人であれば、相手に退去する自由はない」と信じたであろう場合」か否かであるとする。例えば、警察官が何人も張り込んでいると威嚇するなど、武器をみせるなど、身体に直接されるなど、要求に従う義務があると示唆する言葉使いをするなどであるとする（ibid.）。しかし、本件のように、空港の通路で捜査官が身分を明かして身分証明、航空券の呈示を求めただけでは seizure にあたらないとする。また、その際、被疑者に捜査官の質問に答えて協力するなどを拒否する自由があると明示的に告知しなかつたことは、被疑者の応答の任意性に影響しないとする（ibid.）。次に、第一段階の同行についても「情況全ての総合」により任意のものとする。捜索の同意にいふれば、二十一才の女性で一応の学歴もある点から「同意」の意味を知る能力はあり、一度も明示的に同意しているとする、同意を撤回する自由のあることをまで告知されてもうかるとを考慮して、やはり任意のものとした。以上の理由で本件の捜索行為を適法としたのである（at 3130 -3131）。

ペウエル判事の補足意見では、本件当初の停止行為は修正四条の seizure であり、テリー原則の求める合理的な職務質問の研究——アメリカ社会の警察（1） 渡辺

嫌疑があつたと認定してゐる。これには、バーガー長官、ブラックマン判事が同調してゐる (at 3133)。

ホワイト判事の反対意見では、逆に、合理的嫌疑を認定するに足りる事由はないとする。更に、その後の同行についても先述のダナウエイ事件と同じく「逮捕」と区別しえないものであり、「事実上、DEA事務所へ赴く」とを拒否する自由はなく、また、自由にできるとも告知されていなかつた」のであり、加えて、「一度、事務所へ至るや被告人は裸体搜索をうけることなく退去を認められるとはなかつたであろう」とする。従つて、当初の停止もその後の同行も、それぞれ合理的嫌疑、相当の理由を欠き違法とする (at 3133-3136)。これには、ブレンナン、マーシャル、ステイーブンスの三判事が同調している。

(3) もいで、以前からプロフィールの使用にはいくつかの疑問が示されていた。まず、被疑者の挙動は事案によつても、また時間、場所によつても微妙に変化するものであるため、「一致」したか否かを客観的に明示しにくいう問題点があつた。また、どのような要素がどのような事実、経験、統計的・科学的分析を経てプロフィールに含まれるようになつたか不明であるし、個々の要素と具体的な犯罪との関わりについての吟味も不充分である。結局、被疑者がたまたまとつた何等かの行為がプロフィールのいずれかと一致するという“ラベリング”を行い、停止を正当化する口実にされる虞れがある。⁽¹¹⁾ プロフィールとの一致の主張だけで停止処分を正当化しえないとする下級裁の判例は、かかる疑義を反映したものであつた。⁽¹²⁾ これに対する連邦最高裁の見解は、差し当たり、三つに分かれている。①ホワイト判事他三名は、下級裁と同じく、プロフィールに一致しているとされる被疑者の挙動ではなお不充分とする立場である。②ペウエル判事他二名の考え方は、薬物事犯という重大犯罪の取締り目的、本件捜査

官が薬物関係で一〇年の経験を持ちデトロイト空港でも一年以上任務につき一〇〇件余の薬物関連の逮捕をしているという経歴とあわせると、プロフィールに一致した拳動の存在は、合理的な嫌疑を根拠づけうるとしているものである。

このように、犯罪の一般的重大性を考慮し、また、警察官の経歴を重視する認定方法は、既述のマグダ事件控訴審判決⁽¹³⁾、リチャードソン事件⁽¹⁴⁾などの用いたものであり、右見解もこれを反映したものであつたといえようか。最後に、

⑥ステュワート判事の見解は、そもそも本件当初の呼び止め行為は *seizure* にあたらないとするものであつた。

これは、連邦控訴裁の七八年のウイリー事件⁽¹⁵⁾が提唱した「コンタクト」論、N・Y州のディバウアー、ラベネ事件⁽¹⁶⁾による四段階説にならない、テリー事件等の判例によりようやく修正四条の吟味の対象となつてきた警察官と市民との接触場面の一部を司法的コントロールの外におき、警察官の裁量に任せるものに他ならない。つまり、この段階での接触では、「特定かつ明瞭な事実」の要件が不要とされ、また、コモン・ロー上の停止権の要件とされている「根拠のある嫌疑」さえも不要とされている。とすると、捜査官の直感で市民の自由が事実上拘束されることを放置することになる。また、「退去の自由」があるとされているが、市民の側はコンタクトと停止^{ストップ}の区別はできないのが通常であり、むしろほとんどの場合立去ろうとはしない。従って、現実には同一の自由の制約を市民の側が被りつつ、法的テクニックによりその要件が緩和されているという不都合を生じてしまう。

もひとと、このステュワート判事によるコンタクト論の承認が最高裁の多数を占めているのかどうかについては疑問がある。第一に、メンデンホール判決の各判事の理由付けをみると、ペウエル判事の補足意見とホワイト判事の反対意見は、本件の接触も *seizure* にあたるとした上で、テリー原則の要件を満たすか否かを吟味している。

つまり、七名の判事は当面かかる場面でのコンタクト論の適用には反対してゐるやうである。

第一に、メンデンホール事件の一月後、最高裁は、リード事件において、同じようプロフェールに一致する不審な挙動のある被疑者を停止させた行為について、「犯罪に関与してゐると合理的で明確な嫌疑」を欠く」とを

理由に違法と判断してゐる(at 2753)。本件では、捜査官は、被告人とその連れがコカインの主たる供給地から到着したといい、早朝に到着したといい、一人はいつしょに旅行している事實をかくすよくな動作をしていたこと、ショルダーバッグの他に荷物を持っていなかつたことをプロフェールに一致する特徴と考え、職質に及び、同行を求めていたといふ、被告人が逃走し途中でコカイン入りバッグをしてたといふものである。判決は、次のように述べてゐる。

「捜査官が依拠した証拠に照らすと、被告人が今一人の者の前を歩き、わふた、コンコースを通りながらともかくりその者の方を振返つたといふ事實のみが二人自身の行動に關わる事實である。そして、他の事情は、犯罪と關係のない旅行者の相當多くの人々にもあてはまる」とである。もし本最高裁が本件における程度のわずかな根拠により身柄拘束が正当化されるとの結論をとるならば、こうした多くの旅行者が事實上でたらめな身柄拘束をうけることにならう」(at 2754)。

このように、リード事件は、前述のホワイト判事の見解に沿つた結論を導いてゐる。これに対し、レンクイスト判事、ペュエル判事がそれぞれ反対意見を付し、コンタクト論によるべきであるとの主張に賛成する表現をしているが、理由付け等は詳細でない(at 2754)。なによりも、ステュワート判事自身が何等の意見も付していないのである。この意味で、メンデンホール事件がコンタクト論に関する先例的役割を担えるのかどうか不明である。⁽¹⁹⁾もつ

ルアホ、セーフティーポリス、ハーバード大学の研究者たるが、実際の職業運転士による調査⁽²²⁾。

(→) Note, Drug Courier Profile Stops and the Fourth Amendment: Is the Supreme Court's Case of Confusion in its Terminal Stage? 17 SUFFOLK UNT. L. REV. 217 (1981); Comment, Reformulating Seizures—Airport Drug Stops and the Fourth Amendment, 69 CAL. L. REV. 1486 (1981).

(△) See, United States v. Van Lewis, 409 F. Supp. 535 (E. D. Mich. S. D. 1976).

(△) United States v. Van Lewis, op. cit.; United States v. Floyd, 418 F. Supp. 724 (E. D. Mich. S. D. 1976); United States v. Chambliss, 425 F. Supp. 1330 (E. D. Mich. S. D. 1977); United States v. McCaled, 552 F. 2d 717 (6th Cir. 1977); United States v. McClain, 452 F. Supp. 195 (E. D. Mich. S. D. 1977); United States v. Coleman, 450 F. Supp. 433 (E. D. Mich. S. D. 1978); United States v. Williams, 594 F. 2d 86 (5th Cir. 1979); United States v. Elmore, 595 F. 2d 1036 (5th Cir. 1979). たゞ、「要するに」は必ずしも「法的根拠」ではない。United States v. Mendenhall, 596 F. 2d 706 (6th Cir. 1979).

(△) United States v. Riggs, 474 F. 2d 639 (2d Cir. 1973); United States v. Rico, 594 F. 2d 320 (2d Cir. 1979); United States v. Flores, 462 F. Supp. 702 (N. D. N. Y. 1978); United States v. Roundtree, 596 F. 2d 672 (5th Cir. 1979).

(△) United States v. Van Lewis, 409 F. Supp. 535 (E. D. Mich. S. D. 1976).

(△) United States v. Pope, 561 F. 2d 663 (6th Cir. 1977).

(△) United States v. Garcia, 450 F. Supp. 1020 (E. D. N. Y. 1978).

(△) ハーバード大学の研究者による調査⁽²³⁾。United States v. Carter, 592 F. 2d 402 (7th Cir.), cert. denied, 99 S. Ct. 2001 (1979); United States v. Grayson, 597 F. 2d 1225 (9th Cir. 1979); United States v. Schoor, 597 F. 2d 1303 (9th

神戸学院法学

Cir. 1979).

- (⁹) Comment, 71 J. CRIM. L. & C. 499 (1980); Comment, *Mendenhall* and *Reid*: The Drug Courier Profile and Investigative Stops, 42 U. PITTSBURGH L. REV. 835 (1981).

(¹⁰) United States v. Mendenhall, 100 S. Ct. 1870, 27 Cr.L. 3127 (1980).

(¹¹) Comment, op. cit. 42 U. PITTSBURGH L. REV. at 835.

(¹²) Cf., United States v. Chambliss, 425 F. Supp. 1330 (E. D. Mich. S. D. 1977).

(¹³) United States v. Magda, 547 F. 2d 756 (2d Cir. 1976).

(¹⁴) United States v. Richardson, 461 F. 2d 860 (3d Cir. 1972).

(¹⁵) United States v. Wylie, 569 F. 2d 62 (D. C. Cir. 1977), *cert. denied*. 98 S. Ct. 1527 (1978).

(¹⁶) People v. DeBour, 40 N. Y. 2d 210, 386 N. Y. S. 2d 375, 352 N. E. 2d 562 (1976); People v. LaPene, 40 N. Y. 2d 210, 352 N. E. 2d 571 (1976).

(¹⁷) Comment, op. cit. 69 CAL. L. REV. at 1496, 1498, 1502.

(¹⁸) *Reid v. Georgia*, 100 S. Ct. 2752 (1980).

(¹⁹) *Forero-Rincon v. United States*, 626 F. 2d 218, n. 3 at 219 (2d Cir. 1980); *United States v. Robinson*, 625 F. 2d 1211, 1214 (5th Cir. 1980). *Herbst v. United States*, 634 F. 2d 979 (5th Cir. 1981); *United States v. Herbst*, 641 F. 2d 1161 (5th Cir. 1981).

(²⁰) Comment, Criminal Profiles After *United States v. Mendenhall*: How Well-Founded a Suspicion? 1981 UTAH L. REV. 557; Greenberg, Drug Courier Profiles, *Mendenhall* and *Reid*: Analyzing Police Intrusions on

小括

テリー、ウーリット・ムーズ事件が、謂はばもへじ典型的むじやの停止・捜査の類型に基づいて、修正四条の例外を認めたのに対し、上述の判例群は様々なバリエーションを併せたものである。しかも、氏名開示条例とテリー原則との関係（トロウハ、ドウハ・イリッポ事件）、令状執行場所現在者の停止・捜査処分（ヤバーラ、サマーク事件）、空港での薬物捜査のためのプロトコールの使用（モンデンホール、リード事件）では、同種事案を扱った二件の判決がそれぞれあるが、こずれも各一判決の結論は相異なるものであった。降車命令に関するムス事件、任意同行・取調べに関するダナウェイ事件においても、法廷意見と少数意見との鋭い対立がそれぞれみられる。従つて、大雑把に云えば、停止・捜査に関する最高裁の判例は、連邦下級裁判例が明らかにした様々な問題点を踏まえて、よりやく田の基準設定の努力をはじめたといふことべよいか。⁽¹⁾⁻⁽²⁾

- (1) 他より、国境警備のためにすれ自動車検問と修正四条の例外について、*United States v. Brignoni-Ponce*, 422 U.S. 873 (1975); *United States v. Martinez-Fuerte*, 428 U.S. 543 (1976); *United States v. Cortez*, 28 CrL. 3051 (1981).
- (2) 文献による、Note, An Analytical Model For Stop and Frisk Problems, 43 UNI. COLO. L. REV. 201 (1971); Comment, *Terry Revisited and the Law of Stop-and-Frisk in Texas*, 27 SOUTHWESTERN L. J. 490 (1973); Bogenly, Street Patrol: The Decision to Stop a Citizen, 12 CRIM. L. B. 544 (1976); Comment, *Terry Revisited: Critical Update on Recent stop-and-Frisk Developments*, 1977 WISCONSIN L. REV. 877; Dutille, Freezing the

典則 評述

(長文圖) 1-211

Status Quo in Criminal Investigations: The Melting of Probable Cause and Warrant Requirements, 21 BOSTON L. REV. 851 (1980); Misner, The New Attempt Laws: Unsuspected Threat to the Fourth Amendment, 33 STAN. L. REV. 201 (1981).

(米國)